

平成21年第10回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成21年12月11日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成21年12月11日
2. 閉 会 平成21年12月18日
3. 会 期 8日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	目 黒 一	6番	渡 部 昌	11番	長谷沼 清 吉
2番	多 賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	12番	長谷川 徳 喜
3番	青 木 照 夫	8番	佐 野 悦 朗	13番	清 野 邦 夫
4番	荒 海 清 隆	9番	武 藤 道 廣	14番	清 野 興 一
5番	清 野 佐 一	10番	大 沼 洋 平		

2. 不応招議員

な し

平成21年第10回西会津町議会定例会会議録

平成21年12月11日（金）

開 会 10時04分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	11番	長谷沼	清吉
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	12番	長谷川	徳喜
3番	青木	照夫	8番	佐野	悦朗	13番	清野	邦夫
4番	荒海	清隆	9番	武藤	道廣	14番	清野	興一
5番	清野	佐一	10番	大沼	洋平			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	地域整備課長	杉原 徳夫
総務税政課長	伊藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 文男
まちづくり政策室長	成田 信幸	教育委員長	矢部 征男
町民情報課長	大竹 享	教 育 長	佐藤 晃
健康福祉課長	藤田 潤一	教 育 課 長	高橋 謙一
経済振興課長	新田 新也	代表監査委員	廣瀬 涉

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健一	議会事務局主査	齋藤 正利
--------	-------	---------	-------

# 第10回議会定例会議事日程（第1号）

平成21年12月11日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告  
請願の受理、委員会付託

日程第4 管外行政調査実施報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

日程第8 報告第1号 委任専決処分事項

散 会

（全員協議会）

（議会広報特別委員会）



○議長 ただいまから、平成 21 年第 10 回西会津町議会定例会を開会します。

( 1 0 時 0 4 分)

開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、師走に入り公私まことにご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望しますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり 15 件の議案及び 1 件の報告事項が提出され、受理しました。

次に、本定例会までに受理した請願は 1 件であり、請願の要旨等はお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、12 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については監査委員から報告がありましたのでその写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から各課長、室長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理しました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、4 番、荒海清隆君、11 番、長谷沼清吉君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 18 日までの 8 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 18 日までの 8 日間に決定しました。

日程第 3、議長諸報告を行います。

9 月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりでありま

す。

次に、請願の受理、委員会付託について申し上げます。

本日まで受理しました請願は1件であります。会議規則第90条の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり経済常任委員会に付託いたします。

日程第4、管外行政調査実施報告を行います。各常任委員長の報告を求めます。

報告は総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。なお、報告は簡潔にお願いいたします。

総務常任委員会委員長、渡部昌君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 経済常任委員会委員長、長谷川徳喜君。

○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

14番、清野興一君。

○清野興一 経済常任委員会の報告で確認したいことがありますのでお尋ねします。

委員長の報告では農家民泊とおっしゃっておられましたけど、報告書には農家民宿と書いてあるんですね。どっちが正しいのか。なお、民泊と民宿の違いというのはどこにあるか。

それともう一つは、飯豊町は年間100万人の観光客がくるんだと。この100万人の集客というか、観光客としてくる観光資源というのはいったい何でね、たぶん農家民泊だか民宿だか分からないけど、そのほかに旅館もあると思うんですが、この100万人というのは日帰りが多いんでしょうか、それとも民宿への泊まりは70人と40人だから110人、これ年間と考えていいと思うんですが、あとの大半というのは飯豊町にある旅館やホテル、そこにお泊まりなのか、日帰りで行ってしまうのか、この二つを教えてください。

○議長 12番、長谷川委員長。

○経済常任委員会委員長 お答え申し上げます。今14番の質問は、民泊と民宿がどちらが正解かと。これ、見たとおり全く字は同じですね。民泊、民宿ね。私はまったくそれは別問題なんですよ。その民泊で報告したのは、町の中央から30分～40分ぐらい行った、先ほど私申し上げたとおり、西会津だといわゆる弥生とか弥平四郎、ああいうような沢の中に入って行って、やはり空き家も出てきた。そして若い者はいないと。残っているのはお年寄りだけだということで72歳のばあさんが

(「民泊と民宿の違いを聞いている」の声あり)

民泊は宿屋でないと言ったでしょう。民宿は宿屋といったでしょう。それで理解できないの。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 民泊と民宿というのが設備も違うし、ちゃんと営業許可、その条件が違うんですよ。だから、どっちが正解なのかと聞くのも、この西会津も民泊を進めようと、こういうような計画があるので先進地のことをこと細かに聞いておきたい、そういう意図であります。正確に教えてください。

(不規則発言あり)

○議長 暫時休議にします。(10時40分)

○議長 再開します。(10時50分)

12番、長谷川徳喜君。

○経済常任委員会委員長 先ほど14番から、民泊と民宿がどう違うのかと、こういった質問がありました。私もそういった職種に対してはあまり認識がなかったので、大変軽率だと反省しておりますが、民泊と申し上げましたが、民宿が正しいので、民宿とご理解をさせていただきたいと思います。

民宿は営業の許可を受けて営業できますが、民泊は営業許可がいないそうでございます。100万人の入り込み客というんですか、町外から来るお客さんがどぶろく特区だけでくるのかという質問にお答えします。

その町は、どんでん平ゆり園というのがあります、これは150万本のゆりがあるそうです。どんでん平ゆり園と。それと中津川をせき止めてできた白川ダムというのがあります、その客も入りまして年間100万人と。

ほとんどの人が日帰りなそうでございます。ご理解できたでしょうか。

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、管外行政調査実施報告を終わります。

日程第5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、廣瀬渉君。

○代表監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第8、報告第1号、委任専決処分事項の報告を行います。本件の報告説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 報告第1号、委任専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、昭和53年6月30日にご議決をいただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行いましたので、その内容についてご報告を申し上げます。

件数は1件で、交通事故に係るものであります。それでは報告第1号をご覧いただきたいと思います。

事件の発生年月日は平成 21 年 11 月 10 日であります。その内容であります、奥川大字飯里字反の前地内の町役場奥川支所駐車場において、町公用車が駐車するために進入したところ、既に駐車してあった相手方車両に接触し、損傷を与えたものであります。

事件の相手方は記載のとおりであります。

和解の年月日は平成 21 年 11 月 25 日、賠償額 4 万 4,166 円で和解したところであります。過失割合は当方 100%、相手方 0%であります。

なお、本件につきましては、シルバー人材センターに委託した業務の中で発生したものであり、事故発生後直ちに運転手本人及びシルバー人材センターの事務責任者を呼んで厳重に注意し、再発防止について指導したところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上をもちまして、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき、委任専決処分事項の報告といたします。

○議長 　ただいまの報告に対し、質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 　これで質疑を終わります。

これをもって報告第 1 号、委任専決処分事項の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。（11時52分）



平成21年第10回西会津町議会定例会会議録

平成21年12月14日(月)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	11番	長谷沼	清吉
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	12番	長谷川	徳喜
3番	青木	照夫	8番	佐野	悦朗	13番	清野	邦夫
4番	荒海	清隆	9番	武藤	道廣	14番	清野	興一
5番	清野	佐一	10番	大沼	洋平			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	地域整備課長	杉原 徳夫
総務税政課長	伊藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 文男
まちづくり政策室長	成田 信幸	教育委員長	矢部 征男
町民情報課長	大竹 享	教 育 長	佐藤 晃
健康福祉課長	藤田 潤一	教 育 課 長	高橋 謙一
経済振興課長	新田 新也	代表監査委員	廣瀬 渉

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健一	議会事務局主査	齋藤 正利
--------	-------	---------	-------

第10回議会定例会議事日程（第4号）

平成21年12月14日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（常任委員会）

（一般質問順序）

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 多賀 剛   | 2. 目黒 一   | 3. 荒海 清隆  |
| 4. 青木 照夫  | 5. 五十嵐忠比古 | 6. 清野 佐一  |
| 7. 渡部 昌   | 8. 佐野 悦朗  | 9. 武藤 道廣  |
| 10. 長谷沼清吉 | 11. 長谷川徳喜 | 12. 清野 興一 |

○議長 平成 21 年第 10 回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

2 番、多賀剛君。

○多賀剛 おはようございます。2 番、多賀剛でございます。先に通告いたしました 3 点の一般質問をさせていただきます。

まず 1 点目といたしまして緊急雇用対策についてお尋ねいたします。

総務省労働力調査の 10 月分速報値によりますと、全国で 10 月の完全失業者数は 344 万人と 1 年前に比べ 89 万人増加しており、12 カ月連続での増加となっております。また、完全失業率は 5.1%と前月に比べ 0.2 ポイントの低下となっております。昨年来の世界同時不況以来、未だ不景気感から脱却できず、雇用情勢も改善される気配さえありません。

本町においても相当数のかたが解雇されたり、あるいは事業所自体が倒産、廃業したりなどで仕事を失っている状況にあります。そのような中で緊急雇用対策を実施するにあたり、町当局は町内の失業者数は把握できているのかお伺いいたします。

また、9 月定例会において議決いたしました県の緊急雇用創出基金事業と町単独での緊急雇用対策事業、合わせて 1,700 万円計上したわけですが、この事業の実績と効果はどれだけあったのか。また、今後の対策はどうかおつもりなのかお伺いいたします。

高卒者の就職内定率が過去 5 年間で最低の状況にあります。県内の 10 月末現在の内定率も 50%強と大変厳しい状況にあります。町長ご就任時の所信表明において町内の厳しい経営環境に置かれている企業、事業所に対し、働く場を確保するために雇用対策として財政支援措置を講じるとのことでありました。

町内の企業、事業所に対してトップセールスとしての求人、あるいは雇用をお願いをすることはもとより、新規の高卒者の就職内定をした事業主に対して奨励金を出すなどの支援策を講じることができないかお伺いいたします。

2 点目の質問といたしまして、町長交際費についてお尋ねいたします。

町長はご就任以来、公約のとおり町長交際費を大変分かりやすくホームページ等で公表されておられます。私は町長交際費に関して金額の大小、あるいは多い、少ないをただすつもりはありません。交際費支出基準に照らし合わせて正しく支出がなされているのならば町勢進展のために使った以上の効果があるのであればある程度は使っていただいていると考えております。

その中で疑問に思った部分がありましたのでお尋ねいたします。

それは弔費として香典の支払であります。10 月末現在、3 カ月間で 63 件、45 万 5 千円の支払があります。この支払の基準、根拠はどうなっているのかお伺いいたします。

3 点目の質問といたしまして、最近取り組まれている施策について三つほどお伺いいたします。

一つ目は町民提案制度として始まった町長へのおたよりについてお伺いします。事業が

スタートして1カ月あまりになります。現在までどのようなご意見やご提案が、どれだけの数寄せられましたでしょうかお尋ねします。

併せて、私も大変楽しみにしておりますが、町長のブログはいつ開設されるのでしょうか、お伺いいたします。

二つ目として、ノーマイカーデーについてお尋ねいたします。CO<sup>2</sup>削減、地球温暖化対策あるいは公共交通機関の利用促進、又は健康増進を図るといような目的で試行的に行なったようでありますが、その後の反響はどうだったのでしょうか。また、職員の反応はどうだったでしょうかお尋ねします。私はぜひ定期的実施していただきたいと思いますが、今後はどうなさるおつもりなのかお伺いします。

最後に町長の政治の基本理念の三本柱でもあります町民との対話についてお尋ねします。

町長ご自身では町民との対話、あるいは職員との対話は十分できているとお思いでしょうか、それともまだまだ足りないとお思いでしょうか、お伺いします。

以上の3点を私の質問といたします。明快なご答弁をお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おはようございます。それでは2番、多賀剛議員からいくつかの質問がございましたが、私からは町長交際費についてのご質問にお答えをしたいと思います。

まずはじめに、議員からご質問のありました10月末時点での件数及び金額であります。町ホームページで公表している各月の執行状況の末尾に記載の件数は累計でございます。したがって正しくは36件23万円でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それでは、ご質問にお答えいたしますが、議員もご承知のとおり、町長交際費につきましては、町政の円滑な運営を図るために、町長等が町を代表して外部の個人又は団体との交際にかかる経費であります。この町長交際費の関係につきましては、主要事項報告の中でも申し上げましたように、私は、選挙公約、いわゆるマニフェストの中で「開かれた町政運営」を掲げてまいりました。これは、まちづくり基本条例に基づく協働のまちづくりを進めるためには、何よりも情報の公開が不可欠であるということから、町のさまざまな情報を積極的に外部に公表、発信することによって、透明性の高い町政を築き、町民の皆さんにまちづくりに関心を持っていただくことが極めて重要であるということと考えております。

このようなことから、開かれた町政運営の一環として、町長交際費の公表に関する要綱並びに町長交際費支出基準を制定し、私が町長に就任した8月5日から、その用途についてホームページに掲載するとともに、支出簿を閲覧できるよう公表を行っているところであります。

この町長交際費にかかる支出基準、支出先といたしましては、一つは町の事務事業と直接、密接な関係にあるもの、二つ目は町勢の伸展に功績があったもの、三つ目は災害、事故等があったもの、四つ目は町長が特に必要と認めたものと規定しております。また、支出区分のうち、特にご質問のありました弔費、いわゆる弔い費の支出区分といたしましては、町議会議員本人・元町四役の本人・名誉町民・特別功労表彰受賞者、あるいは自治区長等のほか、管内の市町村長などの区分を定めて、最後に「その他町長が特に必要と認める者」と規定しております。

10月分まで公表されている交際費の内、弔費につきましては、先ほども申し上げましたが、36件23万円で、その内訳といたしましては、元学校薬剤師及び現職自治区長の2件で6万円、その他一般町民で34件17万円となっております。

私は、これまで弔費の支出にあたりましては、町長交際費支出基準に基づいて支出していましたが、その中でいわゆる一般の町民の皆様につきましては、「その他町長が特に必要と認める者」の規定を適用して支出してまいりました。

その理由といたしましては、故人となられた全ての町民の皆様は、これまで町勢の伸展にそれぞれの立場において関わっていただき、生前まちづくりにご協力いただいたものと受け止めながら、役職等わけ隔てることなく、御礼と感謝を込めて弔意を表してきたところであります。したがって、こうした理由によりまして弔費を支出してまいりましたのでご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 2番、多賀剛議員の緊急雇用対策についてのご質問にお答えいたします。

昨年来の世界的な金融危機に端を発した景気の低迷に伴い、全国的な雇用情勢の悪化が現在も続いております。10月の福島県内の有効求人倍率は0.33倍となっており会津地方においても0.42倍と若干持ち直しているものの、依然として厳しい状況となっており、特に喜多方管内においては0.27倍と会津管内で、最も低い倍率となっております。

「町内の失業者数は把握しているか」との質問であります。正確な実数を把握する方法はありませんがハローワーク喜多方の最新情報によりますと8月から10月に登録した町内の求職者数は60人とのことであり、またハローワークを通さないで求職活動をしている方もおられることから60人以上の方が職を求めていると考えられます。

次に緊急雇用対策事業の実績と効果についてであります。今次補正を含め補助事業で3,021万8千円、町単独の事業として1,172万円の合計4,193万8千円を予算計上し、町長が提案理由の説明でも申し上げましたとおり、本年4月より現在まで補助事業で15事業、31人、また町単独事業で6事業、13人、合わせて21事業、44人の雇用機会の創出を図ってまいりました。

また、12月までの予算ベースによる事業実施状況は、補助事業で95.8%、単独事業で69.4%となっており、雇用者も男女を問わず20代から60代まで幅広い年齢の方に就労していただいていることから、町の雇用対策事業として大きな効果があったものと認識しております。

また今後の見通しであります。緊急雇用対策事業の来年度要望を県に提出したところであり、引き続き雇用機会の創出に努めてまいりたいと考えております。

次に新規高卒の就職内定率であります。11月末の県の就職内定率は62.7%となっており、県立西会津高等学校におきましては、現在のところ就職希望者20人に対し60%の12人が就職内定を得たとのことであり、そのうち町内事業所への就職内定者は1名であります。

このように厳しい就職状況ではありますが、町といたしましては今後、町長が町内の各事業所に出向きながら就労の場の確保を要請するとともに、先日開設しました雇用促進対

策窓口を通して、町内の事業所の現状把握等に努め、議員おただしの事業所に対する奨励金を含めた各種支援策の検討をしまいる考えでありますのでご理解願います。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 ご質問のうち、最近取り組んでいる施策についてのご質問にお答えいたします。

はじめに町民提案制度に関しお答えをいたしたいと思ひます。この制度は、町長が本定例会の主要事項報告の中で申し上げましたように、町政運営にあたっての基本姿勢のひとつであります。町民との対話を重視し、町民の声を町政に反映させるものとして、11月10日から開始をいたしました。これまでに21名のかたから、47件ものご意見やご提案をいただいたところであります。

その主な内容といたしましては、農林業、商業、観光などへの活性化に関する提案や、就労の場の確保といったような要望、あるいは道路の整備や公共交通に関する要望など、身近なものから町全体に関わるものまで、幅広い視点からの要望やご提案をいただいたところであります。

次に、町長のブログについては、町長が公務の中でどのようなかたとお会いをし、また、何をしたのかなど、町長自らの情報を公開することによりまして、どのようなまちづくりが進められているのかを知っていただく、ひとつの手段として設けるものであります。町のホームページの中に町長ブログという項目を掲載しておりますが、現在、制作中のためご覧いただけない状況にありますことから、今後、速やかに閲覧ができるよう作業を進めていくこととしております。

次に、町民との対話に関するご質問にお答えをします。町長は就任以来、さまざまな会議で町民のみなさんと対話を進めてまいりました。またそのほか、会やグループなどから、参加をしてほしい、また講演などをしていただきたいといったようなご依頼があれば、可能な限り出席をいたしまして、さまざまな場面を通じて町民のみなさんとの対話を努めてきたところでございます。

今後も、あらゆる機会をとらえながら町民との対話を進めていく考えでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 2番多賀剛議員のご質問のうち、ノーマイカーデーに関するご質問にお答えします。

町長が主要事項でご説明しましたように、町では、温室効果ガスの排出を抑制し、併せて公共交通機関の利用促進、職員の健康増進などを目的として、去る11月19日に、通勤距離に応じて徒歩や自転車、バスや鉄道などで通勤する町職員ノーマイカー通勤デーを試行的に実施したところ、本庁舎、CATV庁舎への通勤者においては、マイカー以外の通勤方法での通勤者が9割以上になるなど、非常に多くの職員に協力をいただいたところであります。

また、町民の皆さんにも、職員が徒歩や自転車、バス、鉄道を利用している通勤風景は、大変好評を得たものと感じております。

実施後に行った職員へのアンケートでは、この取り組みに参加して、通勤経路の道路状

況や公共交通の実態の把握、環境問題への認識を深めることができた、日頃の運動不足を実感したなど健康増進への効果のほか、遠方からの通勤者、子供の送迎などの家庭事情への配慮、実施時期や一斉実施の考え方など、所期の目的に合致した意見や提言、改善点が寄せられました。

町としましては、自家用車の使用を自粛することで、排出する二酸化炭素を削減することにより地球温暖化防止対策に対する職員の意識を向上させることはもちろんですが、取り組んでいる職員の姿を見た町民のかたがたにも関心を持ってもらうことによって、環境についての理解を深めてもらえたものと考えております。

今回の試行的な取り組みを踏まえ、課題や問題点を整理し、今後、環境にやさしい活動の一貫として、新年度においても職員の自主的な行動のもとに、取り組んでいきたいと考えております。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 まずはじめに町長交際費について再質問させていただきますけども、先ほど私件数、金額の集計の仕方間違っていたみたいなので訂正してお詫び申し上げたいと思います。

その中でまず町長交際費、町長おっしゃることはよく分かりますが、まず町民がお亡くなりになったかた全員にこれは今までお出ししてたのか、その辺をまずお尋ねします。

○町長 全員に、今まですべて、100%いってきたのかということ決してそうではございません。その理由につきましては、お亡くなりになったかたについてこういうところで差の問題を言うのも何でありますけれども、例えば、例えばですよ、施設に入っておられて本当の意味での町民でなかったかたとかというのおるわけですよ。そうしたかたについてはご遠慮申し上げたとか、あとは何と申しますか公務の場合においてどうしても行く時間がないということなどについてはこれまで何回もございましたけれども、それを取り止めてまでも行くということについてはご遠慮申し上げてきました。

したがって、自分で行ける時間の範囲内であればその対応をとってきたということですので、そういう状況だったということをお願いしたいと思います。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると、町長、香典をお出しする明確な基準は今まで特別なかったということでしょうか。この町長交際費、交際費に関しましては、私も実は会社の交際費を使うことがあります。それは当然会社でお世話になっているかた、取引のあるかた、また、お客さん、そういうかたがお亡くなりになった場合は当然会社の交際費として会社の金庫から香典をお持ちする。それで私自身は自分の友人、知人、親戚なんかにそういう不幸があれば、当然私自分の財布から香典をお持ちするという、そういう認識なんですけど、町長は私の認識と違いますでしょうか、お尋ねします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 基本的にはそういうことだと思います。一般的には。私も、例えば親戚だとか、個人にかかわる問題についてはすべて交際費でやってるというようなことでは決してありません。これまでだって町内外、町のほかに、例えば親戚のかたが亡くなられたということについてはもちろん個人で行くというのは当たり前でありますので、交際費の基準には

該当いたしません。

したがって、この交際費の基準というのはまさに町長が必要と認めた範囲内で私は執行しているということでありますので、明解に企業を運営しているその状況と、町の住民との関係ではすべて同一視に見ることはできないのではないかと私は思っております。

したがって、何を基準にするのかという明確な、一般町民の皆さんのかたに対する基準というのは、明解なその基準というのは設けることは非常に難しい。私はそう思いますし、例えばもしそういう基準を明確に求める、あるいはそういうことがこうだということの案があればどんどん出していただければいいのではないかと、このように思います。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 あんまり水掛け論になるようで恐縮なんですけど、あんまり、いわゆる町長が特に必要と認めるものを、あんまり私は拡大解釈しないほうがいいと思うんです。件数的には出さなかったかたもいるということであれば、その境を聞いてみたいですけども、相当数のかたには香典をお出ししていると思うんですよね。

実は私の身内なんかも町長の交際費から香典をいただいています。だから、特に認めるものに入ってるんだろうなと思いがちでしたが、私は、特に認めるかたを拡大解釈しないで、みんなが本当に十分当然至極だと思えるようなかた。例えばいわゆる別表、支出基準の別表に入らなくても、いわゆるボランティアを一生懸命やったとか、町の審議会等委員を一生懸命やったとか、誰が見てもこれは町に貢献したなというかたに限ると。

限ると言い方はどうか分かりませんが、あんまり拡大解釈しないで、町長交際費を支出していただきたいと思いますが、そういう考えはございませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 拡大解釈とするか、あるいはどういう人にするかというのは一般の人に対して私は非常にその範囲というのは難しいと。議員がなぜここまで追及をしてくるのか、あるいはかつてこの弔費の問題について質問がされたというようなことは私は記憶にありませんけれども、いわゆる無駄だから行く必要がないんじゃないかと。もっと別なふうに考えたらいんじゃないかと。こういう厳しい関係の折に、こういうばらまきのような、そういう弔費の使い方はいかなものか。明確にそう言ってもらえば、それは素直に聞かざるを得ないところにしか聞かざるを得ないと思いますけれども、たぶんそういう意味でおっしゃっているというふうに思いますが、そのところについては私は今もって、どの辺で一般の人と、あるいは役職の人との、あるいはまた一般の人の、いわゆる町長が必要と認めるものの区別の中では、まだ明確には定まっておられません。これはどんな人でもこの西会津町に住んで、そして町の住民として一生懸命まちづくりのためにご協力をいただいたという範囲の中で私は感謝と御礼を込めて行っているものでありますので、今ほど議員がおっしゃられた範囲の中については今後の支出の中で十分に検討していきたいと。あるいはそういう配慮もこれから必要なのかなと、内心想っておりますので、これ以上言われれば何か答えになるかどうか分かりませんが、水掛け論で終わってしまうのかなと、こう思います。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 町長おっしゃるように、町長が対話を重視することなんで、ぜひ町民の



皆さんの話を聞いていただきたい。その上で判断していただければいいと思います。この辺で今の質問は変えたいと思います。

質問を変えまして、まず次の緊急雇用対策について。これ雇用対策とはいうのは本当に緊急に困っている人、実際にこれから正月をどうして迎えたらいんだというような本当に緊急に対応しなければならないものと、今までこの緊急雇用対策によってある程度有期の期間を決められた仕事を得られたかた。しかしこのかたも期間が終わればまた失業してしまうというようなことなので、こういうかたのための中長期的な就労支援対策、これは今まで以上に継続してやっていただきたいと思います。

それでそれに併せて、今まで雇用される側の支援はもとより、もう一つは雇用する側の支援、これも今のご答弁でありましたけれども、これからは考えていただきたい。町内の企業、事業所に一人でも多くの町民のかたが就職、継続雇用してもらえればこれほどいい雇用対策はないわけであって、ましてや高卒者、新規雇用を考えていただけるような支援策はないのか、どうすれば雇用しやすい環境になるのか、あるいはどんな支援策が有効なのか、ぜひ町長、地元の企業経営者、あるいは事業主と話をさせていただいて、聞いていただいて、あまりとんちんかんな施策を打つてもしょうがないので、ぜひ話を聞いていただいて、何とか雇用する側の施策もこれから考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 確かにおっしゃるとおりであります。これまでは、私はやっぱり西会津町の雇用対策の厳しさというものを十分に認識しておりまして、9月の中で1,000万円を皆さんにご議決をいただいてそれなりに対応してまいりました。

その結果、非常に雇用に対する不安の一部は解消されたのかと思います。しかし、これが完全に解消されたというわけでは決してありません。一定期間の期間が限定をされておりますので、その対策については先ほどの課長が答弁をしたとおり、県に対してこの継続を要望しておりますので、これが認められ、あるいはこれから雇用対策窓口においても今後の継続にあたって、どれだけの人がまた職を求めているのか、こういうことをしっかりと把握をしていきたいと思います。

もう一つは雇用主、いわゆる企業の皆さんの現状をやはり考えなければならない。それがどういう状況にあるかということについては私自身がこの目で確かめて、そしてそれぞれの事業主、あるいは事業の皆さんと一緒に話をして、何が必要なのか、何を町政に求めようとしているのか、求めたいのか、このことを話し合いの中からしてまいりたいと思います。一方通行であってはならないと思っておりますので、まだ実施しておりませんが、1軒残らず、西会津町の事業所まわりを自らやってみたいと思います。そしてお話し合いを聞いて、その中で集約された意見に対して町としての対応策を決めていきたいと思っております。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ、町長には事業主との対話をさせていただいて有効な手だてを打っていただきたいと思います。質問を変えます。

次に、町長へのおたよりについて再質問しますが、21名のかたから47件のご提案、

ご意見が寄せられたということで、私自身も予想以上の反響があったと感じております。今後はこの中のどんな小さなご提案でもいいです。何らかの形で町の施策に反映させていただきたい。そうすれば提案されたかたがご自分の意見を取り上げていただいた。さらなるいい提案、意見を出してもらえるようなことになる。また、あるいはまわりからもいろんな意見が寄せられる。こういった小さな成功事例の積み重ねがこの提案制度をよりよいものにしていくと思いますが、いかがでしょうか。

○議長　まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長　お答えをいたします。町民提案制度ということで町長へのおたよりということで先月の10日から開始いたしました。件数、また人数につきましては先ほどお話したとおりでございます、47件の内容が寄せられました。

この制度はじまりましてほしい1カ月程度でございますのでこれから継続をしていく中でまたさらにいろいろなご提案なり、またご要望なりご意見が出ることと思います。それらの内容を精査をいたしながら、これから役場の内部で内を精査しながら、できるだけ反映できるものは反映させていくというような考えのもとに進めていく考えでございます。

まだ始まったばかりですので、これから長い目で見ながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長　2番、多賀剛君。

○多賀剛　それとあと、町長のブログなんですけども、これもなるべく早く開設していただきたい。これは改めておたよりとして出すまでもないけども、町長のブログを拝見すれば、そういうブログの中だったら気軽にコメントができるというようなかたも必ずいると思います。意外とそういう小さなコメントの中にもいい意見が寄せられたりすると思いますので、ぜひこのブログなんかも早めに開設していただきたいと思います。

次、ノーマイカーデーについて。これ私先ほど申しましたように大変おもしろい取り組みで興味深く拝見しておりました。ぜひ、定期的な開催を望むものでありますが、ただこの取り組みもただ、職員がやらされているというようなイメージであったならば役場の駐車場が空になっても、中学校の駐車場がいっぱいになってしまうというようなことがあつては、本当に中身の無い取り組みになってしまうような気がします。

ですから、先ほど言った町長の目的にプラスしてもう一工夫していただけたらもっといい取り組みになるような気がします。

例えば、このノーマイカーデーの日はノー残業デーにさせていただいてみんなで早く帰りましょうと。そしてせっかく車に乗ってこのかつたんだから、みんなで町内の飲食店に出ていっていただいて一杯やっていただく。こんなことをすれば残業代の節約、光熱費の節減、何よりも町内の活性化になる。このような遊び心があればもっと面白い取り組みになると思いますがいかがでしょうか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　多賀議員のおっしゃるとおりなんです。今回は何か一部にはですよ、意見がありましたけれども、一斉に強制的なことはいかななものかということも確かに意見として上がっておりました。

私はこれは強制でもなんでもないと。この目的はいったい何なのかといえば、健康もあ

るでしょうし、環境問題ある。しかし何よりも私は町民のいわゆる皆さんの暮らしや、あるいは道路の事情や風景や、それを職員自らが歩いて見た目の高さ、車に乗った高さ歩いて見た目の高さと感じるところが確かに違うはずだと。ですから一度そういうことをやってみたらどうかということが目的の一つでもありました。

したがって、その効果というものは十分現れていると思います。私自身も本当にめったに歩くことがありませんでしたけれども、まず、いろんな人と会うときにあいさつができるということと、道路事情というのがこんなに舗装がされていたんだけど歩いてみると、本当にこういう道路の状況でよかったのかなということも実感として感じられたわけでありました。

したがって、おのずとそういうことを考える。あるいは公共交通というものの利便性はたしてこれでいいのかということも、やはり乗ってみてはじめて分かるわけなのでありまして、これからは決して強制ではありませんで、もしできるならば職員自らが実行委員会などをつくりながら、その日の設定、あるいは内容、こういうことを自ら考えていけばいいのではないかと思います。

また、もう一つご提案の飲食店の内容とかノー残業デーも含めて、私はいい方法ではないかと思えます。

実は、これは冗談ではなくてあるときに、実際にこれを対応した飲食店がありました。私は素晴らしい発案だったなというふうに思いましたので、これは町のほうでそういうことをしかけるんじゃなくて、それに合わせて飲食店やその他の皆さんでいろいろこれに対応したらいかかかなと、こんなふうに思いますので、経済的効果も発揮できるようにしていきたいものだなと、こんなふうに思っております。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ今言った最後の話、私も町内近所にいっぱい飲食店あるもんですから、ただでさえ忘年会シーズン、いったい役場の人たちはどこで飲んでんだべと、さっぱり顔見せないなというような話いっぱいありますので、ぜひ皆さんで定期的を実施していただければ店側の対応もできると思うんですよ。ああ、今日はノーマイカーデー、ノー残業デーだから晩酌セットを考えようとか、いろんなアイデア出て町内もまたさらなる活性化すると思いますので、ぜひこれは続けてやっていただきたいと思えます。

最後に、今日の私の質問すべてに通ずることはありませんけれども、対話についてお伺いします。町長がおっしゃるような、いわゆる町政懇談会のような対話、いわゆる土俵の上でみんな話しましょうというのは大変大切です。これからぜひ計画的に実施していただきたいし、いろんなところに出かけて行って話をする。これも大切です。これも続けていただきたい。

それと併せて、私が言いたかったのは普段のざっくばらんな対話ができているか。いわゆる町民のかたとの、ある程度、権力の座という言い方おかしいかもしれませんが、なかなかざっくばらんな話ができなくなるというようなかたもおります。普段の生活の中のざっくばらんな対話が、職員も含めてできているかということです。

いわゆるさっき言った懇談会、会議室でやるような土俵の上での対話は大切ですけれども、土俵から降りて行って、町長室から出て行ってわれわれ庶民のいる中に入って行って

プライベートで話をしていただきたいというのが私の気持ちです。いわゆる町民の目線、職員の目線、例えば振興公社の社長であるならばお客様、利用者の目線でいかに対話ができるか。これからそれが大変大切になってくるんじゃないかと思います。

自治体も、総務常任委員会の報告でもありましたけども、ISOを取得したり、経営品質賞をもらう時代です。いわば企業経営と一緒にです。役場内でもいろんなQC活動だったりPCDAだったりいろんなマーケティングの手法を取り入れておられます。ですから、企業経営であるならばまず現場を知ること。現場を知るといのはやっぱり現場に行って現場の人と話をする。利用者と話をする、お客さんと話をする。こういうことがこれから大変大切だと思います。ぜひそういう対話を町長にはしていただきたい。

先ほど言ったノーマイカーデーの話も冗談みたいな話でしたけども、実は私はこういうことも、今言ったようなことも期待してるんです。町長がノーマイカーデーで家から歩いてきたから帰り一人で歩いて帰ろうと。町内の飲食店のカウンターで一人で、町長がもし今の時期熱燗でも飲んでおられたら、必ず声かけられますよ。

今日は、町長、どうなさったんですか。なかなか町長室には行けないけども、ここで会いできたからちょっとお話をさせてください。そういうような生の声をぜひ、出て行って聞く機会をつくっていただきたい。

今話した振興公社、ロータスインなんかもそうです。会議室でいろんな施設の状況だとか利用者の状況を聞くかとはできます。でも一番いいのは利用者になってみること。お客さんとして、例えば温泉に入ってみればその施設の状況だとか利用者がどんな声を持っているのかというざっくばらんな話はすべて、会議室で2時間も3時間もしないと出てこないような話が瞬時に、一風呂浴びている間にすべて聞かれます。

ですから、本当にそういう生身の会話をこれからは町長に求められるというか、私は期待しております。ぜひ、そんなことは町長、できませんでしょうか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　多賀議員のもっともなご質問だと思いますし、できるならば私もそういう姿勢をもって町民との接触なり対話を図っていきたいと思っております。

余談になりますけれども、よく電話がかかってくるのがございます。町長、いつ空いているんだということですが、どうも日程を見るとなかなか会う機会がないというようなことときは、ここにいれば12時から1時まで間は日程入っておりませんと。どうぞ来ていただけるならばその時間帯だと私はいつでも対応しますという話を、90歳のおばあちゃんがこられたこともあります。

ですから、来ていただくことが問題ではなくて、そういうふれあいというものも私は大切にしていきたいというふうに思っています。

そのかたはなぜ来るのかというと、家のことをいろいろお話していくんですね。ただ、それだけで、後で考えればどういう用事だったのかなというようなことを私自身も考えざるを得ませんけれども、そういうことが一つのふれあいというか、対話だなというふうに思いますので、機会があればなるべくそういうかみしもを脱いだ話し合いを持って、そして町民の皆さんの生の声を聞くことが大事だというふうに思いますので、ぜひ心がけていきたいと思っております。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ、町長、そのうちで結構です。町内の飲食店のカウンター、あるいはロータスインの湯につかりながらお会いできるのを楽しみに私の一般質問を終わります。

○議長 1番、目黒一君。

○目黒一 おはようございます。1番、目黒一でございます。通告に沿って一般質問をいたします。

町長は就任以来町民との対話、開かれた町政、行財政改革を基本姿勢として取り組むと表明され、日夜努力されていると思われませんが、次のことについてお伺いいたします。

1点目には来年度の予算編成の取り組みについてお伺いいたします。町は財政状況について9月の定例議会で20年度の一般会計決算で、地方交付税が歳入の51.4%、自主財源の要ともいえる町税は11.8%とのことでありました。また、景気の低迷によって滞納者が増加しており、一般会計で約4,700万円、国民健康保険特別会計で約5,100万円、その他の特別会計も合わせると1億円を超える未収金が発生している現状を踏まえて来年度の予算編成の考えを伺います。

次に2点目として、町長は在任中、最重点政策、すなわちビジョンは何かについて伺います。町は昨年4月より、西会津町まちづくり基本条例が施行され、平成22年度より西会津町総合計画を実施されることとなりますが、町長はその総合計画の最重点政策として、基本構想、基本計画、実施計画をどのように考えておられるかをお伺いいたします。

3点目として農業振興策について伺います。西会津町は健康、医療、福祉の連携を強化したトータルケアのまちづくりの一環として、中嶋農法による健康な土づくりとミネラル栽培に取り組んできました。そして一昨年に立ち上げた西会津ミネラル有機米研究会に対する支援策、また農産物の地産地消を進めるための対策と次年度に向けた農業振興についてお伺いいたします。

最後に西会津町商工業振興について伺います。西会津町は道の駅を拠点とした商業活性化対策を進めるといわれておりますが、具体的な方策は何か、また、農商工連携による産業振興の重点的な対策としてどのような考えでしょうかをお伺いして一般質問を終わります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それでは1番、目黒一議員のご質問にお答えをいたします。

第1点目の来年度の予算編成方針であります。当初予算の編成にあたりましては、まず平成22年度の町政執行基本方針の中で、町民との対話、地域経済の均衡あるまちづくり、みんなの声が響くまち・にしあいづを基本理念に掲げ、編成作業を行っていくことにしております。

議員もご承知のとおり、現在、国及び県においても新年度予算の編成作業を行なっているとあります。特に国においては、政権交代による公約実現のため、概算要求で95兆円と、前年度を大きく上回っていることから、全体の事業費を圧縮するため、事業仕分け等によって財源の確保に努めているところではありますが、その中で、町の歳入の半分以上を占める地方交付税や、各種補助金など、地方に関連する予算の見直しが提起されておりますことから、従来の仕組みが大きく変わることが懸念されるところであります。

このようなことから、歳入にあたっては過大見積もりとならないように、また歳出にあたっては町民の皆さんの視点に立って、いわゆる目線に立って、基本理念の実現に向けて、効率的で効果的な予算編成に努めていく考えであります。また、おただしの中で未収金が1億円余に達しているということではありますが、まさに現実はそのとおりでありまして、これらについても徴税等対策本部を立ち上げておりますのでその本部長として町長自らがその中で対応してまいりたいと思っておりますので努力をしております。

次に、第2点目の重点施策についてお答えをいたします。新年度における重点施策については、総合計画に基づいて定めていくこととしておりますが、現在、新たな総合計画の策定中であることから、当面重要な施策といたしましては、この後詳しく申し上げます農林業の振興と商工業の振興のほか、雇用対策、子育て支援、小学校の適正配置、交通弱者への対応、保健・医療・福祉の充実など、いずれも町民の皆さんの生活に密着した事業に取り組んでいくことにしております。

次に、第3点目の農業振興についてでございますが、言うまでもなく、農業は町の重要な基幹産業であります。しかし、現在の農業をとりまく情勢は米価の下落、生産者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地等の増加などさまざまな問題を抱えております。非常に厳しい状況となっております。このような中で本町の農業振興を図るためには、まず稲作依存度の経営から脱却することが重要であると考えております。米と園芸作物の複合経営による農業所得の向上を目指すために、これまで同様であります、ミネラル栽培野菜などの生産量の拡大と品質の向上を図ってまいりたい。さらには通年栽培出荷を可能とする耐雪型パイプハウスのリース事業を、来年度も引き続き実施する予定でございます。

なお、来年度からはいわゆるミネラル野菜以外の一般野菜についても、栽培基準と貸付要件に合致するものであれば、新規に町単独のパイプハウスリース事業として実施する予定でございます。また、今年度から新規に菌床シイタケ栽培用のパイプハウスリース事業を開始いたしました。規模拡大を目指す若い後継者や新規就農者などを育成するために、来年度も引き続き実施する予定でございます。

一方、町農業の基幹産業である米についても、恵まれた気象条件のもとに健康な土づくりにより栽培された米というものは、全国食味コンクールで、今年もそうであります、連続して特別優秀賞を受賞するなど、全国に誇れる町の特産品となっております。さらに、農薬や化学肥料を一般栽培基準よりも半分以下に減らした特別栽培米、いわゆる西会津げんき米は消費者が求めている安全・安心な米でありまして、今後も生産拡大と販路の新規開拓に向けて取り組みを進めていきたいと考えております。

この他にも、農林業の担い手確保対策とか、あるいは集落営農組織の育成、生産される農林産物を有害鳥獣の被害から守るための対策など、今後も引き続き積極的に取り組んでまいりましたと思っております。農林業の振興策をそうした観点で図ってまいりたいと思っておりますのでよろしくご意見申し上げたいと思っております。

次に、第4点目の商工業振興策について、お答えをいたします。

商店街の活性化についてでございますが、道の駅「よりっせ」には年間約36万人もの来場者が訪れているという状況にもかかわらず、そのほとんどが町内の商店街に誘導されていないというのが現状でございます。

このことから、町商工会では、町内商店街への誘客と活性化を図るために、昨年度ふるさと自慢館を整備し、宿場文化まつり等のイベントを開催するなど、さまざまな事業に取り組んできたところであります。

町といたしましても、商工会との連携を図りながら、イベント等の開催はもとより、商業団地の整備や町並景観の整備等を通して商店街の活性化を図っていく考えであります。

次に、企業支援についてであります。今後、町長自らが、私自らが町内の各企業を訪問をいたしまして、それぞれの実態や要望などを把握をし、町として支援できる施策について検討していく考えでございます。なお、町では総合的な雇用対策及び企業支援等の窓口といたしまして、過般、雇用促進対策窓口を設置したところでございます。

また、これから企業を起こしていこうというかたにつきましても、個人、団体の育成について支援していく考えでございます。

いずれにいたしましても、商工業の振興につきましては、商工会や商工業者との連携が最も重要でありますことから、今後、関係者との意見交換、あるいは情報交換などを十分に連絡をとりながら、相互の役割、あるいは支援策を明確にして取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、細部について、もしおただしがあれば担当課長より答弁をさせます。

○議長 1番、目黒一君。

○目黒一 ただいま町長から来年度の取り組みについていろいろご説明を聞き、参考になりました。私は1点心配しているところでございますが、9月の定例議会におきまして未収金が1億円を超えたということが非常に心配しております。やはり今の経済情勢でございますからいろいろあるかとは思いますが、やはりその金額を少しでも減らしていただかれるよう町当局に、これはお願いでございますが、お願いしていただきたいと思っております。

それから、先ほどミネラル野菜と一般野菜の区別ということでございますが、これについて1点だけお尋ねいたします。まず、ミネラル野菜等につきましては、今までいろいろな指導機関等にご指導をうけたまわっていたわけでございますが、一般野菜についてはどのような営農指導を含めた対策をとっていただかれるのかをお聞きいたします。以上です。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 町税等の滞納の関係について私のほうからお答えを申し上げたいと思っております。

議員おただしのとおり9月の議会で全部の税、それから使用料、手数料合わせますと1億円を超えたということでございます。これにつきましてはわれわれも大変危機感を持っておりまして、昨年来の経済危機に始まったこの不景気、これがまた拍車をかけているという状況でございます。

町税等の徴収にあたりましては何よりも公平の原則ということがございます。これを基本といたしまして、これまで税の徴収対策本部というものを設置してまいりました。これについては従来本部長を副町長にしてございましたけれども、この本部長を町長自らが本部長となってその徴収対策に当たるという大きな決意をしたところでございます。

そういうことで徴収の滞納の解消についてはこれからも十分に取り組んでまいりたいということでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 ミネラル野菜と一般野菜の栽培指導についてのご質問にお答えいたします。従来から町では栽培指導専門員を雇用いたしまして、各農家の指導に当たっているとございます。従来からミネラル野菜栽培以外の一般野菜の指導についても栽培指導専門員が当たっているわけでございます、今後につきましても従来と変わらぬ指導に当たってまいりたいと考えております。

○議長 1番、目黒一君。

○目黒一 それでは質問を続けさせていただきますが、今、一般野菜とミネラル野菜ということで専門員のかたに指導させているということをお聞きしまして分かったわけでございます、私心配しておりますのは、ミネラル野菜ということで今まで10何年間かけてようやく産地形成というか、西会津町の産地形成をするということで、一つの作物を何億かという目玉になるような作物の選定が、今までのミネラル野菜で何とかその目標に向かって対応できるのかなというふうにございます、途中で一般野菜と分けてやるということも一つの方法ではありますが、それが西会津町のその主産地形成の一つの目玉として対応できるのに支障があんじかないのかなという心配をしております。

これらについての町の当局の考えはどのように考えているかお伺いいたします。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 ミネラル野菜につきましては、従来産地化を目指しまして町が支援してまいったところであり、今後、ミネラル野菜以外の一般野菜もよりっせ等での販売を予定しているところでございますけれども、過般、ミネラル野菜普及会等において、町長が出向きまして意見交換会をいたしました。それからあと、パイプハウス等でやっておられます施設園芸振興組合、そういった大きくやっておられるかたもおられます。

町の方針としましては、従来から取り組まれてきた、ミネラル野菜に取り組まれてきた生産者のかたについてはどんどん規模拡大をしていただいて、ブランド化、ミネラル野菜のブランド化を図っていただくことについては、従来どおり町の考えとして支援していく考えでございますので、決してミネラル野菜をブランド化していこうという姿勢については変わってございません。

ですから、今までどおりの支援策はしてまいる考えでございますのでご理解願います。

○議長 1番、目黒一君。

○目黒一 それでは、私今、振興課長からお聞きしたわけでございます、そういう流れで対応しているということでございますので、一応理解できたわけでございます、今後一日も早く、一年でも早くブランド化に向けた振興策と申しますか、それに取り組んでいただくことを希望して一般質問を終わります。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 おはようございます。4番、荒海清隆でございます。通告に従いまして2点ほど質問させていただきます。

最初に農政についてであります、ミネラル野菜と一般野菜を交流物産館よりっせで競販するというございます、これについて混乱はないのでしょうか。例えば、売り場での野菜の陳列方法、手数料のあり方、どのように考えておられますか。



また、現在の野菜売りの面積では、一般野菜を置く余裕はないと思われます。別に一般野菜用の売り場を考えておられるのでしょうか。

また「ミネラルっ娘」の登録商標をとっている野菜と一般野菜とは格差をつけることも必要ではないのでしょうか。この点についてお伺いいたします。

次に、一般野菜の定義は何かということですが、先般、町経済振興課から配布されました一般野菜出荷者説明会の資料によりますと、出荷の条件として土壌診断を行い、結果に基づいた土壌改良をしたほ場の認定を町がするというのと、統一した栽培と防除の基準に沿った栽培をすることとなっております。一般野菜といいながらもこれだけの細部にわたって栽培基準を設けることは一つの農法といってもいいのではないのでしょうか。定義づけるならば何農法というのでしょうか。ミネラル野菜の栽培基準にも劣らない基準であるならば、ミネラル野菜としての栽培をしてはどうなのでしょう。

ミネラル野菜はまだまだブランドとして定着したわけではありません。今ここで二つの農法で競うよりは一つの農法のブランド化を目標に置いて進めることが基幹産業である農業の発展につながるものと考えます。

次に、民間の業者が生ごみを使った堆肥の製造販売を始めると聞いておりますが、行政としての支援策は何かあるのでしょうか。この件については、私は以前から生ごみ等を利用した堆肥をつくり、循環型農業の構築を図っていく必要性を申し上げてきました。そうすることによっていい堆肥をほどこし、土づくりをすることによって、安全・安心な農産物を食することによって健康の増進につながるものと思います。

また、生ごみを堆肥化することは、今まで金をかけて焼却していた費用の削減にもつながることは申し上げるまでもありません。何よりも今民間からこのような動きが出てきたことは町の活性化にもつながるものと考えられ、基本的に賛同できるものと考えております。

そこで、生ごみ等の処分には行政が大きくかかわっていることを踏まえれば、行政としての支援策、助成等も考えられると思います。町としてどのような支援策がありますか。町民と行政が協働のまちづくりに向けて第一歩を踏み出せるかどうか大きな試金石になると思います。町の積極的な考えをお伺いいたします。

次に、敬老祝金条例の改正についてであります。今なぜ敬老祝金条例の改正が必要なのでしょう。町長は提案理由の説明の中で、本町の百歳以上のかたは 11 名であり、人口に対する割合は福島県でも上位であり、所期の目的を達成されたとして、特別敬老祝金の額を見直すんだと言っております。しかし本当に所期の目的を達成することができたのでしょうか。百歳以上の人が 11 名で、人口比率で県内の上位になったから目的が達成されたのでしょうか。改めて町長のご所見をお伺いいたします。

次に、百歳への挑戦に取り組み、トータルケアのまちづくりを推進してきたわが町にとって、敬老祝金制度の改正は、人と自然にやさしいまちづくりの理念から逸脱するものであり、行政としても、モラル、整合性に欠けるものと考えます。町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

わが西会津町は健康の町を宣言し、百歳への挑戦を合言葉に、保健・医療・福祉の連携によるまちづくりを進めてきた結果、全国的にも有名になり、研修、視察の申込が相次い

でいることは皆さまご承知のとおりであります。基本構想の理念に反することなく、敬老祝金制度は今後も続けるべき制度と考えます。

以上、2点を私の一般質問とさせていただきます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 4番、荒海清隆議員の質問のうち、私からは敬老祝金条例の改正についてお答えをいたします。

敬老祝金につきましては、提案理由の中でも申し上げましたとおり、本町では平成5年に健康の町宣言を行いまして、百歳への挑戦を合言葉に保健、医療、福祉の連携によるトータルケアのまちづくりを進めてまいりました。その象徴的な事業として、百歳になった方に対して100万円を贈呈してきたものであります。

施行後16年が経過をいたしました。これまで27名のかたが百歳を迎えられ、平成21年12月1日現在、11名のかたが健在でおられます。人口10万人あたりに対する割合を示す百寿率は、県内でも上位に位置するまでになるなど、所期の目的は達成されたと考えております。

そのために、今後は百歳になられたかたの特別敬老祝金を30万円として、その後安心してさらに長生きできるような施策として、本人医療費の自己負担分の無料化や散髪などおむつ代券の給付、又は、福祉施設利用の際の助成などを行う考えであります。

政権が変われば政策も変わるということから、事業の見直しもあり得るものだと思います。私の政策理念やモラルから逸脱しているとは思っておりません。

その他の質問については、担当課長より答弁させます。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 4番、荒海清隆議員の農政についてのご質問のうち、まず、交流物産館「よりっせ」における一般野菜の販売計画へのご質問にお答えします。

現在、「よりっせ」で販売できる野菜は、ミネラル栽培野菜に限っておりますが、本町にはこの他にも地場のさまざまな農産物があり、農家所得の向上と売場の品揃え、賑わいなどの観点から、平成22年4月からは、ミネラル栽培以外の一般野菜についても販売できるよう、現在作業を進めており、先日出荷者説明会を開催したところであります。

出荷に際しては、「よりっせ」という公の施設での販売であることから、安全・安心と高品質を確保するため、土壌診断を実施し、診断に基づいた土づくりを行う、町が示す栽培・防除の基準に添った栽培を実践するなどの生産基準を守っていただくこととしました。

また、これらの基準を出荷者全員が守り、相互に研さんし、高品質な野菜の継続した出荷を目指してもらうため、出荷者の組織を作っていただき、加入するというのも出荷の条件といたしました。

また陳列の方法は、現在の店内農産物コーナーのミネラル栽培野菜販売台の隣に一般野菜の販売台を設けて、ミネラル栽培野菜とは区別して陳列することを考えており、これらの基準と陳列方法で混乱のない出荷販売を計画しております。

なお、販売手数料につきましては、ミネラル野菜と同じ20%を考えております。

次に一般野菜の定義についてであります。特に規定はしてございませんが、現在出荷販売しているミネラル栽培野菜以外の町内で生産された野菜で、安全・安心、生産者の顔

が見えるなど出荷の基準に合った野菜を、「よりっせ」での販売における一般野菜という区分にしたいと考えております。

次に生ゴミを使った堆肥の製造販売への支援についてのご質問であります。健康な土づくりによるミネラル栽培やその他各種栽培の基本になるのが良質な堆肥による土づくりであり、地球環境にやさしい循環型農業の確立のためにもその堆肥の確保、利用は欠かすことのできないものと考えております。

町といたしましては民間活力を主体とした取り組みを奨励するため、業者からの具体的な申し入れがあれば、生ゴミの選別集荷方法など町が支援できる部分について、検討してまいりたいと考えております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町長にお伺いいたします。敬老祝金の改正についてでございますが、私は我が町は合併しないで自立のまちづくりを進めてきたわけでありまして。百歳への挑戦も町のシンボリックな政策だと考えております。今ここで改正、縮小することは特色あるまちづくりを進めてきたわが町が、何も特色がなくなってしまうのではないのでしょうか。

いい政策であるならば継続をし、見直さなければならぬ政策は見直していくのが行政であり、為政者の責務であると思っておりますが、町長いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これまでの西会津町の取り組みの中で、健康な町宣言をはじめ、健康であるという町の考え形については継承をいたしておりますし、また、今後ともそういう姿勢には変わりはありません。

ただ、今ほど議員から100万円は町のシンボリックな施策の一つではないかというおただしでありますけれども、私は決してそう思っておりません。これまで百歳になって100万円というのはどういう意味を持つのであろうか。そういうことを考えたときに、これはいろんなかたがたから多くのご意見をいただいておりますし、また、町政へのおたよりの中にもいわゆる百歳になったかたへの100万円については見直すべきではないかという指摘もされております。

また、この間、町政懇談会という中においても、これはまちづくりの総合計画策定の中での町政懇談会に参加をいたしました中で、そういう、これから見直す時期にきているのではないかというご意見もいただいたところであります。

私もマニフェストの中で、今後はこのご褒美的な要素から、やっぱり少し変えていただいて、100万円という現金にこだわらない、いわゆる私は金額にこだわらず、長生き健康によるまちづくりというものを進めていくべきではないかという基本的な考え方に立っております。

したがって、100万円という基準についても、もうこの際見直していく時期ではなかろうか。あるいは他町村との意見交換も、町村長との意見交換もこの間、いろいろな形で行って、その話の中で出てまいりましたけれども、実はうちほうもやっぱりそろそろ考えなくちゃならないという町村も出てまいりましたし、また、統計上見ても100万円というのは非常に数が少のうございます。

したがって、これから有効的にこの財政のあり方ということも相まって考えていくとき

に、こうした見直しも現在必要になってきたのではないかと考えております。

したがって、じゃ、これを取っ払ってしまって、何もないのかということでは決してありません。今ほどもご答弁の中で申し上げましたように、これからは金額の問題じゃなくて、百歳を越えたかたについては、ますます長生きをしていただくためにどうすればいいのかということで、これからは医療費の自己負担分を無料化に、私はしてみたいし、あるいは福祉的な関係の中で、先ほどの必要な備品についての提供、さらにはリフレッシュサービスなどによる家族のかたがたにもこうした内容を提供しながら、総合的に百歳のかたをより以上に長生きできるような施策を考えていくことが、本人並びに家族に対しての対応ではないかというふうに考えておりますので、今後はこうした施策に切り換える時期であろうという考えでおりますのでご了解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町長、100万円の意味も私は分からないわけじゃないんですよ。百歳への挑戦でやってきたわけですから百歳になったら100万円をあげますよというようなことでやってきたと思うんです。そしてこれは本人は100万円もらっても使えるというようなもんじゃないと思います。これは今まで、百歳まで支えてくれた家族や身近な人に結局お金は回っていくものだと考えております。

そういうことも含めまして、今、100万円から一挙に30万円と額を減らすというようなことは、まだ早いんじゃないか。そして県内でも上位になっているというようなことなんです。具体的に何位ということなんでしょうか。上位だから所期の目的は達成したんだというようなことですが、その辺をお聞きします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず100万円というとらえ方についてでありますけれども、当初はなぜ100万円なのかということについては、例えば今議員がおっしゃられた百歳になったから100万円という定義付けできたのかと思います。

しかしそれは何の根拠も意味も私はないのであって、私はそこにはやはり百歳になったかたがたがよくここまで長生きできた。やっぱり西会津町の今までの施策がこうした形に現れているという一つのいわゆるご褒美的な内容が、意味が強かったのではないかと考えておりますので、そういうことについては、もう県内的にも、3万人でしたか、相当百歳になれるかたがおりますので、こういっては何であります、百歳は珍しくはなくなつたということの認識を持っているところであります。

じゃ、なぜ30万円だということについても、これは私は明確にこれこれだからということでは決してありません。私はやっぱりこの100万円に見合うこれからの施策の中で医療費の問題や、あるいはいろんなサービスの問題を含めると、やっぱりこうした対応も一つはとっていただいて、そしてこれから行うべき本人に対する助成や、あるいは援助、さらには長生きできる態勢というものに充てたいということでこの100万円を見直して30万円という額にしたのでありますので、このことについてはやっぱりもう一般的にそういう感じになっても、町民の皆さんにはすぐに受けていただける内容ではないかと、このように思いまして今回改定の内容をご提案を申し上げたということでございます。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆　私も町民のかたがたからいろいろお話を聞いております。ある人は百歳になってあと何年生きるか分からない人に100万円はもったいない。それを子育てに回すべきだとか、そういう話も聞いております。

しかし、そういう話もあるんですが、それでいんでしょうか。私は疑問を持っております。今まで生きてこられた、百歳まで生きるということは容易なことじゃないですよ、本当に。98歳、99歳まで生きて来年の保証はないんです。現に私の地区でも、最近98歳のおばあちゃんが亡くなりました。今まで本当に元気でやって、あの人は百歳、間違いなく生きるんだろうと思っていた矢先に亡くなられた、ということなんですですよ。本当に百歳まで生きるといふようなことは大変なんです、それだけ。そういう意味もあります。百歳まで生きた人に100万円やっても別に悪いことじゃない。いい施策であると、むしろ私は思います。

我々の家族であっても、年寄りがございます。そして孫がまたおります。ばあちゃん、じいちゃん、年取ったんだから今回は小遣いはやるようないから、これは孫に回すよというようにことであるような気がします。

そうじゃなくて、やっぱりそこは一家の戸主たるものが頑張ってやっていくのが家族としての本当の思いやりとそれも思いますし、行政としてもそれが当然ではないかと思うんです。そういうためにもお金の問題もあると思いますが、その辺は町長の手腕にかかっているのではないかと思います。もう一度そういう点で百歳への挑戦で100万円も贈呈する。また、子育ては子育てとしてやることといふようなことではできないでしょうか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　議員のおっしゃることはよく理解しているつもりでございますし、本当に百歳まで到達するということは並大抵のことではないと思います。したがって、もし30万円になったら90歳でお亡くなりになってしまうのかなということなのか、あるいは100万円やったらもっと頑張れるのかなと、こういうことの一つの目安ということであって、はっきりとこれが現れてくるとその価値もあるのかなと思いますけども、しかしながら百歳になって100万円をいただいて何か月もしないうちに、この前もお亡くなりになってしまったというかたも実はございまして、私は百歳に到達するための一つの目安としては考えてはおりませんので、そこにはこれから医療費の問題もあろうと思いますし、あるいは老人医療費の軽減、あるいは助成、そういったこともこれまでずっと行ってまいりました。

その経過があって初めてこうした百歳のかたがたが元気でおられるということでありますので、百歳に到達してももっともっと長生きしていただくために、じゃそれに対案する内容として今回ご提示したサービスの内容でございます。

子育ては子育てで当然これは考えなければなりません。しかし50万円だったらいいのかという私は決してそうではないと思っております。したがって、この問題は政策的な課題の中から出てきた問題でありますので、今後は新たな考え方を持ちまして、政策的にこれからの対応を図っていきたいということでありますのでご了解をいただきたいと思っておりますし、なお、その対応の仕方、議員のおっしゃることについては重々理解しているつもりでございますが、もう政策も変わってもいいんじゃないかと、こんなふうに思っています。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいまのお話、分からないわけではないのですが、今まで目玉としてやってきた政策でもあります。いきなり30万円という根拠で、まだちょっと分かりませんが、この政策的な課題であるというようなことをございますので、この辺も町長の考えもいろいろあると思いますが、大いにまた別な方法で、敬老祝金ですか、この条例が通ることを私は望んでおります。

次に、農政についてでございますが、先ほど一般野菜の定義について申し上げましたが、経済振興課の一般野菜出荷者説明会の資料によりますと、先ほど申し上げましたように土壌診断で14項目ですか。それでミネラル野菜は19項目の土壌診断をする。そしてなおかつ、ほ場の認定をする。そして栽培基準に合った栽培と防除の方法で栽培をすることを条件としております。

これだけの細部にわたった土壌診断や栽培の仕方をするということは、やっぱり何かの農法であるといってもいいんじゃないかと思うんですが、振興課長、その辺はどうなんでしょうか。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 今、議員のおただしにありました土壌分析の14項目、ミネラル野菜の場合は従来19項目ということで、14項目の土壌診断につきましては、農協の出荷基準の項目でございます。農協へ出荷する際の基準でございます。特段いろんな農法ということではございません。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいま14項目は農協出荷というようなご答弁ありましたが、結局農協さんでもやっぱり今安全・安心な食品というようなことで出しておられると思いますが、14項目であれば農協に出せるというようなことであります。

だったらなにかしらず一般野菜と違うんじゃないかなと私は思うんです。私は当初一般野菜という考え方は土壌診断もしない、栽培基準も設けない。そういう野菜が一般野菜であるのかなというような解釈をしておりまして、今回このように細部に14項目、また栽培、防除基準があったというようなことは、やっぱり何かの農法の一つになるんじゃないかと思うんです。

それならば14項目、ミネラルが19項目ですか。いまもう5項目を土壌診断すればミネラルになるんです。

ということは、私が申し上げるのは、そうすることによってミネラルのブランドを確立することができるんじゃないかと、そう思っております。

先ほど1番議員が質問もいたしました。やっぱりブランドをつくるには、一つのものにまとめていかなければブランドはできないんじゃないかと思うんです。今、二つの農法があつては、せっかくミネラル栽培がここまできたのが今なくなってしまうんじゃないかというような心配もしております。その辺はどうなんでしょうか。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 お答えします。まず、土壌分析14項目、19項目でございますけども、分析料、ミネラルの場合は1点、1万500円かかります。それに対しまして14項目の土

壤分析でありますが1点あたり1,890円であります。まず、分析料が全然違うということ  
であります。

1番議員にも先ほどお答えしましたが、ミネラル野菜は今までどおりブランド化を  
推進していくという町の姿勢は変わりございません。そのほかにもミネラル以外でやって  
おられる農家のかたにつきましても生産量を増やしていただきまして、また別のブランド  
化を図るよう町で支援してまいる考えでございますのでご理解をお願いします。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 先ほども質問いたしました、一般野菜とミネラル野菜との格差をつけるこ  
とも必要じゃないかというようなことを申し上げましたが、これらはやはり分析料、そう  
いう経費がかかってくるというようなこともあります、実際。分析料が安いからそっちの  
ほうに一般野菜として出したほうがいいんだというようなことでは、今までやってきたミ  
ネラル栽培をやってきた人たちはそれだけの経費をかけてやってきたわけなんですから、  
その辺で一般野菜との格差も必要かなと思うんですがどうでしょうか。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 ミネラル野菜と一般野菜の区別というお話でございますが、当然ミネラ  
ル野菜につきましては、生産者のかたがきちんとした土壌分析、19項目ですか、やりまし  
てきちんとした栽培をされているわけでありまして、安全・安心な野菜、さらには食べて  
おいしい野菜ということで今までやってきたわけです。

それと一般野菜につきましては、土壌分析14項目ということで、土壌分析料も安いと。  
ただ、皆さんそれぞれ努力されて生産をされているわけでございます。

あと価格差、ミネラル野菜と一般野菜の価格差というお話でございますが、まず生産者  
のかたが消費者のかたに、この野菜は安全で安心でおいしい野菜ですよというような売り  
方をまずすることが必要であると思います。

ですから、ミネラル野菜を作っておられるかたは消費者のかたにどんどんPRしてい  
ただいて、ある程度の値段はするけども食べておいしい。健康にもなる野菜ですというよ  
うなPRが必要だと思います。

また、一般野菜の生産者のかたにつきましても、私がこれだけ頑張っておいたおいしい  
野菜ですから、どうぞ皆さん買ってくださいというような売るための努力が必要になって  
くると思います。

なお、ミネラル野菜のよりっせにおける販売につきましては、ある程度の基準を設けて  
ます。キュウリだとこれくらいの量でいくらという基準を設けてます。

この前の一般野菜の出荷説明会開催したわけでございますが、組合として組織ができま  
したらばある程度の価格の設定は必要になると考えております。以上です。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それで一般野菜とミネラル野菜で競争して販売する。これもいいことである  
とは思いますが、混乱がなければのことですが。これはあくまでも消費者が決めることです。  
そういう意味でやっぱりお互いに切削琢磨していい野菜を作るというようなことが必要で  
あると思います。

それでちなみに一般野菜出荷者説明会にはどのくらいの人たちがお集まりになったんで

すか。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 12月11日、先週の金曜日ではありますが、出荷説明会を開催いたしまして11名のかたが参加をされました。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それで11名のかたがお集まりになって出荷者の組合をつくってやっていかれるということですね。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 11日の説明会、ひととおりの説明いたしまして、組合をつくる、つくらないの話までは至ってございません。当日お集まりになれなかったかたもいるかと思しますので、今後その組織化に向けた話し合いをしていくということでございます。

○議長 4番。

○荒海清隆 最後になりますが、生ごみを使った堆肥の製造販売をするという民間業者があります。それで、これはどうしても行政がかかわらなければならないことであると思います。町として民間活力を主体とした取り組みを奨励する。業者から申入れがあったら生ごみの選別、収集を行うなど町が支援しますというようなご答弁をいただきましたわけです。

このことについては以前から私は申し上げておりましたので、生ごみの選別、収集、この体制ができ、生ごみの処理がうまくいくということは循環型農業であり、町の経費も浮くことができるというようなことを考えておりますので、ぜひこの堆肥のつくり方が軌道に乗るようご支援いただきたいということでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

これでもって私の一般質問を終わります。

○議長 暫時休議にします。(11時49分)

○議長 再開します。(13時00分)

3番、青木照夫君。

○青木照夫 3番、青木照夫でございます。今次の定例議会において3項目ほど通告しております。

1番目は平成22年度予算編成について。次に、道の駅における一般野菜販売について。最後に、町内活性化に伴うまちづくりについてであります。誠に恐縮でございますが、質問に入る前に通告書記載に2カ所誤りがありますので訂正をお願いいたします。

一つ目の訂正、質問事項1の①の4行目の終わりの部分から5行目にかけて、新政府の事業仕訳によると書いてありますが、この12文字を削除してください。

二つ目の訂正、質問事項3の質問事項を町内活性化に伴うまちづくりについてを、生活道路などの整備についてに変更します。

それでは通告書の順に従い質問に移らせていただきます。

質問事項1、平成22年度予算編成についてお尋ねいたします。

依然として厳しい財政状況下にあつて本町でも予算編成に向けた調整作業が進められていることと存じます。いくつかのマニフェストを選挙公約に掲げ、町長に就任されたわけ



であります。従来の町のあり方を変えるという強い思いを実現させるためには、行政のあり方を改善することであり、それは予算の執行過程を通じて実行に移されることを意味します。

こうした意味合いから、予算の編成、執行権が首長に専属するものと理解しております。したがって、来年度予算編成において従来と違った予算編成方針が示されるものと思われま。そこで次の諸点について町長のご見解をお尋ねします。

①昨今の国家財政についての論議からは、依存財源である地方交付税や国庫負担金などの分配に期待できそうもありません。加えて、町の自主財源も減少傾向が続いております。町長はこれなどの現状から、当町の歳入状況をどのように認識されておられますかお伺いいたします。

②財源確保の見通しが暗いということであれば、予算編成も慎重になり、従来一般的に多くの自治体を実施していた前年度実績をベースに加減調整するという消極的予算編成になりがちです。しかしながら、前述のように町民の多くが行政の変革を望んでいると思われま。必然的にマニフェストに沿った新規事業の導入が必要になりま。当然、予算編成方針に入っていると思ひますが、この点はいかがでしようかお尋ねいたします。

③財源確保のためには聖域なき予算の一律カット、ゼロベースの導入、最悪の場合、公債の発行などが考えられま。一律カットは事務的経費などの削減には無理がありま。これを除いた既存事業費の思い切った減額、あるいは事務事業自体の廃止もあり得ると考えられま。いかがでしようかお伺いいたします。

④行政改革を進め、行政組織の変更、事務事業の見直しによる無駄の排除、あるいは使用料、手数料などの見直しなどでは財政確保の限界があり、大きな期待はできません。何かほかに考えられる対策はあるのでしようか伺ひます。

なお、住民福祉の向上を目指した行政運営のためにはある程度使用料、手数料の値上げは生活弱者への配慮をしたうえでならやむを得ない選択であろうと考えま。いかがでしようかお伺ひます。

⑤町長の手紙という制度についての反応についてであります。町長の提案理由の説明の中で 47 の提案があったこと、その概要をホームページで公表することな。かわかりま。したので、反応については改めてご答弁は必要ありません。住民の考え方は千差万別ですが、ですから住民からの行政に対する行政需要も多岐にわたるのが通例です。要望事項の実現可能性という問題もありますが、予算編成に際しどのように配慮されるのでしようかお伺ひいたします。

質問事項 2、道の駅における一般野菜の販売についてお尋ねいたします。

農業がこの町の基幹産業という位置づけから特産物として一般野菜が差別されることなく、自由に公共の施設内で販売できる施策は公平性の確保からも評価されるべきであります。

しかしながら、若干疑問に思ひことがありますので次の諸点についてお尋ねします。

①安全な野菜販売と品質確保のためには、一定の基準を設けることは当然であります。しかし、一般野菜の販売条件として 14 項目の分析が必要であるという必然性はあるのでしようか。ミネラルっ娘の場合は 19 項目だそうですが、この両者分析項目の内容の違い

はどこにあるのでしょうかお伺いします。

②行政指導は最小限にとどめるべきであります。一般野菜をどのような区分、例えば減農薬野菜などで販売するのか。食の安全のための基準、販売方法などは販売希望者が組合を結成して自主的に決定し運営すること。さらに必要に応じた品質保証にかかる協定などの指導をすべきではないでしょうか。

自ら決めた生産販売条件を守る運営が効果的に機能することが重要であり、住民自治の第一歩と考えます。ミネラルっ娘は商標登録されたものです。分析項目をこれに準ずる必要性があるのでしょうか。一般に認められている農協出荷基準やスーパーなどへの納入基準を参考に考えてもよいように思われますがお伺いします。

③現在の交流物産館での販売手数料は高すぎるとい声があります。施設維持費の分担という観点もあるようですが、当該一般野菜の販売所が屋内ではないようです。できるだけ安く、15%程度に設定できないものでしょうか。販売量が増えれば手数料の収入増加にも期待できます。いかがでしょうかお伺いします。

最後の質問事項3、生活道路などの整備についてお尋ねします。

①県道である駅前通りの整備が進んでおりますが、県道でもありますから町の判断だけでは工事は進められないと思います。近隣の住民は早期完成を切望しております。工事の進捗状況はどのようになっているのでしょうかお尋ねいたします。

②8町内の町道2035線の整備の必要性についてお伺いします。一昨年の定例議会で質問した経緯があります。通称おろくや団地であります。この枝線周辺に現在20世帯ほど定住しております。生活道路として利用されております。なにぶんにも道路が狭く、未舗装部分もありますので、消防車、救急車などの緊急車両も入れず、いまだ住民の不安が解消されないままになっております。

このことは住民の生命、安全にもかかわる問題です。早急に解決しなければならない事案であると思いますので、再度行政の対応について質問するものであります。できればいつごろまでに道路整備の実現可能性があるのかをお示しいただきたいと存じます。

以上、3項目の質問に対し、できるだけ具体的にご答弁くださるようお願いしまして私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それでは3番、青木照夫議員の質問のうち、私からは質問事項3、生活道路の整備についてのうち、町道下條線についてお答えをしたいと思います。

本町道は、旧穴澤建設西会津出張所前を起点とし、通称おろくや団地内を通過し伊藤商店裏を終点とする、全長約270メートルの路線であります。

ご指摘のとおり幅員は全線にわたり狭隘であり、特に中間付近の約50メートルの区間は車の通行が困難な状況にありまして、防災的な見地から見ても問題のある路線であると認識をしております。

本路線につきましては、何度かにわたり8町内自治区から道路整備の要望が出されておるとお聞きいたしておりまして、町としましても事業化を検討した経緯がございます。用地の理解が得られずに改修に至たらぬまま現在に至っているようでございます。

近年になりまして、一定の制約はあるものの本路線のような集落内道路の整備にも国の

道路整備交付金の活用が可能となりましたことから、本町にあっても本年度からいくつかの集落内道路整備をスタートさせました。本路線につきましても 20 戸の受益を有する生活道路であることから、本交付金事業の 5 カ年計画に盛り込んでまいります。

来年度からは、事業立ち上げに向けて地域のかたがたと協議の機会を設けてまいりたいと考えておりますので、今後この事業に取り組んでまいる内容でございます。

また、その他の質問につきましては、各課長より答弁をいたさせます。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 3 番、青木照夫議員の予算編成のご質問にお答えをいたします。

景気低迷等に伴う平成 22 年度の自主財源はどのようになるか、とのご質問でございますが、国・県の税収が大幅に減少しておりますように、町内企業においても景気低迷に伴い法人町民税や、個人町民税について減少することが予想されておりますが、現在予算編成の作業中でありまして、その影響額については、算定中でございます。

また、事業仕分けによる地方交付税や依存財源への影響でございますけれども、地方交付税をはじめ、各種補助金等の仕分け内容について、行政刷新会議による評決結果が公表されたところでありますが、具体的な内容については記載がなく、また政府においても、どこまで見直し、縮減、廃止を反映するかが不透明であることから、現時点で影響額を算定するまでの状況に至っておりませんが、いずれにいたしましても依存財源が町予算の大部分を占める本町といたしましては、今後の動向に留意しながら、的確な把握に努めていく必要があると考えております。

次に、財源確保の見通しができない場合、また財源確保のための具体的方針についてであります。1 番、目黒一議員にお答えしたとおり、新年度の予算編成にあたりましては、新たな政策や現在策定中の総合計画に基づいた事業や重点施策を限られた財源の中で実施していく必要があることから、前年までの予算編成や事業にとらわれることなく、常に新たな視点で、効率的かつ効果的な予算編成に努めることとしております。

また、例年、マイナスシーリングにより経常経費の抑制に努めてまいりましたが、導入から 10 年以上が経過し、マイナスシーリングも限界にきていることから、平成 22 年度は前年度当初予算額を上限とし、その範囲内で可能な限り抑制を図ることといたしました。

なお、公債の発行についてであります。地方公共団体においては、原則として赤字公債の発行は認められておりませんので、町債は普通交付税の振替措置である臨時財政対策債を除き、すべて建設公債、つまり生活基盤整備のための借入れであり、その借入れにあたりましては、実質公債費比率をはじめ各種財政指数の中長期的推移等を見ながら極力抑制するとともに、償還金の全部又は一部が地方交付税で交付される補正予算債や辺地・過疎対策事業債など有利な町債を活用し、財政の健全化に努めているところであります。

次に、行政改革における事務事業の見直しについてのご質問であります。本格的な事務事業の見直しに先立ち、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう、現在、行政組織の見直しと審議会等の見直し作業を進めてきたところであり、平成 22 年 4 月からの新組織移行に向けて、本定例会に関係議案を提出しているところであります。

事務事業の見直しにあたりましては、すべての事業を対象として、まちづくり基本条例の趣旨に沿っているか、費用に対してその効果はどうか、所期の目的に対して進捗率はど

うかなど、さまざまな視点から検証を行い、見直しを進めてまいりたいと考えておりますが、具体的な作業につきましては、これらの方針をしっかりと定め、来年度から取り組んでいく考えであります。

なお、ご質問の中で使用料、手数料の見直しについてのご質問がございましたけれども、ご承知のようにまちづくり基本条例の中には町民の権利、それと一緒に町民の役割というものもございます。その役割の中で適正な負担というものも定められておりますので、減免規定も含めまして、来年度の本格化する事務事業の見直しの中で検討をしてみたいと考えております。

次に、町民の皆さんから提案をいただく町長へのおたよりについてのご質問であります。町民の皆さんからは、さまざまな意見や提案、要望があったところでございます。その内容につきましては、職員に関するもの、手法を工夫すればすぐに対応できるもの、多額の費用を要するもの、関係機関との調整が必要なものなど多岐にわたっているところであります。今後、十分に検討、調整を進めまして、実現が可能なものから、予算に反映させてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 3番、青木照夫議員の交流物産館「よりっせ」における一般野菜の販売についてのご質問にお答えします。

まず、一般野菜の出荷販売にかかる基準などについては、4番、荒海清隆議員にお答えしたとおりであります。土壌分析につきましては一般野菜の場合、窒素・リン酸・カリなど主要三大栄養素を中心にペーハーなど基本的な14の検査項目について分析を行います。なお、これは農協出荷の際に行っている分析内容であります。

一方、ミネラル栽培野菜の土壌診断は、一般野菜の検査項目に加えて、マンガン、鉄、銅、亜鉛などの微量元素、いわゆるミネラル成分まで分析することから19項目になりますが、土づくりにミネラル成分のバランスまで考慮するかどうかの違いであります。

次に「行政指導は最小限に」、「販売方法等は販売希望者が組合を作り自主的に」というご質問についてであります。 「よりっせ」は町が設置した公の施設であり、販売する野菜についても消費者に安全・安心なものを提供していく責任があると考えております。

このため、町が示す一般野菜の生産出荷基準に基づき、栽培や病虫害防除を進めていただくこととしておりますが、販売促進の工夫などは出荷者が組織する会で自主的に行っていただけるよう、対応してまいりたいと考えております。

次に「よりっせ」の販売手数料についてのご質問であります。現在「よりっせ」における野菜の販売手数料は20%となっており、これを施設管理費や販売員の人件費、バーコードシール代等の費用に充当しております。なお、町外業者から出荷されている野菜以外の物産や果樹などの販売手数料は30%となっており、町民の有利性を確保しているところであります。

また、近隣の農産物直売所の販売手数料は10%や15%というところもありますが、バーコードシール代など他の経費を別に負担しなければならないといった条件もあり、一律に手数料の割合だけでは比較できるものではないと考えております。なお、販売手数料につきましては今後「よりっせ」の指定管理者である振興公社と協議しながら検討してまい

る考えでありますのでご理解願います。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 生活道路などの整備についての質問のうち県道大久保野沢停車場線の野沢駅通り整備についてのご質問にお答えいたします。

本箇所は野沢駅から町商店街に通ずる本町の顔ともいうべき道路であり、交通量や歩行者も多いことから改築計画が立てられ、平成 16 年度から事業が進められております。

本事業は、計画策定時から関係者に参加をしていただいて懇談会を開催するなど、地域の声を最大限に反映させて進めてまいりました。その結果、車道には消雪パイプ、両側に整備される歩道にはそれぞれに流雪溝が設置されるほか、路面舗装も宅地高に合わせての全面打ち変えが計画されるなど、通常の道路整備に比較し、グレードの高い整備計画となっているところであります。また、流雪溝につきましては既存の流雪溝からの取水ができず、商業団地内に 300 トンの自前の貯水槽を設置するなどの工事も実施いただきました。

本事業の事業主体である喜多方建設事務所に確認したところ、本事業の全体事業費は 3 億 1,400 万円であり、平成 16 年度から本年度までに投入された事業費は 1 億 7,000 万円で、進捗率は 54%になっているところでございます。

したがって、今後の残事業費は 1 億 4,400 万円となりますが、本事業は県の単独事業であり、完成年度を現時点で示すことは困難との回答でございました。

本工事業の事業推進につきましては、町としましても機会あるごとに要望をしているところでありますが、引き続き早期完成が図られるよう要望してまいりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長 3 番、青木照夫君。

○青木照夫 予算編成については来年度ということで影響額などについては算定中というご答弁でありますので、当然それ以上の答弁はいただかなくても結構でございますが、それについて町長のお考えというか姿勢をちょっとお聞きしたいと思います。

町を変える、行政を変えるということは予算を変えるということになるわけです。町長は予算編成に疑問があったから町長になったということでありましょうから、その辺の来年度に対する基本姿勢を伺っておきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今ほど総務税政課長から来年度の基本姿勢についての内容をお話されましたとおりであります。なお、改めて町長の姿勢はということでもありますのでお答えをしたいと思いますけれども、私は何といたっても限られた財政という中で、町民の皆さんの声をいかに反映するかということの基本にして考えていきたいと思っております。

したがって、これからはすべて行政主導で行うということでは決してありません。地域の活力に見合った、町民の皆さんがその地域で何を求めているのか、そして全体で何をしようとしているのかということについてもお応えをしなければならないと思っております。

そのために投資的事業については事業の精査をしながら、これまでも申し上げてきましたように本当に事業が必要であるのか、あるいは改善計画をすべき内容であるのか、廃止をしていくべきなのか。そしていろんなかたがたがこれから取り組むにあたって、こういう新しい事業にぜひとも取り組んでいただきたいということであれば、積極的にそういう

事業についても取り組んでまいりたいと思うのであります。

例えば、西会津町がこれから活性化する一番の大きな要因というのは、私はこういう減少する中において都市部から多くの皆さんが西会津町に来ていただけるようなそういう姿勢をもって事業に取り組んでいきたい。そのためには町だけではどうしようもない問題がたくさんあるわけでありまして。

したがって、最近西会津のグリーンツーリズムの結成会議が開催をされまして、いよいよ立ち上げがされました。いろんな団体に参加をしていただき、そしてその中から自らできるものについて大いに検討し、これに対応していただきたいと思うのであります。

したがって、それぞれの地域の皆さんがやっぱり元気を出していただく。そのために町はどういう方法で対応すべきかということ十分に話し合いをしながら、そして積極的にそれに対して助長してまいりたいと、こんなふうを考えておりますので、そうした形を今後とも取り続けることがこれからの私の基本的な姿勢であるというふうにお考えになっていいのではないかと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 今回の基本姿勢というか、そういうのは聞かせていただいたんですけども、町長自身、来年度はやはりこの部分は絶対やりたいというものがあろうかと思います。今言われたように厳しい財政状況の中で何を削って、何をやれるのかということの判断がこれからいろいろ、9月からリセットしてこれからやるという決意を聞かせていただいておりますが、私もリセットというのはゼロになるのかなという受け方をしておりましたが、ゼロではなくて、一旦それは前年度の実績をベースにして、それを100としたら95にするか90にするか。また、105にするか110になる可能性もあるということが町長の言われている見直しや検討されているのかなと、そういうふうにもあります。

来年度に対してそういうことの絶対やりますという実現性に向けた姿勢を、もし今ここでお話できれば伺っていきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 来年度の予算編成の中においては今資料の持ち合わせがありませんけれども、これまで私の政権公約の中にいくつかございました事業においては、来年度で実施できるもの、あるいは4年かかるもの。こうした区分けがあると思いますので、そうした区分けの中できちっと対応してまいりたいと思っております。

今回の一般質問にも皆さんからの要望と思われまして、名称はどうあれ、福祉タクシーという交通弱者に対する取り組みなどの内容については、やっぱり早晩、来年度事業にいかしていきたいなとこう考えておりますし、そのためには予算上どういう対応が必要であるのかということ今検討している最中でありまして。

今ほど申し上げましたように、交流するためにはどういう事業が必要なのか。これはただ町だけの考えではなくていろいろな事業を行っているところとの交流も含めて、西会津町における例えばツーリズム、こういうものをしっかり対応していきたいと思っております。これにはやっぱり4年、5年と長くかかる事業だと思っております。

あるいは例えばの話ですが、来年度この芸術村構想、今まで行ってまいりましたけれども、毎年毎年外国から芸術家を招へいしなければならぬのかどうか、こういうこと

もししっかりと見直していくことも必要ではないかと思っておりますので、そうした全般的な見直しというものも今回行ってまいりたいというふうに考え、そして来年度予算にいかせるものについてはいかしてまいりたいと。これからそういう作業を行なってまいりたいと思いますし、早いうちに、3月の議会定例会前にはその全容についてはお示しできるのかなと、こんなふうに思っています。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 次に、生活道路の整備についてお尋ねしたいと思います。今課長が言われたように県道である駅前通り、これは50%強進捗状況であるということですが、ご承知のとおり駅前通りというわけでありませんが、10軒以上の空き家があります。その中で生活道路の整備ということで当然これからは除雪できない家も目立ちます。

そういう中で今言われたように、真ん中に融雪溝、またきちんとした側溝ができれば老人のかたや、また回りでの手助けなどは能率というか、助かるのかなという期待もあります。県道ということですので、町のほうではいつの完成ということにはならないと思いますが、その辺のやりとりをぜひ早期実現に向けて県との話し合いをしていただきたいと思えます。

続いて8町内の枝線のことでございます。これは先ほど申しましたが、一昨年12月に質問させていただきました。これも町長が答弁の中にありましたように、下條線、また上のほうから一周ぐるっと回ると私の軽自動車ですら約3分ぐらいの道路なんです、その中にはやはり消防車、救急車がまったく入れません。

そういう状況ですので、これから交付事業の5年計画の中に実施されるという答弁をいただきました。その中でどういう工事の進め方、どういうところから始められるのかをうかがっておきたいと思えます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 以前からこのおろくや団地を経由する裏通りの路線の改良ということについては承知をしておりました。端的にいいまして、これからは裏通りすべてを拡幅するといのは非常に用地の関係で難しいという判断に立たざるを得ないのであります。

したがってこれから5年間のもし計画の中でできるとするならば、私は先ほど言いましたように旧穴澤建設の前から入口の部分ですね。あそこから拡幅をして、道の駅のよりっせまで直線に道路を一本通したらいかかというふうに思います。

そしてそこからいわゆる連結する枝線の道路を1本入れればあの20戸の集落がみんなそれに対応できるのではないかというふうに思っておりますので、できればそういう協議の場を設けてこれから進めていきたいなど、こんなふうに考えております。

幸いにも国の道路交付金の中でこうした生活路線まで含めることも可能でありますので、ぜひ実現に向けて今後協議をしてまいりたいと思えます。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 今回の答弁の中では積極的な姿勢が受け取られます。私のこういう場所での発言というのはどうか分かりませんが、予算のかからない道路の方法もあろうかと思えます。やはり今言われたようにいろんな建物や工事に対する費用とか考えると、別な方法というのは現在裏通り、よりっせという話がありましたが、伊藤肉屋さんの裏8世帯、あの道路

が未舗装があるわけですが、50メートルぐらい。あそこを拡幅してよりっせに向かって整備すればおろくや団地の12世帯、また、その8世帯のかたが車で1分ぐらいでよりっせのほうに行けるのではないかと。いろんなそういう建物の問題やそういう道路の買収の問題やあろうかと思いますが、そんな方法もあろうかと思いますが、その点は考えてはもらってはいませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いずれにしてもこれから協議をすべき内容でありますので、当然図面はいろいろ引くことは可能でありましようけれども、何せ地権者との話し合いが重要でありますから、いろいろ考えられること、あるいは地域の皆さんに集まっていただいてどういうふうに関後のこの道路の改良について行ったらいいのか、まずお話を聞くことも、そういったことから進めていくべきではないかというふうに考えておりますので参考にしたいと思います。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 今、道路の続いての質問なんですけども、そういう姿勢でぜひ、どういう形であろうが、とにかく道路をつくっていただきたいと。

昨年度こういう事例がありました。救急車を呼んでも車が入れないと。途中の入口でタンカをもっていかれたということもあります。3～4年前はぼやがあった。しかし消防車が入れないと。たまたま消火栓があって、元消防団のやめられたかたが初期消火でぼやで済ませたという状況をうかがっております。ですので、ぜひ実現に向かって早期完成を目指してお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長 暫時休議にします。(13時45分)

○議長 再開します。(14時10分)

7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 7番、五十嵐忠比古でございます。通告に従いまして3点ほど一般質問をいたします。なお、私が最後の質問者ですが、お手柔らかにお願いいたします。よろしく申し上げます。

わが町には特有の自然、史跡、名所など数多くの観光資源があります。観光資源を活用した交流人口の拡大には、まず人に知ってもらうことを目的とした宣伝が必要不可欠と考えます。西会津町のどこにどのような史跡、名所、または歴史ある仏閣神社が存在するのかということを宣伝、周知することが大切であると考えます。

そのような中で宣伝方法の最も初歩的なもので一定の効果が期待される役割を果たすのが案内板であります。その案内看板が現在の西会津町の観光資源には極めて不足していると思います。

例えば銚子の口の例をあげるならば、私の記憶するところでは、野沢、上野尻の各駅に町内総合マップ、あるいは端村集落入口には看板が設置されている程度であります。その上劣化、腐食等により薄く、見えにくくなっている現状であります。また、西会津に観光客を呼び寄せる幹線道路といえる49号国道には案内板がないと思います。銚子の口に限らず、町の観光資源においては同様のことがいえると思います。

例えば行き方がわからず地元の人に聞いてやっとたどりついた。又は、西会津町には行



ったけれど行き方がわからず引き返したといったような観光客は少なくないと感じます。

こうした現状の中で町の観光資源を活用し、交流人口の拡大を図るという観点から、観光案内板、所在地誘導案内板の更新施設及び増設の考えについてお伺いいたします。

次、町政座談会の効果と町民提案制度についてであります。2番議員、多賀剛議員と重複すると思いますが、まず(1)番、町長は就任後町内5地区において町政座談会と題し、町民との直接対話による意見、要望、聞き取り活動を実施しているが、その場で行われた意見、要望の取り扱い、又は公表の有無や町政への反映等についてどのような手法、経過をもって取り入れるのかお伺いいたします。

(2)番、町長は町民提案制度の創出により提案箱の設置を通じて町民からの意見、要望等を直接汲み取り施策を実施しているが、現段階で寄せられた意見の中で町政に反映できるような案件があったかをお伺いいたします。

また、町政へ反映させるまでの過程、取り扱い、公表、傾向集計等についてどのように進めていくのか併せてお伺いいたします。

次、政権交代による助成、交付金減額に対しての町政への影響についてであります。現在、政府の事業仕訳で多くの国策事業が廃止、見直しとなっているが、本町施策への影響はあるのかお伺いいたします。(1)番として農道整備事業は一般整備と一体的に整備すべきと廃止になったが、来年度の当初予算への影響についてお伺いいたします。

(2)番目、遊歩道の整備を助成する目的の里山エリア再生交付金の取り扱いについてあります。県は景気の低迷で県財政が悪化したことにより、来年度の公共事業費を今年度より20%削減する方針を打ち出しているが、本町施策への影響についてお伺いいたします。

(3)番目、前述2点のほかに影響があると思われる来年度以降の本町施策についても併せてお伺いします。

以上で私の一般質問とさせていただきます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 7番、五十嵐忠比古議員の質問のうち町政懇談会の効果と町民提案制度についてお答えをいたしたいと思っております。

まず、ご質問の5地区で開催された町政懇談会とは、総合計画づくりのための町民懇談会のことかと思われまます。これにつきましては、まちづくり基本条例に基づいて、総合計画への意見を聞くために開催したものでありまして、私がマニフェストに書きました町政懇談会とは、別でございます。

私が言う町政懇談会は、任期4年間の中で計画的に実施をしていくことと考えております。

町政懇談会は、町民のみなさんからの声を真摯に受け止める方法として、意見や考え方、又は要望などをお聞きするために行うものであります。このため、そこでの意見や要望は、すぐに実施できるものも、あるいは関係者などと協議が必要なもの、新たな予算を伴うものなどさまざまなものが考えられます。したがって、これらを十分に精査しながら、進めてまいりたいと思っております。なお、正式な要望等につきましては、集落ごとにおいて要望書という形式もございますので、地区や集落から提出をいただくように考えております。

今後、開催方法につきましては、参集範囲、あるいは地区単位にするのか、集落単位で

行うのか、開催場所をどうするのかなど、詰めていかなければならない点もございますので、年間計画を立てながら進めてまいりたいと考えております。

次に、町民提案につきましては、2番、多賀剛議員にお答えいたしましたとおりであります。11月10日から開始をいたしまして、これまでに21名のかたから47件もの、ご意見やご提案をいただいたところでありまして、今後は、担当課でよく内容を精査した上で、町政に反映できるものは反映をしていきたいという考えでおります。

なお、その作業につきましては、現在、進めているところでありますので、公表などの手続きも併せて今後進めてまいりたいと思っております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁をしたいと思います。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 7番、五十嵐忠比古議員の町観光案内板の設置についての質問にお答えします。

町は現在、観光案内図や銚子の口、大山祇神社、鳥追観音、さゆり公園等の観光案内看板を35カ所、合計で43枚設置しております。

このうち国道49号沿いには軽沢入口から新潟県阿賀町八田までの間に14カ所合計で17枚の観光案内看板を設置しております。

また、観光案内看板は老朽化し修繕が必要なものも多くあることから今まで順次、修繕、書替えをしてまいりました。なお、今年度におきましても2カ所の修繕、書替えを実施したところであります。

議員おただしのとおり、本町は自然・史跡・名勝地など数多くの観光資源を有しており、この資源をいかに活用し、交流人口の拡大を図るとともに地域の活性化に結び付けていくことが課題となっております。今年度は、緊急雇用創出基金事業を活用し、銚子の口の遊歩道等の整備を行ったところでありますが、今後も、観光施設はもとより、観光案内看板の整備につきましても計画的に推進し、交流人口の拡大を図ってまいる考えでありますのでご理解願います。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 7番、五十嵐忠比古議員の政権交代による助成交付金減額の影響について、お答えいたします。

ご質問のありました事業仕分けにつきましては、現政権が選挙公約実現のための財源を生み出す手段として、公開方式により行政刷新会議が新年度予算要求額の査定を行なっているものであります。

まず第1点目の農道整備事業についてであります。農道整備は広域営農団地農道整備事業、一般農道整備事業、基幹農道整備事業の3事業がありまして、現在、本町においてはいずれの事業も実施はされておられません。

過去には、上野尻と下野尻を結ぶ路線や、井谷となぎの平を結ぶ路線が県営一般農道事業として実施された経緯がありますが、受益面積が50ヘクタール以上必要であることなど、本町のように農地が点在している中山間地域にとっては採択へのハードルが高く、今後も実施できる事業はないことから、仮に廃止が決定されても本町への影響はないものと考えております。

次に、第2点目の里山エリア再生交付金事業についてお答えをいたします。

本事業は、里山地域における居住環境の基盤整備を行うことにより、個性的で魅力ある地域の再生促進を目的として実施される事業でありまして、今次の事業仕分けでは廃止すべきとの結果となりました。

本町への影響につきましては、林道岩井沢樋ノ木平線開設事業が該当となりますが、今回の仕分け結果では、里山エリア再生交付金という事業自体は廃止という結果が出されたけれども、本町が実施しております林道開設事業そのものの廃止が決定したわけではないということから、事業メニューを変更した形での事業継続は可能と考えております。

次に、第3点目のその他の事業で影響があると思われる事業についてであります。行政刷新会議事業仕分け評決結果をみますと、本町に影響のある事業といたしましては、廃止とされた事業では農業経営改善総合支援、担い手アクションサポート事業と健康増進対策費、女性の健康支援対策事業、それから縮減とされた事業でございますけれども携帯電話等エリア整備事業と農地・水・環境保全向上対策事業、また見直しとされた事業といたしましては地方交付税交付金と電源立地地域対策交付金などがあります。

しかし、現段階ではあくまで行政刷新会議による仕分けが行なわれた段階であり、平成22年度予算として決定したものではありませんので、今後、県や関係機関と連絡をとりながら、情報収集に努め、新年度予算の編成に遺漏のないよう努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 町政座談会の効果と町提案制度について町長にお伺いいたします。年間計画を立てて進めていくとお話ですが、これは全地区及び年間だいたい何回くらいの計画、町長の頭の中にあるのをお答えください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 開催方法については、計画としては小さな集落でもすべて集落単位でやるのか、あるいは集落ごとがある程度集まっていたら行ったほういいのかということは今後地区別にいろいろと判断をしてみたいと思っております。

したがって、これが単年度でどの程度消化できるものか、これらも年間事業計画の中で取り入れていくなどしながら、これから進めていきたいと思っております。

そこにはダブルのような部分も確かにあるんですね。地域の集落によっては、例えば地域の中から、こちらから対応しなくとも設定をしていただけるようなところも、これまで私が就任してからもございましたので、そうした地域においてはこの町民懇談会と同じような対応の仕方、じゃ、その地域については、もし参加する場合については、その地域の皆さんの課題となっているようなところ、あるいは何が問題になっているかということも合わせて事前に調査をしながら、それにすぐ受け答えのできるような事前準備というものも進めて、そして参加をしてみたいというふうにも思っておりますので、これから集落的、あるいは地域的に今後検討してみたいと思っております。

したがって、全部の集落が何かしらの形で参加をしたという形が最もふさわしいのかなと、こう思いますのでそのようにこれから検討してみたいというふうにも思っておりますので、年に何回かということについては今少しお答えできる状態ではありませんけれども、やはり

月1回か2回ぐらいは、目標として考えていきたいというふうに思います。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今、回答もらったんですけども、小さい部落、5～6軒しかない部落とか、そういう部落は集落の大きいところに集まって、もしくは新郷地区なら井谷地区とか、八重窪、そういう形で座談会ということであれですか、お伺いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 効率性だけで論ずることはいかがかと思えますけれども、できればそういうこともあり得るのではないかというふうに思いますので、区長さんたちとこれから日程調整なども行いながら進めてまいりますので、お互いに調整できるならばその範囲の中で調整をしていくことも必要かなと、こう思います。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは質問の内容を変えまして、町政座談会について5地区それぞれ何人くらい出席したかお伺いします。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 総合計画づくりの町民座談会ということで5地区で開催をいたしました。そのときの出席の人数ということですが、私のほうからお答えをしたいと思います。

まず奥川でございますが、ここにつきましては10月の26日に行いまして、28名出席をいただいております。

次に新郷でございますが、11月の2日に開催をいたしまして、26名出席をいただいております。

次に、群岡地区でございますが、11月4日に開催をいたしまして、31名出席いただいております。

次に、尾野本地区でございますが、11月の5日、19名出席をいただいております。

最後に野沢地区でございますが、11月の9日、25名の出席ということで、合計で129名出席をいただいております。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 その中で町はどのぐらいの人数を予定していましたか。答弁をお願いします。多いか少ないか。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 お答えをいたします。町のほうといたしましては特に当日何人という形では考えておらなかったわけですが、できるだけ多くのかたにお集まりいただくようにというふうに考えております。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 その座談会の中で意見や要望を出されたわけですね。今後どう町政に反映していくかお伺いいたします。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 町民懇談会の出た意見とかいろいろございまして、それをどう反映させるかということでございますが、これにつきましては総合計画の策定ということで

開いた懇談会でございますので、そちらのほうに意見等は反映させるということで考えて開催をしたものでございます。

したがって、総合計画のほうに反映できるかどうか、ちょっと検討したわけですが、いろいろなご意見ありましたが、結果的にはその計画の中で包含されるものということでございますので、直接文面が変わるといものはなかったという結果でございます。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 質問を変えます。政権交代による助成交付金の減額についてであります。町には影響ないという答弁されましたけれども、これ、電源開発地域対策交付金、これはどうなんでしょうか、お伺いします。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 先ほど影響がないというふうに申し上げましたのは農道整備の関係につきましては、現在町がやっておりますので、今後も取り組める状況にはないということでは影響はないというようにお話をさせていただきました。

ただいまご質問にありました電源交付金の関係でございますが、本町が交付されておりますのはいわゆる水力交付金という部分でございます。これは本体自体は影響はないといわれておりますけれども、算定方式が二つございまして、そのうちの一つのいわゆる水力発電所で発電したものを、例えば都会のほうに移送する際の、それについての交付金も算定の基礎となってまいります。その部分が若干見直しされるだろうということで多少の影響があるといわれております。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは町の観光案内板の設置についてお聞きします。先ほど振興課長から答弁ありましたけれども、銚子ノ口のあの東屋の看板でありますけれども、あれは腐食していて危ない感じかなと。あと電車から見た景観もちょっと色が薄くなっていてみにくいし、よろしくないのじゃないかなと思いますので、今後あの看板と東屋はどうするかお伺いいたします。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 銚子の口の東屋の観光看板についてのおただしにお答えします。先ほど答弁でも答弁いたしました。銚子の口の施設整備を今年緊急雇用で、遊歩道等の整備を行なったところであります。銚子の口につきましては、今、今年から整備を始めたところでありまして、今後も継続してさらなる整備を図りたいと考えてございます。

その整備の中で看板につきましても順次整備を図ってまいりたいと考えております。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 十分わかりました。なお、話は変わりますが、案内看板は町の顔でもありますし、なお、町の宣伝、PRが大きいと思いますので、今後ないところは設置するようによろしくお願ひします。これで質問を終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(14時37分)

平成21年第10回西会津町議会定例会会議録

平成21年12月15日(火)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	11番	長谷沼	清吉
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	12番	長谷川	徳喜
3番	青木	照夫	8番	佐野	悦朗	13番	清野	邦夫
4番	荒海	清隆	9番	武藤	道廣	14番	清野	興一
5番	清野	佐一	10番	大沼	洋平			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	地域整備課長	杉原 徳夫
総務税政課長	伊藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 文男
まちづくり政策室長	成田 信幸	教育委員長	矢部 征男
町民情報課長	大竹 享	教 育 長	佐藤 晃
健康福祉課長	藤田 潤一	教 育 課 長	高橋 謙一
経済振興課長	新田 新也	代表監査委員	廣瀬 渉

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健一	議会事務局主査	齋藤 正利
--------	-------	---------	-------

第10回議会定例会議事日程（第5号）

平成21年12月15日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1. 清野 佐一 | 2. 渡部 昌  | 3. 佐野 悦朗 |
| 4. 武藤 道廣 | 5. 長谷沼清吉 | 6. 長谷川徳喜 |
| 7. 清野 興一 |          |          |



○議長 平成 21 年第 10 回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

5 番、清野佐一君。

○清野佐一 おはようございます。5 番、清野佐一でございます。私はこの度町より示された総合計画のうち、基本計画の一部についてはありますが、3 点ほど通告しておりますので順次質問をいたします。なお、この総合計画は広く意見を聞き、修正を加えていくとのでありますので、今後さらに議論を深めよりよいものになることを期待するものであります。

それでは、基本計画の人と自然にやさしいまちづくりの中で健康づくりの推進についてお伺いをいたします。なお、通告書には健康づくりについてとありますが、健康づくりの推進ということに訂正をお願いいたします。

本町では平成 5 年に健康の町を宣言し、一貫して町民の健康づくりのためにトータルケアのまちづくりを進めてきました。そしてその成果、実績というものは今さら申し上げるまでもなく、町民の皆さんの周知のとおりであります。そこでこの度の基本計画の中で、具体的な事業として定期的な連携会議の開催など、保健・医療・福祉の連携を強化とあり、今までのトータルケアとはどこが違うのかお伺いをいたすものであります。

次に、脳血管疾患予防については在宅健康管理システムを活用するとありますが、現在使用しているうらはら生産されていないと聞いておりますが、今後どのような機器を取り入れていくのかお伺いをいたします。

次に、観光の振興と地域資源活用の中でのニューツーリズムの推進についてお伺いをいたします。以前私の地域及び経済活性化のためには交流人口の増加を図ることが必要だとの思いから方策の一つとしてグリーンツーリズムへの取り組みを提言した経緯があります。この件についてはもう既に去る 11 月 24 日に西会津元気グリーンツーリズム協議会が設立され、計画の段階からもう既に実施段階へ移ったということで、大変大きな期待を寄せるものであります。今後の具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

次に、農林業の振興のうち、農林産物の産地化等については、西会津の農林産物の産地化、ブランド化を推進するとともに高付加価値化を目指すとありますが、ミネラル野菜、ミネラル米をブランド化しようと推進してきたこととは別なブランドを目指すという考えなのかお伺いをいたします。以上で私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それでは 5 番、清野佐一議員から数点にわたり質問がありましたが、私からは観光の振興と地域資源活用についてお答えをいたします。

近年の旅行者のニーズは、団体での物見遊山的なものから個人や小グループでの参加・体験型の観光に変わりつつあります。

このような中であって、本町におきましても地域をあげての体験型観光を推進するため、

講演会を開催するとともに、グリーンツーリズムに取り組んでいる個人や団体、さらにはこれから取り組みたいと思われるかたがたを会員とした「西会津元気グリーンツーリズム協議会」を去る 12 月 11 日に設立したところであります。なお、参加者は個人会員が 23 名、団体参加は 11 団体であります。

この協議会は、農家民宿・農家民泊の推進やさまざまな体験プログラムの計画・立案を通して、多くのかたが体験型観光をメインとしたグリーンツーリズムに取り組むことによって、地域の活性化を図るとともに、関係者全員が元気になることを目的として設立したものであります。なお、(株)西会津町振興公社が事務局となっております。

今後は、この協議会を核として、地域観光資源の活用を図りながら、農業体験をはじめとして文化活動体験や健康づくり体験など、西会津ならではの体験メニューづくりを実施していく計画であります。

また、会員相互の研修や勉強会を重ねて農家民宿など受け入れ体制の整備を図り、子ども農山漁村交流プロジェクトや都市部との交流による地域活性化を図っていく考えであります。

また事業を進めるなかで、従来から町内の地域や団体が行っている事業も西会津の体験メニューに加えるなど、団体や集落としてこの協議会に参加していただきまして、町全体で交流事業を推進してまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 5 番、清野佐一議員のご質問のうち、第 1 点目として保健・医療・福祉の連携についてのご質問にお答えいたします。本町では、平成 5 年に健康の町宣言をし、保健・医療・福祉を連携したトータルケアのまちづくりを進めてまいりました。今回の基本計画の中でも、これまで進めてきた保健・医療・福祉を連携した健康づくりの推進に関しましては、基本的に継続する内容であります。トータルケアを推進するには、町だけではなく、医療機関やにしあい福祉会また社会福祉協議会など多くの関係機関が共通認識を持ち、方向性や意思を統一し、事業を進めていくことが重要であることから、現在、定期的に会議を開催しておりますが、今後も継続していく計画でありますのでご理解いただきたいと思っております。

次に、在宅健康管理システムのご質問にお答えいたします。9 月議会の補正予算審議の中でもご説明申し上げましたが、平成 6 年度から導入した在宅健康管理システム「うらら」は現在製造されておらず廃盤となっております。また、現在工事中のケーブル回線の光化によって今後使用できるものは光ケーブル対応可能な 100 台だけとなります。そのため、町ではその後継機と財源の確保について検討していたところ、今年度の国の第一次補正予算事業のうち、総務省の 10 分の 10 の補助事業により新しい在宅健康管理システム事業を実施するため国に申請したところ、採択の内示があり、そのための予算を 9 月の町議会定例会でご議決いただいたところがございます。現在、昨日であります、東北通信局より電話による決定がございまして、現在正式な文書による決定を待っているところであります。

本事業は新しいシステムにかかるホストコンピュータやサーバ、そして各家庭に配置す

る端末機約 200 台の開発と設置の予定でありまして、本事業の実施に際しては、本町における「うらら」の効果を検査した兵庫県立大学の辻政次教授に指導をいただきながら、進めてまいりる考えでございますが、機器の性能はこれまでと同様、血圧、脈拍、心電図のほか体脂肪率や体水分量の測定もできるようでございますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 5 番、清野佐一議員の農林業の振興についての質問にお答えいたします。

健康な土づくりによるミネラル栽培は、町農業振興の柱として位置付け、取り組みから 10 年が経過したところでありまして。本年度につきましては、従来からの交流物産館「よりっせ」などでの直売に加え、新たに会津管内一円や県内外に店舗を展開する大手スーパーマーケットへの契約栽培による出荷が始まり、販路の拡大とともにブランドの発信が図られてきたところでありまして。

また、米につきましても、特別栽培米の西会津げんき米が、全国レベルの食味コンクールなどで高い評価を受けているなど、野菜・米とも西会津町のブランドとして定着してきたと認識しており、今後もさらに継続発展していくよう支援してまいります。

また本町にはこの他にも地場のさまざまな農産物や、若い後継者が積極的に取り組んでいる菌床シイタケなどがあり、十分に地元の特産品となり得る農林産物であると考えております。

このことから、今後もミネラル野菜をはじめとしたさまざまな農林産物の産地化・ブランド化を推進し、農林業の振興を図ってまいりる考えでありまして、ご理解願ひます。

○議長 5 番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは町長にグリーンツーリズムのことについてお伺ひいたします。

かねてから交流人口の増加を図るといふことはみんなが願ひていたことでありまして、これを既に実行の段階に移したといふことは大変よかつたなと思ひます。それで、ゆくゆく目標としている誘客数ですか、それらについてはどのような目標を持っておられるのかお伺ひいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 清野佐一議員にお答えをいたしますが、まず今回のグリーンツーリズムの設立目的といふのは先ほど申し上げたとおりでありましてけれども、これからの西会津町がやっばり元気を出していただくためには何としても交流人口を促進して、どんな地域においても子どもの声が聞こえるような、そんなまちづくりを進めていきたいなといふ目標を持っております。

それについてはこれからどのくらいの交流人口が促進をさせるかといふことについては、未知数でありますからはっきりとしたことは申し上げることはできませんけれども、まずは、取り組んでいくこと、そのことが必要ではないかと考えているわけでありまして。

例えば今、文科省や農林水産省で取り組んでおります各地域に、あるいは農村部における子ども交流プロジェクトがございますけれども、この受け入れ先が各農村ではなかなかみつからないといふのが現状であります。現在、喜多方市やあるいは隣の新潟県の阿賀町などにつきましては、農家民宿、これらを立ち上げて、そして受け入れ体制をきちとつ

くっているわけでありまして、その一定のモデル的なところではありますが、評価が非常に高いということで、そのパンフレットの内容を見ますと相当数の子どもがその地域にきているという内容であります。

こうしたことを参考にしながら西会津町でも取り組める課題であると、そういうことを考えたときにはやっぱりはっきりした数字ではありませんけれども、それなりに目標といいますか、次年度でどのくらいを目標にするかという計画を立ててこれるのではないかと、こう思いますので、はっきりとした目標については言うことはできませんが、そうしたことを踏まえて、まずは皆さんでこれから実行してみるということでありまして。

農家民宿などについてもこれからいろいろと立ち上げを図って、そういう指導も町と一緒にしていきたいなど、こんなふうに言っていただきたいなど、こう考えております。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 これらの取り組みについてはやはり地域の皆さんに深く理解をしていただき、また自分たちの持っているものをフルに活用というか、期待して、それが結果的にいろいろな経済的なプラスにつながるんだというそれぞれの進め方というか取り組み方がね、説明等が必要ではないかと思うんですが、それらの取り組みの思いというか、いろいろちょっと資料なんか見ますと、すべてが売り物になるんですね。

西会津町にある山なら山、田んぼなら田んぼ、一つ一つ一生懸命にさえ取り組めばすべてが金になるというか、売り物になる西会津の財産だと思うんですね。それらのPRの仕方というか、まず、やっていただくかたへの進め方、そしてまたそれを対外的に広くPRをしてきていただくというようなことが必要だと思うんですが、その辺の取り組みの思いというか、お願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 考え方は5番、清野議員と私は変わらないと思いますし、またその取り組みについてはまずは西会津町の全体を見渡しても自然があるし、景観もいい。そして何よりも農家の人たちがそういう受け入れ体制をつくっていただけるならば、やっぱり西会津の良さというものに対して非常に多くの皆さんが来ていただいているのではないかという考え方に立っております。

したがって、これから農村との交流というものをこれから促進をしていくという考え方に立って、わざわざ新しい施設とか、新しいものを導入するとかというのではなくて、この自然の体験を通してながら交流を図っていく、そんなシステムをこれからつくっていけばいいのかなと、こう思います。

これまで奥川地域において、少人数ではありましたが、都会から来まして荒地のところを、遊休地のところを開墾をしたとか、これは本格的なものではありませんけれども、そういう体験を通してながら都会では味わえないようなものがこういうところに来れば、何かそういう体験ができるという楽しみがあって、そして泊まれば地場の、いわゆるこの地域の食文化にふれあっていただくというようなことで、西会津全体をもう一度都会の人に味わっていただくと、こういうことを通しながら、何かそこから西会津町の元気を見つけ出していけばいいのかなと、こんなふうに思いますので、これから議員もぜひその先頭に立ってご指導をいただきたいと思います。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 先般このツーリズムの協議会の設立に関するチラシですね、その中にはいろいろ今後のスケジュール等も書いてあります。これらもやはり少しでも早く、1年かかるところをいろんな事務的なこと、また取り組みの状況にもよって変わってくると思いますが、なるべく早く進めるべきことではないかなというふうに思いますがいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この事務局は株式会社振興公社でまず事務を取り扱う。そして参加者を募る。そしてこれから具体的なことについてはここを中心としていろんな団体が集まり、全体で話し合っ、自らの団体が何ができるのか、あるいは個人で何ができるのか。もし、自分で農家民宿をしたいということであれば、その手続を、やはり専門的な分野になりますので、民宿であれば旅館業とか、あるいは消防署の関係もありますし、あるいは見取り図、こういうものを提出しなければなりませんし、あるいはトイレの場合についてはどうなのかという衛生上の管理の問題もあります。これ個人でやるのはなかなか大変なんです。

しかしやっぱり誰かがそこに少し事務的手続をしてくれることによってスムーズに自分の家では、じゃ、ここで民宿を立ち上げることができると、こういうことになってまいりますので、その部分もやはり併せて一緒にやっていけるような体制をそうしたところをつくっていくことが必要だと思っています。

したがって、これからはお互いにこれからどういうプログラムを持って行っていくのかということが出てくると思っていますので、町としても予算上必要な部分についてはその事務局を通して予算化を来年度から図っていきたいというふうに思っています。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 このツーリズムの協議会が設立されたということと、先般、NPO法人のローカルフレンズが立ち上がったというようなことで、そのかたがたも同じような取り組みというか、されるようなあれもありますけど、その辺の例えば連携とか何かということも考えておられるわけですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この仮の話でいえば、私は西会津ツーリズム、こういう名前がすっきりするのかなと思っていますけれども、その中にはNPOを立ち上げた団体も参加をし、あるいは個人でも参加をする。そして自治区でいろいろ行事を行なっているわけですが、そういう自治区の団体も加盟していただくなどすれば、もっと幅広い運用ができるのではないかと思います。

したがって、当然ミネラル野菜を栽培をしているかたも入っていただいておりますし、そうしたことからいろいろな団体がそういう一つの大きな形の中でそれぞれの団体が個性を持って参加をして、そしてお互いそのグリーンツーリズムの中で連携を図っていくという、そういう輪をこれから拡大をする中心の一つであるというふうに私は考えておりますので、どんな団体でもそういうところに加入をしていただきながら、お互いに連携を図っていく、そうした形をこれから整えていけばいいのではないかなと、こう考えております。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 大変この事業については、本当に町が本当に元気になるのかなというような

夢を私なりに抱いていますけども、一日も早く町長の言われる元気な声が町内に響きわたるようなことにどんどん進めていただきたいというふうにお問い合わせをしまして、次の質問に移ります。

健康づくりの推進ということではありますが、これについてまず今回の私の質問の中にあれがなかったんですね。健康づくりの中に普通であると保健・医療・福祉の連携を強化したという、いつもであるとその文言の後にトータルケアという言葉が常にセットでついていたわけです。

でも、今回そういうあれがついてないわけなんですけど、これはあえてつけなかったのか、そうでなくてこれは同じですよという意味なのか、その辺をまずちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 健康福祉課長。

○健康福祉課長 先ほどの答弁では、これまで保健・医療・福祉を連携したトータルケアのまちづくりという前段をご説明申し上げまして、今回の基本計画の中では保健・医療・福祉を連携した健康づくりの推進に関しましては基本的には継続すると。その後に申し上げたのはトータルケアを推進するにはと、ここで保健・医療・福祉の連携という言葉が今回説明しなかったわけですが、これは単に無視したのではなくて、もうトータルケアという言葉がもうわれわれ、あるいは議会の皆さん、町民の皆さん、もうご承知かなということで、大した意味はなくてトータルケアという言葉でくくってしまったということのございますのでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 なぜこのようなことを聞いたかといいますと、やはり今までいろんなイベントをやる、何かした場合に常に西会津町の情報発信だと。そしてあるいはいろいろな物産展とかあるときには、やはり出て行って、西会津町を売り込んでくるわけですね。

このトータルケアの町というのは、もう既に全国にこの名が、トータルケアの町は西会津町だということが知れ渡っているわけです。だから、私は削るといふかね、そういうつもりじゃなかったと思いますよ。そういうことじゃなく、やはり自分たちが胸を張って、おれたちはトータルケアの町、西会津だというようなことでやるのが、またそれも大きなPRになるんだろうと思います。

先ほどのグリーンツーリズムのかたがたおいでになってもそうですけど、西会津町の特徴を強く印象づけることにもなるだろうというふうに思いますので、まずその辺のところを申し上げたところであります。

それからさっきの答弁の中にも平成5年から健康のまちづくりというようなことで進めてきたということですね。それから大きなテーマとしては百歳に挑戦、パートⅠからパートⅣまで、今日まで至っているわけです。

今後、例えば名前が変わったとしてもそのような事業を継続されるのか。今までもそのパートⅠから、その区切りあるごとにいろんなテーマを設けて、今回はこれを検証して、それに対して取り組んでいこうというようなことでやってきたわけです。だから、今後のそのような取り組みというのは、どのような考えでおられるかちょっとお聞きします。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。平成5年に当時の琉球大学の先生から、本町の町民の健康の実態を調べていただき、その問題点、課題を今後どのように進めていくかということで、これまで食の改善、あるいは在宅健康管理システム、あるいは骨粗鬆症などの取り組みをしてきました。それには町だけではなくて、例えば食生活改善推進員さん、それからホームヘルパーの、登録ヘルパーの皆さん、あるいは健康運動推進員の皆さん、町民の皆さんと一緒にこの政策を進めてきた結果が今までの全国に名前が知れ渡りようになった結果だと私は思っております。

平成15年にご指導いただいた先生がお亡くなりになりましたので、ご承知のように東北大学の教授からご指導を受けるようになりました。そこで新たな問題点があったわけです。糖尿病、あるいは高齢者の運動機能、肺がん、こういうことに対して5年間指導を受けてきて、その結果を平成20年、去年、町民大会でご説明したわけです。

その結果、まだまだうちの町の課題はあるわけですね。で、ほとんど5年前と非常によくなったという説明がございました。しかしまだまだ課題があるということで、特に若者たちに対する健康の指導が足りないんじゃないかと。例えば喫煙率は全国に比べて高いと。これを何とかしたほうがいいよということのように、いろいろまだ課題がございますので、今東北大学のご指導はできないようになりましたけれども、これまでのノウハウをわれわれ町として、あるいは保健センターとして、その手段、それからノウハウは得ましたので、それに沿ってこの5年間テーマを持って健康延伸事業を行っております。

ですから、また5年後にはまたこの目標と結果に対する町民大会を行って、町民の皆さんと共通理解をしたいなというふうには考えております。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 私今若い人の健康づくりというかね、課長申されましたが、やはりいろいろ今年も亡くなられたかたが多くありまして、そういう中でもやはり若いのかたの、不幸にして若いのかたが亡くなられるということも度々耳にするわけです。

だからやっぱりそういうことにも力を入れていただいて、やはり元気で長生き、まさに天寿を全うできるような環境をつくっていただきたいなというふうには思います。それらについて、あと特に力を入れてほしいということですので、特別今考えておられるようなことはないですか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 若いのかたがたへの健康指導ということでございますけれども、特にご承知のように本町では国が定めております特定健診の年齢を国は40歳からですが、30歳からということで10歳引き下げて実施しております。

それから本町の課題が脳血管疾患、あるいは胃がん等が多いということがございましたので、そういう理由から10歳引き下げて無料で行っております。

その際、その健康診断の会場に町の食改さんが行ってこういう料理を食べたほうがいいよという指導もしながら、受けやすい、あるいは今後の指導をもったいろんな考えを持って健康の診断を今、行っております。

さらに、喫煙対策についてであります。小中学校のPTAの会議とか、あるいは各企業の社長さんがたにお願いしまして、喫煙対策についてはまず分煙、禁煙、こういうもの

を、たばこはこのぐらい悪いよというものを積極的に社長さんにお話しまして、それを従業員の皆さんに個別指導するというのもやってまいりました。

今後、まだまだ、先ほど申し上げましたけども、若者の健康に対する意識が低いものですから、まだまだあらゆることをやって、若者たちの皆さんアピールしていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 それではやはり町がですね、いろいろないい制度というか、受け入れ体制をつくったとしても、その受診率、受けるかたがやはり足を運んでもらわなければその効果が出ないわけですね。聞くところによりますと、よその地域から比べればいろいろ健康診断なり、そういうようなものの受診率が結構高いほうだということですが、まだまだ上げるべき要素はあるのかなというふうに思いますが、その辺、受診率の向上の思いというか、どんな考えを持っておられますか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 健康診断の受診率でございますが、去年から始まった特定健診について申し上げますと、国の受診率は28.3%、県が34.8%、本町においては66.4%、断突であります。これは一つには、まずきめ細かな受診態勢をとっている。まず、通知であります。116人おります保健指導員さんにすべて1軒1軒袋に入れて、これは個人情報がありますので、きめ細かに受診の勧誘というんですか、あるよというお知らせをしている。一方的にぼーんと送るのではなくて、保健指導員さんを通じてやってると。

それから受診であります。土日に受けやすいように年3回、さゆりの体育館で働き盛り健診という名前でやっております。

それからもう一つは、昔は各集落、集落へ行ったものですが、そういう非効率的なことはだめだろうということで、例えば奥川でしたら奥川小学校、新郷でしたら新郷連絡所というふうに、地区で1カ所にまとめることにしました。

しかし、それに対してバスを借り上げたり、あるいは町の職員が、例えば車で送迎したり、そんなことをして受診しやすいように足の確保までを、われわれは考えてやっておりますし、今後もまだまだ上げなきゃいけないと思っておりますので、それらの行動を起こしていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 町が年々人口が減って過疎化が進んでいるというか、そういう状況であります。ですからやはり、子どもを産み育てる環境づくりも必要ですし、また、それにあいまってやはりみんなが元気で長生きしてもらおうような環境づくりをしていただきたいというふうに思いますのでお願いをして、また次の質問に移らせていただきます。

先ほどうららについてはご答弁いただきましたが、今後の導入計画で、かつて全戸に入れようかというようなことだったと思います。これからまた新しい機種なりいろいろ変わってくることによって財政面とかいろいろなことであるかと思いますが、まだまだ計画の段階ですから、当面の見通し、大雑把な計画としてはどのように考えておられますか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 在宅健康管理システムうららという名前は、これはうららという商標で



ございまして、われわれは在宅健康管理システムと、これから別なもので呼びますけれども、これまで先ほど申し上げましたように、平成6年にNTT版300台ほか、それ以降合計687台を導入しました。

これから光ケーブルによって、いわゆるインターネット環境の分しかもうだめだということで、現在ある分は100台。それは現在も使っております。

今後、たまたま今回総務省の事業で申請したところ採択になりそうだということで、これから始めますけれども、とりあえず今光ケーブルで工事やっているのが、野沢、尾野本地区であります。そこにまず必要な台数を設置いたしまして、総務省とお話しましてそれを若干全部設置しなくても、若干蓄えて後年度の群岡、奥川、新郷、その光化のときに設置してもいいよということでございますので、今ある100台とこの次の200台、計300台で効率的に設置したいと考えております。

そこで、全員がうららをできればいいんですけども、最初の目的がいわゆる遠くに在宅にいらっしゃる血圧の高いかたに対して、保健指導するのに、例えば弥平四郎までいくのに片道1時間近くかかって、約1日かかって血圧だけのための保健指導というのは非効率だということで、こういう自分の家で血圧が図れるて簡単にご指導できるという機械があるよということで、高血圧、脳血管疾患の予防のために最初は入れたんですね。その後これは健康なかたにもやったほうがいいだろうということで年々普及させてきました。

今後、1台数十万円というものでございますので、町にも財源の限りがございます。補助事業、あるいは今まで過疎債を使ってやってきました。これが財源的に可能ならばできる限り購入したいというふうに担当課では思っておりますけれども、今後これについては、今後の計画についてはいろいろ町で検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは次の質問に移りたいと思います。農林業の振興であります。まず今後もミネラル野菜は、昨日の答弁でもありましたけれども、推進をしていくというような話でありました。

それでまず町長にちょっとお尋ねしたいんですが、昨日から同僚議員が3名ですか、このミネラルについての関連した質問がございました。それだけやはりミネラル野菜を完全なブランド化にしたいという思い、また、町長が今まで言われてきた一般野菜も一緒にやろうかというそういう中でのいろいろな心配というか、まだまだ確立できない中での不安があるという一つの現れではないかというふうに思うわけですが、その辺はどのように感じておられますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私はこれまでミネラル栽培をしてこられた普及会の皆さんと2～3回お話し合いを持っております。この中で、はじめはやっぱり議員おっしゃるような話も出ました。町長が変わればミネラル野菜は、その指導はまったくなくなるのではないかという不安があったと、当時、第1回の会議ですよ。率直に意見を言ってこられたのがございます。

その中で私はこう言ってまいりました。いわゆるこれまで10年間にわたってこの栽培方法をきちっと皆さんが確立をしてこられたということは、それはそれなりの自信と確信を持って、そしてこれは自分たちが作った野菜だと。やっぱりこれは非常においしいと。

そういうことでよりっせに出されてきたと。

その評価というものはそれなりにきちっと受け止めておられ、消費者もそれなりに認めているところじゃないですかと。これは一般野菜と比較したからといって、そう大きな違いはないんじゃないのかと。むしろそうした一般野菜と比べた中で、むしろやっぱり違うという違いを分かるようなそうしたブランド化というものが必要なんだと。

これまではあまりにもガードされていたために、そうした対外的な野菜との違いというものについてなかなか自ら不安的なものがあったけれども、これからこの垣根を取っ払うことによってですよ、これからはやっぱりいろんな野菜とどうぞ比べてみてくださいと。そういう中からこのブランド化、これは目指していくべきだと。そのためには私はブランド化の要件としてあると思いますよ。

まず、量産をすることだ。それからいわゆる消費者が何を求めているか、そういうことに的確に応えることだと。で、何よりも品質がきちっと安定しているということ、これさえしっかりと守られていれば、私はいくら一般野菜と見比べてもそれはそれなりにきちっと対応できるんじゃないかと。これからどうぞそうしたところに力を入れて、自信と確信を持って作っていただければいいんじゃないかというふうにお話をいたしました。

これからもう一つは、今まで作っても売れないとか、売ってくれないとかというそういう苦情も確かにあったんです。それは、これからは自ら改革をする。そして自らの野菜は自らが売るといふところの、そういうこともこれから必要になってくるんじゃないか。それにはやっぱりインターネットを駆使するとか、そしてあるいは都会との流通過程をどうするとか、直接消費者と結びつくためにはどのような方法があるとか、それぞれ今までにない課題というものについても取り組んでいかなければならないんですよと。

こういうことについて今ようやく一つの何かもやもやとしていたところが踏ん切られて、よし、また新たな課題に向かって挑戦しようという力が、ミネラル普及会の皆さんには湧いてきたんじゃないかと、私はそう思ってます。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 今の話ですね、私も今、次に質問しようかなと思ったのはやはりミネラル普及会の皆さんとの話し合いをして、まず理解をしていただく。そして皆さんがそういう中で、じゃ、またさらに。

これが、じゃ、やめようかというマイナ斯的な考えじゃなくて、もっとやってみようというプラス思考になるのであれば、あとはそれがいいかわるいは結果のみぞ知ることとでございまして、あえて申し上げることはできませんが、ただ、何も私たち一般野菜を否定してどうのこうのではないんです。

やはり、ちゃんとして、今までのこの10年間いろいろなあらゆる角度で投資をしてきたという部分が無くなってはしょうがない。もう少しで成るやつが、そこで切り替えをしたためにまた5年間遅くなったとかというようなことがあってはならないという一つ心配ということがあったので今申し上げているわけですが、それらはあとミネラル普及会の皆さんの心におまかせをしながらやっていきたいと思いますが、あとは、そこで売ろうとする場合に、今、町の産業としてやはりミネラルだけじゃなくて一般野菜も売らなるとよ。

どのくらいの販売量というか、そういう見込みに立って今進めているのか。ただ、以前町長が議員のときにそういう話を、一般野菜も売るべきだと言ってきたやつの継続で、今回町長という立場になられてこれは進めようということやっておられるのか、その辺の一つの目的があってこのようなことになったのかお伺いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この前商工会のかたがおいでになって、その雑談の中で話がちょっと出ましたのは、野菜売り場にやっぱり量を置いてほしいなということが、実は出されました。こういっては何ですけども、売れ残っていると思われるような野菜については、やっぱり誰も消費者は手を出さないと。やっぱり常にそこに満杯といいますか、山積みになっている野菜の中から消費者は選んで買っていくということが心理的にあるはずだと。

そういうことをやはりこれからしていただければいいんじゃないかというご忠告がありまして、やっぱり今までですとそこの売り場にはその特定なものしか置いていないということではなくて、もう少しやはりそういう工夫が必要であるというふうに私は考えをかねがね持っていたんですが、やっぱりそういうことを同じように指摘をされたということでありまして、これからはやっぱり多くの野菜を選んで買えるようなシステムにしていくことが必要だというふうにつくづく思いました。

あるテレビでですか、道の駅ではなかったんですが、一人の女性のかたが年間7億円を売っていたという野菜売り場がありました。それはものすごい野菜を山積みにして売ってるんですね。それは特定なブランド化とかうんぬんの問題じゃなくて、それぞれの農家のかたがたが集積をされたものを売り出している。そういう中からやっぱりリピーターがつくんですね。

そうした形をやはりとっていくことが必要ではないか。やはりがさというものはある意味では私は必要だと思うんです。量というものは。

ですから一般野菜のかたがたもやはり売り場をちょっと変えても、やはりそこで消費者が選択できるようなそういうもつともつと量的なもののことがあのよりっせには必要だと、私はつくづく思っておりますので、そうしたことへの参入の方法として一般野菜というものも考えていったらどうかという視点に立ったわけであります。

結果的にそれは農家所得の向上にもつながりますので、そういったことからお互いに競合しあってよりよい製品を、消費者が求めるものをやはり売るといふことの大切さを、やはりお互いに考えていくことが必要だと、こう思っています。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 よりっせで販売するということではありますが、限られたスペースの中で、そういうところで支障はきたさないかどうか、その辺は。

売り場を結局、ミネラル売っていた分をちょっと寄せるとか、また、今までの、今現在であればたくさん、結構その場所はふさいでるのかなというふうには思うんですが、その辺のことは、お互いに売り場というのは、よく売れるか売れないかというのはいろいろ利害も絡むものですから、そんなことで締め出しみたいなことは、ちょっと語弊あるかشれないですが、そのようなことにならないように配置すべきだと思うんですが、その辺は。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長　もちろん私も担当する課に、あの売り場の関係についてはそういう締め出しとか、そういうことにならないように全体的なレイアウトも含めて考えてくださいと、こういう指示をしておりますので、なお、それ以上詳しいことをお聞きしたいと、あるいは取り組んでいる内容あれば担当課長に答弁させますがどうぞお聞きになってください。

○議長　経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長　ただいまのよりっせでのミネラル野菜と一般野菜の売り場の関係でございますが、今、清野議員さんおっしゃったような締め出し等がないように、中のレイアウトも、今売っているもの、野菜売り場今ありまして、そのほかの物産もよりっせの中には売ってますので、地場の野菜です、そちらを優先的に売り場として配置するような考えで、締め出すというようなことは決して考えてございませんのでご理解をお願いします。

○議長　5番、清野佐一君。

○清野佐一　だんだん時間にもなりますので、一つの今回ね、ミネラル野菜というのは一つの事例ではあると思いますが、今後やはり町長、町政を執行するにあたりましていろいろな利害の絡むことが、これやったから、そのために被害とまでいわなくてもね、感情的な部分でいろんな違和感というか、持つ場面があるかなというふうには思いますが、そういうことのないように、やはり協働のまちづくりを進める上で、やっぱりそういうことはあってはならない。また、最小限というか、のような町政執行していただきたいと思いますが、その辺のところいかがですか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　この町のやっぱり第一は、基幹産業である農林業を中心として経済の振興を図っていく、このことが重要であると思っております。ですから、そうしたところに携わるかたがたが利害関係でうんぬんというようなことよりも、お互いの共通認識と目標を持って取り組んでいくと、そういう指導性を町も発揮していかなければならないし、また、そういう土俵づくりも町はしっかりと対応していかなければならないと思っております。

したがって、いろいろな団体とさまざまな課題については積極的に私も話し合ってもらいませし、そしてお互いにそれぞれの分野でもし問題があれば、それは中に町としてしっかりとブリッジをしながら取り次いでいくということもしていきたいと思ひますし、何よりもそうした中で西会津町のある資源、そしてこの農林業を中心として生きていくというところを、しっかりと町はそれを目標に考えていきたいというふうには思ひますので、そういったことについては今後十分に、指摘の内容を加えながら考えてまいりたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

○議長　5番、清野佐一君。

○清野佐一　あと最後ですけども、3月定例会ですね、新年度ということでありまして、その中での所信表明というか、それにおいてはやはり農業を忘れずにしっかりと農業に取り組む姿勢を示していただいて、それをお願いして一般質問を終わります。

○議長　暫時休議にします。(11時00分)

○議長　再開します。(11時10分)

6番、渡部昌君。

○渡部昌　皆さんおはようございます。6番、渡部です。私は一般質問通告書に基づいて、

西会津町総合計画について順に質問をしたいと思います。

総合計画の策定経過を見ますと、平成20年の6月ころからスタートしまして、21年の11月にやっと成案がまとまって全員協議会に諮られたものでございます。約1年5カ月の日時をかけておりました、また、審議委員の皆さんには、町民の皆さんを公募されたかたとか、町のプロジェクトをつくった皆さんとかでできたものでございます。私もこの総合計画につきましては大変に夢と希望を期待しておりました。

それでは、総合計画について、文書については大変平易であり、誰でも分かりやすく、文書でなっておりますので、高く私は評価しております。それでもこれから質問しますので、簡単明瞭な答えをお願いしたいと思います。

西会津町総合計画について、総合計画は町の将来性にかかわる重要な計画のため、各議員から質疑があるように最低でも3月定例会までの検討する猶予期間が必要であり、再考すべきではないかと思いますがいかがですか。

2番としまして、基本構想は22年度から始まり31年度まで10年間の構想ですが、10年後の西会津町のビジョンが示されておられません。抽象的なものごとの観念や精神的な心のあり方など三つの概念をもって目的としているわけです。

町民が知りたいことは、10年後にはどんな西会津町となるのか、どんな生活なのであるかという、そういうビジョンであるその内容と事業構想を示されておられません。事業構想はどんなものですか、質問します。

3番目としまして、基本計画は第1章、第2章、第3章、計画の推進について、各章の各項目に具体的な事業が上げられております。これは町として当然実行しなければならない事業だと私も考えています。これらの町民の皆さんの要望だと私も思っております。

それで前期5年間はどんな事業を実施の予定なのか。また後期5年間はどんな事業を実施するのか、基本構想でだいたい10年間の構想ができていますから、ある程度の具体的な事業はどんなものなのか、その代わりどのくらいの費用が必要なのか、財政的な裏付けとか、その根拠はどんなものなのか示していただきたい。

4番目としましては、実施計画は向こう3年間分をつくり、毎年ローリングをするというが、とりあえず22年度に実施する事業計画はできておりますか、質問します。

5番目として、総合計画で基本構想や基本計画は首長の交代により若干計画が変更になったと聞かすが、町民の意見を集約した意見を、計画を簡単に変更してもよいのか。もし計画の変更箇所があれば何カ所くらいあって、その変更した理由は何ですか。一応質問いたします。一般質問します。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 6番、渡部昌議員の総合計画についての中で5点にわたり質問がございましたが、私からは町長が代わったことによる基本構想や基本計画の修正についてお答えをいたしたいと思います。

まず、私の掲げたマニフェストについては、私が町民の皆さんにした約束をしたものがあります。そのため、まちづくりの最も基本となる総合計画とは、整合性をとる必要があるため、町民のみなさんで組織いたしました総合計画検討会議で説明をしながら、基本構想及び基本計画素案について、それぞれすり合わせの作業を行いました。

その結果、私が掲げた政策と基本構想、基本計画の内容とは、大きくかけ離れた部分はなく、ほぼ現行案の中で実現できる内容となっております。しかしながら、一部、盛り込まれていないものがありましたので、加工施設の整備や、あるいは福祉タクシー等の検討などを加え、総合計画検討会議に修正したものを示し、了承を得ながら素案としたものでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

その他のご質問につきましては、担当室長より答弁いたします。

○議長　まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長　西会津町総合計画についてのご質問にお答えをいたします。

西会津町総合計画は、まちづくり基本条例に規定されました町の最上位の計画であります。町民の皆さんに参加をいただきながら、町をあげて策定の作業を進めてまいりました。その中心となってきましたのが、町民の皆さんによります総合計画検討会議であり、それと職員によるプロジェクトチームが連携をしながら計画の素案づくりを進めてまいりました。

このほど素案がまとまりましたことから、それを公表しながら町民懇談会と意見公募を通じまして、町民の皆さんから計画に対しての意見をいただいたところです。町民の皆さんに参加をいただく手続きは、これで一通り終了いたしましたので、今後は、全員協議会等を通じまして議員の皆様から意見をいただきながら原案とし、できるだけ早い機会に議案として提出をしたいと考えております。

次に、10年後の西会津町のビジョンについてお答えをいたします。基本構想の町の将来像に、町の最も基本となる考え、いわゆる基本理念といたしまして、「みんなの声が響くまちにしあいづ」を掲げております。まちづくりの主役である町民の声が響く、町民の意向が反映する町、これを築いていくことを意味しております。

この基本理念に基づきながら、まちづくりの目標といたしまして、「こころ豊かな人を育むまちづくり」、「豊かで魅力あるまちづくり」、「人と自然にやさしいまちづくり」、この3本の柱のもと、人材の育成に力を入れながら、産業の振興による活力に満ちた魅力ある町、町民が夢と希望を持ちながら健康に安心して暮せる町を目指してまいります。

次に基本計画での実施事業と、予算についてのご質問にお答えをいたします。基本計画は、基本構想に掲げました目標を実現する具体的な施策を示すものでありまして、5年後となる中長期にわたる計画であります。したがって、財政的には不確定な面が多く、計画全体の事業費をお示しすることはできませんので、事業量や事業費、財源などは、向こう3年間の実施計画の中で明らかにしてまいります。

なお、基本計画内の事業につきましては、5年間という範囲内ではございますが、ある程度の内容を明記したところでございます。なお、実施計画につきましては、これから新年度の予算編成作業の中で策定を進めてまいります。

一方、基本計画の後期分につきましては、前期計画での進捗状況を見ながら、5年後に策定をしてまいりますので、現段階といたしましては、後期計画については具体的な事業をお示しすることはできませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　6番、渡部昌君。

○渡部昌　それでは伊藤町長に質問いたします。

基本構想というものは、それから基本計画ですか、これはあくまでも町民がみんなの意見を集めたものでありまして、もしそういう構想を変えるもの、修正するという場合は、社会の情勢の変化が最もあったときと、それからもう一つは経済的破綻が社会的に多い場合というふうに私は聞いております。

今、自民党から民主党に代わりました。社会が変化したわけです。そして公募された人もプロジェクトの人たちも当然今の状態で意見を出されたものであるから、安易にそういうものは変えてはだめではないかと私は思うんですよ。

というのは、あくまでもこれは町民の声なのでですから、それを首長の交替で変えるという事は、今言ったような社会情勢の変化、経済情勢の変化と、そういうものが大きく変わった時点で修正するのはやむを得ないと思いますがいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私は今回の総合計画のいわゆる構想、計画というものは、基本的にはやはり 10 年後を想定したものであり、その大部分をまったく町長が代わった時点で変えるということにはならないと、基本的には思っております。

ただし、町長になるには、自分は町長になったならば何をしたいのか、どういうまちづくりを行いたいのか、あるいは現政権との違いは何なのか、そして今後どうしたいのかといういろいろな政策課題を持って挑戦をするわけでありまして。

そのことの一つ一つが政権公約であり、いわゆるマニフェストであったとするならば、そのことは町民の皆さんが選挙によって選ばれたということは、その実現も私は担っていると、こういうふうに思うのであります。したがって、そういった具体的な内容においては、例えば 1 期 4 年間でこの基本計画とは別な意味でもそれは実施の中で生かされるべきものは生かしていく。そして取り入れていくべきものは取り入れていく。そういうことは当然私は必要なことだと思っております。

したがって、今回のこの総合計画と私のマニフェストなる公約との整合性については、まさにそうしたことを重点的に考えながら今回の素案づくりに私も参画をさせていただいたという経緯があります。

そしてそのほとんどは、私はこれまで一生懸命になって各界各層からそれぞれ参画していただきました皆さんの意見で、本当にこれはいろんな業者が携わってつくったものでは決してありません、この計画は。

したがって、これは最大限私は尊重しようという立場で臨みましたことを申し添えておきたいと思っております。

○議長 6 番、渡部昌君。

○渡部昌 よく分かりましたけども、いわゆる伊藤町長のマニフェストと基本構想というものは違うわけでございますね、基本的には。全然違うわけですよ。

それともう 1 点は、例えば住民から選ばれた、公募された人たちと、それから行政のプロジェクトの皆さんと、その中で基本構想の一部、加工とタクシーですか、それを了解を得たということよろしいですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私がこれから取り組む一つの課題としての例をあげたものであります。したがっ

て、中には共通する認識で書かれている部分も大部分ありました。したがって、ここに明記のされていないいわゆる弱者の交通体系の中でこうしたことを私は考えてみたいということとか、あるいはこれから農業を本気になって考えてくださいという先ほどの話にもありましたように、そうしたかたがたがこれから取り組むべき課題の一つが、私は加工施設、こういったことも含めて検討していくことが必要ではないかという認識に立っておりますので、そういう文言が、あるいはそういう課題の取り組みがなかったということにおいてはどうぞ付け加えていただけませんかという、そういう文言を挿入されたということでもありますので、これは検討会議の中です承されたということだと私は認識しております。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 それではもう一度確認します。今後、基本構想は変わることはないと思いますが、基本構想とか基本計画は変わることはないですね、お伺いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員も冒頭に申されましたように、これからの日本経済、あるいは政治というのはこれから10年後どういうふうになるかということはまったく予測つかないと私は思います。

かつては十年一昔といわれておりましたけれども、今は5年ごとにもものすごい早さで情勢も変わってきますし、あるいはIT社会などというのは、考えてみますと、10年前はこんなに普及はされてこなかったんじゃないかと。それが今はものすごい勢いで社会情勢が変化しておりますので、この10年の中で相当数、環境も経済も政治も変わり、これは現実にそぐわないという場合においては、やっぱりそれは後生大事にいつまでも抱え込むというわけにはいかないと私は思います。

したがって、構想というものについてはあくまでも構想でありますけれども、その構想の中で5年がいわゆる前期であり、後期である。その5年計画の中、そして実施する場合は3年計画の中でそれぞれ見直すべき課題があればその中で対応できるのではないかと、こう思いますので、まったくこれは一度も変えることがないということではならないんじゃないかと私は思います。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 今のことは、基本構想であり、基本計画であり、これは町民が皆さんの意見を出して10年のスパンで結局つくったわけでございますね。だから、よほどのことがない限りは変えないということでもよろしいわけですね。

それともう一つは、これが公募された皆さんとプロジェクトで了解を得たということですから、それはそういうことでもよろしいのではないかと私も考えております。

それでビジョンですね、この10年間の構想でですね、なかなか文章的にも素晴らしく書いてあるんですよ、これ。明日の西会津物語。これは首長に聞きますけれども、この6人家族ですか、これの将来の一つのビジョンになっておりますけれども、この人たちの将来のビジョンに対する所得とか、そういうものはどのように考えてなったものですか、それちょっと、そのビジョンですね、それをちょっと説明してください。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 今ほどご質問がありましたのは基本構想の中に明日の西会津物語



ということで、ある家族を題材に、6人家族ですが、それを題材に10年後をある程度のイメージを持っていただくように、物語という形である朝の風景を描いたものでございます。

これはあくまでもイメージでございますので、まったくこのような形になるというわけではなく空想のお話ではございますけれども、一応6人ございまして、主人公が中学校の2年生ということで、そのお兄さんが大学生。お母さんがNPO法人のかた。お父さんが以前都市部のほうにいたんですが、こちらのほうに帰ってきました農業生産法人というのがあったものですから、そこに勤めて農業をされるかた。

あとおじいさんとおばあさんというのがおりまして、おじいさんは結構年はとっているんですが、ボランティアで観光のガイドをされている。またおばあさんが登録ヘルパーの制度がございまして、それで働いているということでございます。

このような形でおのおの楽しみながら、また生活という形をやっておりまして、この物語の中では特に所得の面でどうこうというふうには記述はしてないわけですが、このような形で、できるだけ所得の向上に努めながら、また生きがい対策もかねてこういう明るい町にしていきたい、なっていければなということで書いたものでございます。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 総合計画にちゃんとのった夢みたいなものなのかそれはちょっとわかりませんが、これは、皆さん読んでみたらいずれ10年後はこういうふうな夢と希望を描いているわけですね。ところがこれ見ますと、現状ですか、町の、平成18年では西会津町の所得が215万円なんですよね。そして県平均が262万2千円と、こういうふうに明記されているわけですよ。

将来は、こういう6人家族の、これは中流以上かなと思った。大学にも出しているし、すばらしい家庭で、明るい家庭であるなと私は思っております。だから、所得を増やさないといけないわけですよ、この10年間に、例えばですね。

そしたら、まちづくりとしては、総合計画としては300万円くらいか、350万円くらいの所得を目指して基本構想をつくられているのかどうかと、まずそれ1点聞きます。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 今ほど所得の関係、ご質問がございまして、この基本構想のはじめにという部分に実は本町の総生産なり、家計の所得ということでその金額等、また県に対してのパーセンテージということで明記してございます。

それを見ていただきますと分かるように、確かに本町、福島県平均と比較いたしましても、生産については7割5歩、所得についても8割ちょっとということでやはり歴然と格差があるという状況でございます。

また、金額的にも家計所得ではございますが、一人当たりということで、平成18年度に215万9千円ということでございまして、県平均が260万円ほどでございますので、やはり40万円くらいの差があるということでございます。

先ほどのものがたりとの連関でございまして、この家庭、当然学校にも行っておりますので、それなりの所得は当然ある家庭でございますし、また6人ということで人数もいらっしやいます。

この総合計画の基本構想、基本計画策定にあたりましては、基本的にはやはり雇用の確保、所得の確保、産業の振興という形で、現在、県の平均とはかなり差があるわけですが、できるだけその差がないように、できれば県平均にどんどん近づいていくような形で進めていきたいということで記載をしております。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 それですね、この総合計画ですからね、今所得の格差がものすごくあるわけですよ。県から見ても、町としてね。それで教育格差、医療格差といろんな格差があるわけですよ。その中で、総合計画でこれから10年後はこれだけの所得になりますよという、これは物語だとは言っておりますけども、行政側としては町民の幸せのためには所得を増やす政策をしなきゃいけないと思うんですよ。

昨日から西会津町の基幹産業は農業だということでございますから、だから町としては、行政としては首長はじめ、強力なリーダーシップをとって、例えばミネラル野菜ならば全戸の人が作って町に出荷して、例えばこれは聞いた話です。前の店長ですけどね、名前は言いませんけども、ミネラル野菜が欲しくてしかたがないんだと。けども、東山温泉の1軒分もないんだというようなことを聞いております。

だから、そういう市場、欲しい人がいっぱいいるということなんですよ。だからそういうものを、基幹産業としてやはりリーダーシップをとって、そういうミネラルならミネラル、一般野菜もいいんですけども、そういうのを普及する必要があるんじゃないかと思えますがいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 確かにこれからの経済の中で所得の向上を図っていくというのは最も基本とすべきだと思います。議員、今ただされた内容はあくまでも物語であって、その仕事は何でもよかったんじゃないかと思えます。お父さんは役場職員で、おじいちゃんは議員をやっているということでも、物語でもなったのかなと思えますが、やっぱりこれからは、先ほども5番議員にも申し上げましたけれども、お互いにこれから切磋琢磨して、そして生産者は生産者の持ち分の中で一生懸命頑張ってください。

そして町にはいったい何をどうしてほしいのかということもこれから出てまいります。例えば昨日の4番議員の荒海議員もおっしゃいましたが、いわゆるこれから土づくりのために堆肥の必要性をうたえられました。これから新しい取り組みとして生ごみの対応があるんじゃないかと。私はまさにそういう考え方に基づいてこれから立ち上げてやっていく、あるいは業者のかた、あるいはそういったことについては町として手助けできるものは大いに手助けしていきたい。

そういう力がいろんなところに湧いてくるということがこれから西会津町にとって一番大事なことであると思えます。

それともう一つはやっぱり働く場の確保については、これから、なかなか今企業誘致をして、そしてここで完全に10年後にこういう企業が来るんだという、そういう青写真を示せば一番いいわけですけども、なかなかそこはいけない。

ただ、文章化する、あるいはしたならばこれは具体的にどうするのかと、またこう出てくるわけですが、目標としてはそういうことも併せて私は取り組んでいきたいと思

います。

いずれこの暗い経済環境から明るくなるそのときが必ずあるはずでありますから、そうしたことも含めてこれから国や、あるいは県のほうに経済対策というものを第一位に、私はこれから町として要望していきたいというふうに思っておりますので、一人ひとりが今苦しいけれども、これからのことを踏まえて、将来展望を持って生きていけるような、そんな政策を打ち立てていきたいと、こう思っております。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 それでは基本計画のほうでちょっと聞きたいと思います。基本計画は前期5年ですよね。その5年の中に私も19年度に西会津町まちづくり基本条例が19年度に施行されましたね。そのときまでに振興審議委員をずっとやってたんですよ、約8年近く。

その中で5年計画というすばらしい、そのときの名称は、新西会津町長期総合計画というまず5年間でできてるわけですよ。これには具体的にその事業名、政策区分ごとに、政策ごとに事業量と、それから事業費と、国県の補助と起債とその他一般財源と、債務があれば債務負担と、そういうのが全部載っているわけですよ。

こういうふうにしてもらわないと、議会としてもチェックもできないし、議論もできないと、私はそう思うんですよ。こういう基本計画にこういうものを今度載せていただけますか、どうですか。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 お答えをいたしたいと思います。今ほど議員がご説明いたしました事業、あとそれに対しての財源の内訳、いろいろ書いた資料ございます。新西会津町長期総合計画ということで、現在の総合計画の名前なんですけども、それは3年間の実施計画というのがこの総合計画の中で、基本構想、基本計画、実施計画ということで3部作ででき上がるわけでございますけども、一番最後の実施計画という部分のところでございます。

この実施計画では事業の名前から、またどういう内容をやるか、また、財源としてこういうものだということで3年間を基本的につくりますので、それを毎年毎年1年ずつ足しながら策定をするという形で、今度の新しい総合計画につきましても、基本構想、基本計画ができあがりましたならば、同じような形で実施計画という形で3年間の計画を策定してまいります。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 私もこれ2回ほどよく読んでみたらね、なかなか文章的にはすばらしくあるんですよ。ただ、物語であるといえればそれまでですけど、ビジョンがひとつもないんですよ。というのは、具体的な事業のあれがひとつも載ってないわけですよ。

ただ、ここにいろんな、例えば農林業の振興というのを見ますと、いろんな具体的な事業がみな書いてあるんですよ。これは当然すばらしいことであると思います。これに対して、例えば22年から3年実施計画ですか、それに対するいくらかかっていくらでやるという財政の裏付けも何もないということでは、これ、何というかな、お金が入ってなければ絵に描いた餅みたいなもので、これはもうちょっと、3月まで出るわけですか。多分3月まで出ると思いますけども、こういうものはやはり一番町としての基本計画なんです

から、やはり検討期間とかそういう期間がちょっとほしいという思いがしますがいかがですか。

○議長　まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長　お答えを申し上げたいと思います。今ほど農林業の振興ということで具体的な項目のところをお示しいただきながらご説明いただきました。今ほど見ていただいたのは基本計画の部分ということで、これをご覧いただきますと確かに分かりますように、言葉によりまして明記がされてございます。

例えば、農林業経営の改善については園芸作物の施設の整備というような形で具体的にはパイプハウス等の整備等でございますが、そういう形で文言によって明記をしております。これが5年間の基本計画というような状況でございます。

先ほどもちょっと申し上げましたように、実際の事業の名前と金額等、それらを明記いたしますのは実施計画ということで、これに基づきまして3年間の計画で策定をしていきたいというふうに考えております。

したがいまして、ここに書いてありますのは文言でございますが、実施計画のほうでは具体的な事業、また、金額、内訳、それを明記したものを新年度に向けて策定をしていくというような状況でございます。

○議長　6番、渡部昌君。

○渡部昌　お尋ねしますけども、基本構想は10年間ですよね。10年間でだいたいいくらかくらいな、ビジョンを実現するにはどのくらいかかるかわかりませんよね、まだ出てませんから。5年計画も出てませんよね。これから作られるのは3年の実施計画と5年の実施計画を金額を入れたものを作るというわけですか。

○議長　まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長　お答えしたいと思います。基本計画、議員申されたように5年間ということでございまして、そのうちの前の3年分を実施計画という形で策定をしてまいります。ただ、事業の選別に関しましてはやはり3年分を策定すると申しても、やはり5年分ぐらいはある程度見越した上で3年分を策定するというふうに進めていくように考えておりますが、いかんせんこういう社会状況の中でございますので、やはり5年後まですべて金額をかなり近い数字までもっていくというのはなかなか難しいものですから、3年間で策定し、しかも来年度については予算との整合性を取れるわけですが、2年後、3年後についてはある程度見込んだ上の策定ということで、3年間で策定していく考えでございます。

○議長　6番、渡部昌君。

○渡部昌　これも本当に大事なことなんでもう一度聞きますけども、そうすると5年間というのは全然金額とか、予算とか、それは上げないというわけですか。それとも3年間分だけを予算組むというわけですか。

それともう一つは、これは計画ですからやはりある程度それに向かって、計画に向かって事業を進めるわけですから、それを載せないというのは私はちょっと納得できないというか、分からないんですけどね。

前のやつを見ると5年間ぐらいはある程度載っているわけですよ、金額が。これが17

年から 21 年までの計画なんです。私これを見て、あれおかしいな。これと同じことが総合計画だと思っていたもので、だからある程度金額の入ったものを期待していたわけなんです。

だから、そういうのはちょっと。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員おただしの内容については、これから数字を入れられるところは入れていくというのは基本的であります。もっともです。

今回は、議員も最初の質問でもおっしゃいましたけれども、今回いろんなかたがたがこの検討会に参加をしていただいて、素案をもって対応されてきたわけです。それを町が受けて、そしてプロジェクトも確かに入ってきましたけれども、財政のところまで詰めた話はまだしてないんです。

したがって、そういう構想と計画にはこういう計画を載せようということのそういう計画づくりをいただいたわけでありますから、いよいよこれが議会の中で修正すべきものがあつたらどうぞ修正していただきたいし、あるいは議論をしていただきたいと思います。素案はできあがっているんです。

そこに付け加えて、これを議会の中で審議をしていただいて、これが議決となればそれに基づいてこれから5年であろうが、3年であろうが具体的な取り組むべき年代別ごとに事業仕分けをしながら取り組んでいって、そしてそれに対して、じゃ、国県の補助があるのか、あるいは国ではどういう政策がこれには該当するのか、いろいろ精査をしながら具体的な3年計画に載せていくという作業をこれからするということでもありますので、どうかそのところだけは理解をしていただいて、今回の議会に提出をいたしましたのは構想の部分だけでありますから、ぜひそういったことで議論をしていただければというふうに思います。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 今の町長の説明で、いわゆる金額とか財政的なものは載せてないんだと。私のほうはそういうものみな総合計画として載っていると思っていたもので、大事なことで聞きたいと。

そうすると、今後3月までにはそういう金額の財政的な措置の入ったものが提示されるということでもいいですか。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 3年分の実施計画につきましては、3月にお示しするように策定をしてみたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 それではもう1点お尋ねしますけど、これは実情だと思うんです。これシミュレーターで示された西会津町の人口なんですけども、22年度は7,469人とおるわけです。その5年後ですか、32年は6,059人と、1,410人減ってるわけですね、人口が。

だからね、私は今大事なことは、お金は別としまして、例えば町長の提案理由にもありましたけども、今限界集落って今高齢化率が50%を超えたところは消滅すると、私前に調べたらそういうふうになってるんです。そういう対策と、それから先ほど言いましたよう

に、町長も所得の格差を認識されていますし、そういうものをなくすためのやっぱり基本的な事業を早急にやらなければならないんじゃないかというふうに考えてはいます。

それで、私先月 25 日、ある金融機関の総代に行きましたら、会津、中、浜とこの三つありますけども、会津が一番不景気のどん底なんですよ。そういう 4 月から 9 月の決算報告を聞いてきました。

それで会津は倒産会社が 44 件ありまして、1,000 万円以上のね。それが 10 件減ったそうです。それで富士通ともう一つ何ていいましたかね、9 月に 1,000 人のリストラがありましたと。今後中合が 2 月に閉鎖すると 200 人くらい増えるというようなことでした。

それからもう一つは人が増えたというのは 220 万若松までに入った人が多いです。これは高速道路の 1,000 円効果ということで、ところがお土産とか、いろんなものは誰も買っていく人がいないんだというような状況を聞いてきました。

今一番経済的にもどん底なんですよ。だからそういうときに西会津町の活性化を図るには、町長はじめ行政の皆さんの強力なリーダーシップを出していただかないと困るんです。その点はどういうふうに考えていますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員おっしゃるとおり統計上、県内の分配所得の内容を見ますと、確かに会津は一番県内的に低い箇所であります。中でもやっぱり耶麻郡はその中でも低い部類に属しているというのが統計の数字に現れていると思います。

やはりそういう中で一番どこに課題があるかといいますと、やっぱり基幹産業での元気がないというのが課題の一つにあげられておりますので、私は今、先ほども申し上げましたように、他の企業が来てすぐにでも雇用の創出を図れるという状況には決してありませんので、少しなりとも基幹産業の中でその農家所得を向上し、全体的に分配所得の向上が図られるような施策をこれから対応していきたいというふうに思います。

したがって、今ほどずっと議論になっておりますけれども、一般野菜やあるいはミネラル野菜や、そうした作るかたによってそれが所得の向上に結びつけようという施策の一つであるわけでありますので、ご理解をいただくとともに、そしてこれからのグリーンツーリズムなどについてもそうした少しなりとも所得の向上に結びつけていくのにはどうしたらいいかということを含めて、地域ごとにやはり元気を出すような、あるいは今すぐどこの変化のくるようなことではありませんけれども、全体的に底上げを図っていくことが可能ではないかと、こう思っておりますので、これから、こういう経済的な概念というものをきちっと持ち合わせていくことが必要だと。

そのために、私はいろいろと町民の皆さんと話し合いをして、いかにこの経済的活力に満ちた皆さんの活動が必要なのかということ、これからみんなと一緒に話し合いをして取り組んでまいりたいと、このように思いますのでよろしく願いいたします。

○議長 6 番、渡部昌君。

○渡部昌 それではあと 2 点ほどちょっと聞いておきます。伊藤町長がマニフェストで約束しましたね。加工施設の整備、あと福祉タクシーですか。これは来年度中にやられるおつもりですか。

それともう一つ、これは 11 月に岩手県の紫波町と滝沢村に行ってきました。そのとき

のやはり同じ基本構想、基本計画、そして実施計画と。まったく同じような構想でございます。むしろうちのほうがいくらいですけども、その中で残念だったのは、金額は提示されないんだということですから、これは3月まで待つとしまして、とにかく私感じたことは、やはり町長のリーダーシップ、そして行政の皆さんの意識を変えたあれが一番大事じゃないかと思っておりますので、リーダーシップをこれからどんどん発揮していただきたいと思っております。よろしいですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、加工施設については、やはり単に生野菜だけではなくて、これからその地域の中で特産化を図る。あるいは地場産品として商品化をするということについては、これからやっぱり加工施設というものを考えていかなければならないと思っております。

この加工施設を一つつくるにしてもなかなか個人では財政的に相当厳しいものがありますので、あるいは共同でやれるような加工施設があれば、そこから漬け物であったり、そして山菜であったりいろいろと工夫と内容、十分にみんなで協力しながら対応していけば、西会津町の新しい産物としてそれが店頭にも並ぶことができるのではないかと、私はそう思っておりますので、ぜひこの加工施設が、来年以降具体的にこれは詰めていきたいと思っておりますけれども、そういうことを一つ考えたいと思っております。

それから、福祉タクシー、必ず私名称にこだわっているわけではありませぬので、仮にと申し上げれば交通弱者のためにこうした路線バスのいかないところにこうしたタクシーをまず向けることが必要だと。今検討しておりますのは、町としてこの事業を組み立てていくのか、あるいは他の企業に委託をしたほうがいいのか、こういうことで総合的に考えた場合にどういう経済的な面でどの方法がいいのかということ、これから詰めて、できれば来年度事業の中でこういうことを明記して取り組んでいきたいなど、こう思っております。

おっしゃるとおり、これからはやっぱりリーダーシップが大切だと思います。どれだけのことが発揮できるか私にも十分わかりませぬけれども、しかし、これからできる限り町民の皆さんと一緒に方向性を目指してその役割を果たしてまいりたいと思っておりますのでよろしくご指導のほどお願いしたいと思っております。

○渡部昌 一般質問これで終わります。

○議長 暫時休議にします。(12時00分)

○議長 再開します。(13時00分)

8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 皆さんこんにちは。8番、佐野悦朗です。私は総合計画について3点ほど伺いたいと思います。

基本構想、基本計画、実施計画、10年、5年、3年と目標年次を掲げて総合計画の策定となっておりますが、町民には分かりやすい内容であるかと私は思います。このような計画内容を、ただおしいかな具体性に欠けるものがあって、私は委員会や職員プロジェクトチームが協力して総合計画を立ち上げたわけですけど、非常に私は美辞麗句というか、美しい言葉で飾ってあって、本当に分かりやすいんですけど、美しい言葉を並べたようにしか思われぬです。

そうでなくて、やはり実施計画の中にも、6番議員が申したように、きちんと事業計画、

事業年度、そしてお金についてもきちんとするべきだという具合に思います。町民懇談会にあがってきたいくつかの事例もありますけれど、その事例に対して、いつ、誰が、どこで、誰と、どのような協議をし、そしてこの12月の議会でまとめる。そして来年の4月に実施に移していきたいと、そういう計画であるんですけど、この点についてもひとつきちんとお答えを求めるものです。

最初にお伺いしますのは、6番議員が話したように、限界集落、集落の再編について、ページでは基本計画の中の52ページにあります。誰しも自分のふるさとを離れたくないのは実際でございます。そういう中で、やはりこの地に生まれ育ってきたんですけど、やはり集落の高齢化と少子化が進んで、集落の再編が叫ばれる中、誰しもやはりUターンしてまでもふるさとに帰ってもう一度再生してやっていこうと、そういうような思いがどなたにも持っていると思うんです。

そして思い出も身体の中にしみこんでいると思うんです。ふるさとは去り難いものです。そういうような状況の中でやはり私たちの町では大変な事態になっているということは私も認識はしておるんですけど、やはりこういう問題に対して軽々には結論は出ることはないと思います。

この問題に対して、こういうときこそ本当に真剣になって自分のふるさとを見直してゆくと。そしてこの自分のふるさとにまたいつか帰れる。大変だというようなことのないように、本町においては今後この限界集落の問題についてどのようにお考えなのか、第1点目でございます。

第2点目は、芸術文化の活動の推進。ページ数にすれば41ページ、基本計画の中でうたっております。新郷地区の人々が今日まで協力していただいたあの芸術村は、当初の計画からすればどのような計画であったのか。地域性の深い新郷地区なために、人情味があって遠くからきた外国人の生活の手助けをし、自然とやってきたのが心温まる人間性が地域の人々の姿であると思います。

芸術村近隣のかたがたが今日まで目に見えない努力と協力をしてきたのが計り知れないものが多くあると思います。新郷地区で町に対し、芸術村はみんなのものにとらえていただきたいというような声が上がったそうですけれど、その地域に住む人々が今高齢化になって、今までのようなお世話がだんだんできなくなってきたのが、私は真相ではないかと思えます。本町では、これから芸術村に対し、どのようなお考えなのかお伺いするものです。

3番目に、さゆり公園、スポーツ活動の推進、基本計画の40ページにあるんですけど、さゆり公園の活用こそが私たちの本町に課せられた最大の利用方法であるという具合に私は提言したいと思えます。全国でこれほど恵まれた医療機関からスポーツ施設が一体となっているこのさゆり公園周辺は、全国にどこでもあるような施設ではありません。老人から幼児まで、一日中親子が孫と一緒に遊べる施設は本町の誇りであります。

このすばらしい施設の活用こそ、これからの本町の最大限の利用活用と私は思います。総合計画にもどのようにしたら全国から皆さんを集めることができるか、注目される中の自然環境の中で、勉強やスポーツ、それから合宿等多種多様な使用目的に応じられるのが



さゆり公園でございます。全国に再度アピールし、そして発信して、今度注目されると私は思うので、本町ではさゆり公園のよさを改めて全国に売り出すべきという具合に考えております。本町のお考えをお伺いするものです。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それでは8番、佐野議員の西会津町総合計画についてのご質問にお答えをいたします。

総合計画の策定につきましては、6番議員、渡部昌議員にもお答えしたとおりであります。まちづくり基本条例に基づき、地域の町民の皆さんにご参加をいただきながら作業を進めてきたところであります。

町民懇談会につきましては、昨日の一般質問で7番、五十嵐議員にもお答えしたとおりであります。町内5地区で開催をいたしまして、129名の皆さんにご参加をいただき、ご意見を賜ったところであります。

内容等については町内の全戸に配布しました「さんかく通信」で掲載されたものであり、その多くは要望などでありまして、計画案の修正となる内容はございませんでした。

一方、意見公募につきましては6名のかたからございました。それらに対する考え方についても、12月8日発行の「さんかく通信」第8号で公表したところであります。

これらを踏まえて、基本計画の中に遊休施設の活用という文言を追加することといたしました。今後は議会の皆さんから意見をいただきながら、できるだけ早い機会に議案として提出したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議員おただしの中で具体的な内容で質問されておりますので、私の考え方を述べたいと思います。

1点目の集落再編についてであります。軽々にこれは結論の出る内容ではないと考えております。議員ご指摘のとおりふるさとを思う心は同じであります。

しかしながら、今後10年先に集落としての体をなさない場合は、地域の皆さんと十分に検討しなければならない大きな課題であると考えております。

2点目の国際芸術村については、ご指摘の課題があることも承知をしております。当初は外国芸術家のかたが地域の皆さんと融合して活性化の一翼になるということを目的の一つにされたと思いますが、来年度以降については外国からの芸術家の招致事業については見直しをしてみたいと、こう考えているところでございます。

3点目のさゆり公園の活用につきましても、町の最もPRすべき施設でございます。現在、いろんなスポーツ大会の会場となり、あるいはアスレチックには子どもの声が聞こえるなど多くのかたが訪れておりまして、また、イベント会場としてふるさとまつりやなつかしカーショーなども開催されるなど、町内外も含めて公園全体が活用されていると思います。今後も地域活性化の拠点としてさらなる運営を図ってまいる考えでございます。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 今ほど町長からご答弁があったんですけど、まず限界集落の再編については、以前でも質問があったわけなんですけど、町民懇談会で意見として出てきたことは、今後私たちの住んでいる集落は人口の減少と高齢化が同じように、最初にもお聞きしたんですけど、現在、本町において集落再編というような集落は何か所くらいあるのでは

うか。まだ詳しく調査しておるかおらないか、それは分からないんですけど、そして町としてどのように限界集落というんですか、集落の再編等についてはどのようなまとめ方をして皆さんにお知らせするというような格好になるのかお伺いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず限界集落の定義については改めていうまでもございませんけれども、将来高齢化されたその集落が、今後 10 年後においても跡取りもいないということで、いってみればその以降は崩壊につながるという前段の集落だと思います。

今後それぞれの集落ごとの状況というものは、十分これから調査し、あるいは判断をしなければならぬと思いますけれども、できるならばこうした言葉やこうした方向にならないように努力するというのが一番大切なことであると思っております。

それに近いところの集落もたくさん地域にはございますけれども、そうしたかたがたに、今後どういうふうにするべきかといってもなかなかこれは一朝一夕にはなかなかできないということですので、課題があればその度、単なる集落だけではなくて、包含したようなそうした全体でカバーできるような体制というものを取っていくことがこれから必要ではないかと思っております。

一つの集落ではなかなか事業ができない。あるいはいろんな活動もできないというところについては同じ集落同士がやはり連携し合って、一つの地域ぐるみで対応していくような方法もこれから必要になってくるのではないかと思っておりますので、できるならばそうしたことから含めて、全体で支え合うそんな集落体制というものがこれから望ましいというふうに思います。

あと、限界集落としてのその数とか、内容等については、私数字持ち合わせておりませんので、もし議員が必要だということであれば担当課長のほうから答弁させたいと思います。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 今ほど限界集落ということでご質問いただきまして、町長からご答弁申し上げたところですが、限界集落の数、限界集落は 65 歳以上の高齢者が半分以上ということがございますので、どんどん時期によりまして数に変化していくというのが現状でございます。

最近一応把握した数は一応 19 という数でございますが、直近のものではございませんので、現在若干増えている可能性があります、私が把握した数は 19 でございます。

○議長 8 番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 今地域と地域が、町長のお答えでは結び合って、そして助け合っていかなきゃなんないのが現状ではないかというように話されたんですけど、私もそう思います。昔は結いというような言葉があり、そしてきずなを深めて、そしてその地に生まれ育った人たちがやはりきずなを深めて、お葬式なんか出してきたと思うんです。現在でもそういうような姿をとっている集落もあると思います。

そういうことで、これからやはりその限界集落が、今室長のほから 19 ほどあるんじゃないかという具合に、年々進んでいく傾向がするという具合に報告されておりますので、これらについても本町として本腰を入れて、やはりこういう対処の仕方じゃなくて、もっと

もっと親身になってやっていてもらいたいというのが私からの要望でございます。

それから次に芸術村についてお伺いします。芸術村は今年で5年度ですか、なったと私は記憶しているんですけど、芸術村についてはさまざまな当初の計画よりもちょっとずれてきたような面はあるんじゃないかという具合には思うんですけど、町長のお話では来年度以降は外国人の招へいについては、国内というか、そういうような考えはないようにお話を受けたんですけど、これからの芸術村は、やはり日本でもすばらしい芸術家が多く育っております。

そしてましてや私たちの本県においてもすばらしい芸術家がたくさんおるんです。そういう、ただ、外国人でなきゃ芸術家でないというような認識をぬぐい去っていただきたいというのが私の本音なんですけれど、どうして外国人に頼ってきて今日までいるのかと、そういう点については本町としてはどのように認識しているのか、芸術村に対しての今後の対応について町長の内容をお知らせください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 現在2名のかたが芸術村でそれぞれ活動されておりますけれども、ほぼ1年という契約の中で、また地元にも、元のところに帰っていくというのがこれまでのずっと経過でございました。

やはりこういう1年ごとで変わるということ、あるいはそれがどれだけの効果性があるのかということも、これはある意味では費用対効果も含めて検証しなければならない課題だと私は思っています。芸術にそういったことが当てはまるかどうかということは別問題ではありますが、何せ一般財源を活用している関係上、こういったことも踏み込んで十分検討していかなければならないと私は思っております。

したがって、外国からの芸術家の招致といいますか、非常に外務省を通してやらなければならないという非常に制約のある内容であります。したがって、人選をするまでにまた長い期間いろいろと工面をしなければ、苦慮しなければならない。

町としてそれが実務的に町が入って直接交渉ができないというのが今までの内容でありました。やはりこれらの内容については今後見直していくべきではなかろうか。そのためにはいったい何をどういうふうにしてあの芸術村というものを今後活用していくのか、このことが大事だと私は思います。

議員指摘のご質問された外国人以外の、国内での芸術家や、あるいはいろんな大学生や学生との交流を、そうしたところで利活用していただく、あるいは活動の拠点にさせていただく、アトリエにさせていただく、こういうことも一つの方法ではないかと考えておりますので、今すぐ代案ではありませんけれども、そうしたことも一つの方法であろうというふうに考えております。

もう一つは地域のかたがあの芸術村を活用するということも必要ではないかと私は思います。したがって、新郷地域のかたがたがこれから地域づくりをするための一つの拠点にも私はなるであろうというふうに思います。学生を、いろんな小学生でも、いろんな都市部との交流の中での拠点づくり、こういうこともやってもいいのではなかろうかと。

したがって、これから利活用の問題については地域の皆さんと話し合いながら、そうした活動を含めてもう一度見直していくことが必要だろうと、こんなふうに考えております

ので、来年度以降については十分、この外国人招致の問題については考えさせていただきたいというふうに思っているところです。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 今ほどご答弁をもらったんですけど、その一般財源として年間、私の頭の中では400万円ほど財源が出てるように私は思うんですけど、この一般財源が活用されて、そこに本町もすべてなんですけれど、その地域に住む人々との交流の中でそういうものが生かされて、そしてその人たちと一体となって文化交流が果たされてきたのかどうか、その一般財源の400万なにがしが高かったのか、それともそれがなかったならできないのかというようなこともひとつお聞きしておきたいと思います。

それから地域のかたの活用として拠点になるような、そして都市部との交流ということになれば先ほど来から質問されている5番ですか、グリーンツーリズムとの関係なんかも出てくるというふうに考えてもよろしいのか、その辺についてもお答えを求めます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これまで電源交付金あるいは一般財源の活用等々でこの事業費の工面をしてきた経過がございます。したがって、この効果性についてどれだけの効果がどうあったのかということについては、私も前から言ってるんですが、これは費用対効果でなかなか計り切れないものがございますので、それは芸術という分野においては効果があったのだろうというふうに思います。

したがって、これまでの芸術家の皆さんがいろいろ活動してきたあかしとして作品を残していただいたということも現実にあるわけですから、それはそれとして評価をしなければいけないというふうに思っております。

今後はそうしたことを踏まえながら今後の対応方法はどうすべきかということで見直す時期にきているということから、そこから私は出発をしていきたいというふうに思っております。

そして、これが新しい地域づくりの活性化にどう今後活用するかということについては、まさにグリーンツーリズムとか、こういったところにもご参加をいただいて、みんなで考えてみたらいかかなというふうに思います。

あのところについてまるっきり芸術家以外のもので当てはめて、何かができるかということではなくて、今までやってきた経過の中で今年も行いましたけれども、全国から公募して、そして野沢の穂積さんについては準大賞という賞をもらって町長室に飾っていただいておりますけれども、そうしたすばらしい芸術のあり方もあるわけでありますので、その部分についてはやはり私は継続してもいいんじゃないかと。

ちょうどその日に新郷地区のお母さんたちが野菜を売っていたわけです。私はそういうところの、そうしたつながりというのも大事にしたいし、そういうことを含めて地域のかたともっと利活用の問題で活性化するようなそうした計画も必要になってくるんじゃないかと、いろいろ地域の人たちで考えてみたらいいんじゃないか。くどくどくどくど私たちあたりからアイデアをもらうよりも、みんなが何かしようじゃないかという、そういう気運が高まればいろんな活動が私はできると、こう思ってます。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 町長より詳しい説明でご理解を得ましたので、次の質問に移りたいと思います。

さゆり公園の活用なんですけれど、これほど自然に恵まれ、そして医療施設もある。そして広大な面積もある。自由に、本当に自然の中での立派な施設でございます。これを評価されないような中であったんでは大変であると思います。このさゆり公園ほど利活用することによって誘客もそうですし、スポーツ人口の合宿等、そして夏休み、四季を通じてこのすばらしい施設をもっといいアイデアの中で利活用ができないものか。

やはりこれらについてもひとつももっとも考えを改めて、どうしたら、どうしてこれからも交流人口なんかも増やしていくには、隣町の阿賀町との交流が今はバレーボールなんかで交流をしてるんですけれど、これからは歴史や文化、そしてあらゆる面において、元会津藩であった阿賀町ですから、やはりわれわれとの距離はそう遠いわけじゃないんです。

そういうようなことを同じそういう交流事業を通して、違った角度からまたさゆり公園というのを見直す必要があるんじゃないかという具合に思うんですけど、町長の考えはいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員ご指摘のとおりでありまして、これまでのさゆり公園の活用方法がベストであったのかということだと思いますけれども、私はまだまだ活用いかんによってはもっとも大いに利活用して西会津町をPRする最も理想的な公園の一つであるというふうに思っております。

これからも多くの皆さんに活用していただく。そしてみんなが西会津町を、町外のかたも知っていただく、こういう施設であれば最高かなというふうに思います。

おただしの阿賀町との交流などについても私は必要な運動とか、あるいは交流とか、そういうことであれば大いに活用して、西会津町との交流の拠点の場としてもいいのではないかと考えておりますので、もし相互にスポーツや、あるいは文化やその他いろいろな活動の中で交流が図られる。そしてまた利用できてお互いに何か競技をしようとか、あるいは交流をしようということであれば大いに結構だというふうに思いますので、そういう場をぜひとも提供していただいて、それに対応していきたいというふうに考えております。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 今ほどもそういうような町長の考えをお聞きしたんですけれど、阿賀町なんかも本当に深い歴史と文化の町でございます。そういうことで切磋琢磨していけばまたよりよい本町の進展が図られるんじゃないかと私は考えております。

ぜひとも身近な阿賀町との交流なんかを一層深めて、そしてわが町の進展に結びつけていってもらいたいと思います。以上で私質問は終わります。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 9番、武藤です。私も数項目にわたり通告しておりますので、順次質問いたします。明確でかつ前向きな答弁を求めるものであります。

22年度の予算編成全般について質問いたします。

まず、予算編成にあたって町長の基本理念を伺います。景気の低迷が続き、町民税や法

人税の減収も予想される厳しい財政状況の中、経済、雇用対策や医療・介護、そして子育てなど緊急課題が山積する現状下において、どのような基本的な理念のもとに予算の編成を考えておられるのかを伺います。

次に、財源の見通しと財政についてであります。経費節減や報酬の50%カット等による削減方法により、財政強化に努めるとの考えでありましたが、税収減や国県の予算編成の影響される中での見通しと今後の財政について考えをお伺いいたします。

次に、重点事業の内容と優先順位の仕分け方法について。町長サイドから各課に対して予算編成に関しての注文は出されましたか。出されたとするならばどのような内容でしょうか。町長の所信表明の中での事業等の実現化と予算的な組み立てをどのように指示されたのかをお伺いいたします。

また、就任以来、事業の見直しやリセットを強調されておりますが、その結果、各課の重点施策はどのようなものがあるのでしょうか。そして優先順位の仕分けの方法はどのように考えておられますかお伺いいたします。

予算編成の方法と進め方について。従来どおり各課からの積み上げられた予算計画を総務課長査定、町長査定の方法で進められるのでしょうか。事業見直しや評価等はどの時点で行われ、予算に反映されるのでしょうかお伺いいたします。

次に、予算編成時に特に留意していただきたい点、特に深刻な例についてお伺いいたします。

一つは施設介護待機者の解消法と対応についてであります。利用難民、介護難民が社会問題になっている現在、わが町においても退院後の医療介護に困っている人や、受け入れ等に課題があります。資料によれば、介護を受けている人が全体で432人、そのうち施設介護は156人、その施設介護の中の町内施設介護を受けている人が82人。そしてそのほかは63人の町外の施設介護を受けておられます。

そして、入所待機者がさゆりの園で町内の人が111人、憩いの森で65人、施設が空くのを待っておられます。このような状況にある中、介護の患者や家族の事情を勘案し、それらのかたがたが置かれている状況、在宅の場合の老老介護や、ひとり暮らし高齢者世帯での負担が加重と思われま。これら実態に対し、施設のベッド増床の考えや、また、限られた介護回数以上についての町独自の支援策を講ずるべきと思いますが町長の考えをお伺いします。

介護保険事業計画の第4期、第5期の統計によりますと、町の人口減、あるいは高齢化率の増の中で、在宅介護、グループホーム、あるいは施設介護というのは増加し、その後横ばいというような予想がされております。人口減の中、施設の増床等は一見無駄ともとられがちであります。町の状況を考えれば高齢化人口の増加や後継者問題を考え、そして10年後、20年後のこういった待機者の解消、あるいは家庭の崩壊にもつながりかねないこの現況を考えた場合、増床するのが大切だと思います。併せて医療体制の整備と医師の増員計画についてもお伺いいたします。

次に、交通弱者、町民バス運行地域以外の住民の生活、医療機関への交通手段の対応策についてであります。ひとり住まい老人や高齢者、又は不自由なかたの医療機関への通院や生活のための交通手段、足の確保についてであります。町民バスの運行地区以外の公的

交通手段のない地区住民の生活支援策として、住む人の利便性の確保のため、町民バスの競合問題や運行許可の問題、そういう点を勘案しまして民間委託等で町民バス停留所地点まで、週1回、あるいは月2回程度の運行を図るべきと考えます。このような地域に福祉的交通手段を確保すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

次に、町長交際費について伺います。同僚議員の質問にもありましたが、改めて質問するものであります。町長交際費については要綱等支出基準があります。その解釈について改めて目的と支出基準をお伺いするものであります。基準の中での弔費についてであります。亡くなられた町民すべての人が社会貢献をなされたかたである。ですからお見舞いに行く。大変立派な考えであります。

しかし、町では弔電や、あるいは国保加入者に対しては見舞金等の制度もあります。弔意は表されていると私は理解しております。現在の支出方法は支出基準があり、区分されている中で、これらはその他の例外にあたるものと理解しております。一般社会通念上、すべての人に弔費としての香典を送ることに、これは必要なのでしょうか。すべての人が社会貢献をしている中で、特に貢献度の高い人と、支出区分にもありますように、区別するものと考えます。

また、経費の節減、財政健全化を進める中で、このような区分に対して町民の理解を得られるものと考えております。

加えて同僚議員の質問にもありました。そしてその中の町長の答弁の中に大変気になることがありましたので、併せてお伺いするものであります。

町民との懇談会の件であります。招待された地区の行事やそういった懇談の中で町長の施策の一つとしての対話の、一つとして数える旨の発言がありましたが、交際費を伴うようなそういった会や行事において、それを町民との懇談会の一環とする考え方は大変誤解を招くというように思います。改めるべきではないでしょうか。

次に、結婚祝金についての考え方と内容について伺います。結婚祝金制度の創設であります。夫婦の前途を祝福するとともに定住促進と活性化を図る目的、そのようになっております。制度そのものは思いやり条例、あるいは思いやり予算ととらえればよいものであると思います。

しかし、経費の節減、財政の健全化を目指す中でほかにやるべき事業や見直しという厳しい査定をしながら、果たして今この制度を実行すべきか疑問に思います。

まず、町の現状を見るに結婚を望んでも相手がみつからないというような人が多く見られます。結婚や出産は個人の人生観や価値観に左右される面が多々ありますが、出会いの場を提供するとか、例えば幸せ発見事業とか、タウンミーティング、結婚支援コーディネーター、結婚相談会の開催等、婚活を町が支援することや結婚を促進するための環境整備に力を入れる考えはありませんか。

結婚、出産、子育てといった一連の社会環境整備の充実と一元化と支援強化をまずすべきではないかと考えます。

次に、町の検診について伺います。町は各種検診の無料化に努め、町民の健康に力を注いでおります。その中で女性特有のがん対策強化について質問いたします。

乳がん、子宮がんは全国的に増加傾向と若年化が進んでいるといわれております。町の

受診率向上の方策と啓蒙について伺います。また、町の検診無料の基準の一定年齢に達しない人のそれらの検診希望者に対する助成をし、早期発見、早期治療を促進する考えはありませんか。

次に、町長使用公用車の西会津町の名称を消した理由は何なのかを伺います。町長は日頃より町のトップセールスマンとして町のPRや情報発信に努める旨の発言をなされております。以前、近隣町村の町長が町のPR用の法被を着用し、県や国に要望活動をした例もありましたが、西会津町を消した行為は何なのでしょう、伺うものであります。

また、予算編成と見直しに合わせて、出産祝い金制度の見直しや、あるいは敬老会の見直し、敬老祝金の見直し等も発言の中で聞きたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 9番、武藤道廣議員の町長交際費に関するご質問にお答えをいたしたいと思いません。

昨日、2番、多賀剛議員の町長交際費に関するご質問でお答えをいたしました。私は、町政を運営するにあたっては、町民との対話を重視すること、開かれた町政運営をすること、行財政改革を進めることの3本の基本姿勢を掲げてまいりました。このうち、開かれた町政運営につきましては、町民の皆様に対し、町のさまざまな情報を公開・発信することによって、より透明性の高い町政を構築できるものと考えております。

その一つとして、町長交際費の公表を行っているところでありますが、その支出基準につきましては、昨日も申し上げましたように町長交際費の公表に関する要綱並びに町長交際費支出基準の規定に基づき適切に支出、運用しているところであります。

また、支出区分につきましても、他市町村の支出基準等を参考にするとともに、社会通念上、妥当と思われる区分と金額に設定したものでありますので、ご理解をいただきたいと思いません。

次に、結婚祝金についてお答えをいたします。結婚し、本町に居住する新婚夫婦に対しまして、結婚祝金として10万円を贈る制度であります。

この目的は、新婚夫婦に結婚祝金を支給することにより、夫婦の前途を祝福するとともに、定住促進と町の活性化に資することにあります。

受給対象者は、新郎または新婦どちらかが本町に住所があり、結婚後本町に居住するかた、または、本町に住所はないが、結婚を期に本町に住民登録し居住するかたであります。

なお、本議会に結婚祝金支給条例案を提出しておりますのでよろしくご審議いただきたいと思いません。

次に、町長使用の公用車についてお答えをいたします。西会津町という名称を消した理由とご質問でありますが、消したことについて特に理由はありません。従来から町長の公用車として使用する自動車には町の名称を付けておりませんでしたので、これまでと同様に名称をなくしたものであります。

なお、そのことにより、町民の皆さんにご迷惑をかけているようであれば戻すということも可能でありますので、ご了承をいただきたいと思いません。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。



○総務税政課長 9番、武藤道廣議員のご質問のうち、平成22年度の予算編成についてお答えをいたします。

第1点目の予算編成にあたっての基本理念につきましては、昨日、1番、目黒一議員にお答えしたとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、財源の見通しと財政についてのご質問でございますが、平成22年度予算につきましては現在編成中でありまして、収入の半分以上を占める地方交付税の見通しが全く不明であることに加え、事業仕分に伴う影響額や税収の落ち込みなどがどの程度あるか不明であります。可能な限り歳入の確保に努めてまいりたいと考えております。

また歳出につきましても、常に見直しの視点に立って経常経費の抑制を図り、臨時的経費、政策的経費の財源確保に努めてまいりますが、どうしても財源調整がつかない場合にあっては、財政調整基金からの繰り入れなどを行いながら、町民生活に支障のないように予算の編成を行なっていきたいと考えております。

次に、予算編成の方法と進め方についてのご質問であります。まずはじめに新年度における町政の基本的考えを定めた町政執行基本方針及び重点施策を定め、これに基づいて各課からの投資的事業を中心とした主要重点事業について、財源フレームや優先度などを考慮して、実施計画を調整いたします。

一方、経常経費を含めた全体的な予算編成につきましては、当初予算の編成方針を定め、説明会等を通じて方針の周知を図り、先の実施計画と併せまして要求書を作成いたします。その内容について総務税政課で前段の審査を行なった上で町長に説明をし、町長が全体調整を行いまして、最終的に予算案が作成されることとなります。

なお、事業評価をどの時点で反映するのかがとのご質問でございますけれども、昨日3番、青木照夫議員にお答え申し上げましたように、事務事業全般の本格的な見直しにつきましては、来年度から実施していくことにしておりますので、それらの見直しが行われた時点で、できるだけ早い機会に反映をしていきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 ご質問のうち、重点事業と優先順位についてお答えいたします。

新年度におきます重点事業につきましては、1番、目黒一議員にお答えしたとおりでありまして、総合計画に基づいてこれから定めるということしております。

現在新たな総合計画の策定中でありまして、当面重要な政策といたしましては農林業の振興、また、商工業の振興のほか、雇用対策、子育て支援、小学校の適正配置、交通弱者への対応、保健・医療・福祉への充実など、いずれも町民の皆さんの生活に密着した事業に取り組んでいくこととしております。

次に優先順位の仕分けの方法についての質問ですが、その基準といたしましては、基本的には事業効果を重視しながら、判断をしていく考えであります。事業効果が高いものを優先的に実施することとし、低いと考えられるものについてはできるだけ中止や廃止をしていきますが、支障が生ずるとされるものは、一部改善や修正を加えるなどの創意と工夫をすることで作業を進めていきたいと考えておりますので、ご理解願いただきたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 9番、武藤議員のご質問のうち、まずはじめに介護施設の待機者の解消の方法と対応はとのご質問にお答えいたします。

現在、町内の施設においては、特別養護老人ホーム「さゆりの園」において111名、介護老人保健施設「憩の森」において65名の入所待機者がおります。

その待機者の状況を見ますと、病院に約4割、他の施設やグループホームなどに約3割のかたが待機をしており、在宅で待機している方は約3割となっております。

ベッドの増床など、待機者の解消方法はとのご質問であります。施設の新築や増築につきましては、町の介護保険事業計画に載せるとともに県や近隣市町村の了承を得ることが必要となります。また、もう一つの条件として、要介護度2～5の認定者数に対する施設系サービス利用者の割合が国で定める標準値37%より低いことが条件となりますが、本町ではその割合が42.5%と上回っていることから、現在は介護保険事業計画に増築等の計画を載せることはできません。

しかし、近隣市町村で施設の新築や増築が計画されており、その計画に西会津町からの入所者も見込まれていますことから、該当市町村と調整を取りながら待機者の解消に努めてまいります。また、医師の確保についてのご質問であります。現在、町の診療所には常勤の医師が3名、非常勤の医師が1名勤務しております。

最近の町内の医療体制の変化や新型インフルエンザ等の対応により、大変忙しくなっております。そのため、これまでも新しい医師の確保のために情報の発信や収集をしてまいりました。その結果、昨年1名、今年1名の医師と面談をいたしました。しかし結果的には不調に終わったところでございます。

つい最近も情報の提供がございましたので今後も鋭意医師の確保に努めてまいることとしておりますのでご理解いただきたいと思います。

次に、町の検診に年齢が達しない若者者への助成についてのご質問にお答えいたします。

各種検診の対象年齢は国が指針を示しておりますが、本町では町民の皆さんの健康調査の結果、循環器系の疾病及び胃がんが多いことから、早期発見と早期治療を目的に特定検診と胃がん検診は国の指針より対象年齢を引き下げて無料で実施しているところであります。

なお、国の指針は、特定検診におきまして40歳から、それを町では30歳から実施しているところでございます。

ご質問のうちの女性特有のがんに関する検診は国の指針に基づき、子宮がん検診は20歳以上、乳がん検診については40歳以上を対象として実施しています。

子宮がん検診は、以前30歳以上が対象でしたが、20歳代での子宮がんの増加により国の対象年齢が引き下げられたことに伴い、平成17年度より町も年齢を引き下げて実施しております。

乳がん検診は視触診だけを実施していた時期は、集団検診として30歳以上を対象に実施していましたが、平成16年度より国の指針でマンモグラフィ検査が義務付けられました。これは科学的な根拠に基づき、胃の見直しを行なわれた結果、視触診だけでは発見できない早期の乳がんをレントゲン撮影で発見するためであります。

このとき国が、30歳代は女性ホルモンの関係により乳腺が発達していてマンモグラフィ検査を実施しても早期の乳がんが発見しにくいという理由から、対象年齢を40歳以上に引き上げたことにより、本町も40歳以上を対象に無料で実施しているところですのでありますのでご理解いただきたいと思います。

なお、現在のところ町の国保被保険者の疾病状況等を分析しましたところ、検診対象外の年齢での治療者は確認されておりません。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 9番、武藤道廣議員の町民バスの未運行集落の交通手段への対応に関するご質問にお答えいたします。

町民バス事業は、主要路線を運行する幹線と、スクールバスの運行を主とする枝線との連携運行により実施されております。

現行の運行ダイヤにおいては、児童生徒の利用のない時間帯にスクールバスを運行する日中運行を採用するなどして、町内のほとんどの集落を路線に組み入れているところですが、運行車両の大きさや集落内の道路状況等により、一部の集落においては未運行となっている状況にあります。

現在、町民バスにつきましては利用者の利便性を高めるため、運行路線や運行回数などについて見直し作業を進めているところであります。おただしの未運行集落の解消につきましても、その中で検討しているところであり、また新たな交通体系も含めて検討してまいりますのでご理解を願います。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 まず町長に伺います。同僚議員に対する答弁の中で、限られた財政の中で町民の声を反映し、町主導の考え方から町民の皆さんの地域の活力を求める編成方針とありましたが、具体的には町民の声をどのようにとらえ、そしてそれをどのような形で予算化、事業化されるお考えでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 お答えを申し上げます。これも昨日から何回も予算のあり方について質問されておりまして、その中でもお答えしているとおりでありますが、まず、町民の皆さんの声を聞くという方法については、いわゆる町長へのおたより、あるいはこれから町民の各それぞれの地域の課題、こういうことも一定程度必要であると思います。

したがって、そうした声の対応の仕方、今後どのように予算付けを図っていくかということで、すべて町民の皆さんから出て集約をされない限り予算を付けることが無理ということでは決してありません。私はそういう中から予算付けで可能なものについては予算付けを図っていくということでもあります。

これまで47件の意見が寄せられておりました。その中でも予算を付けていかなければならないような課題もたくさんございます。いわゆるこれまで私が言ってきたような内容とダブっているところもだいぶあるわけです。

ですから、そうしたことについてはいわゆる町民の皆さんの声として吸い上げていかなければなりません。ですから、その選択を今後どうするか。あの47件のうちでも相当数町民の声として上がってきたものがありますので、まずはそうしたことから予算付けが図

れるもの、こういったことの仕分けをしていかなければならないと、こんなふうに思っています。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 姿勢は分かりました。それで、今のそういった意見の中で町長ご自身が具体的にはこんな例があるというものがありましたらお示ししていただきたいということと、そういった作業はだいたい次年度の予算に対しましていつころまでの計画でなされるつもりでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 例えばやっぱり交通弱者のかたなどについてはいち早く福祉タクシーというか、そういうことについて実現をさせていただきたいというようなこともありますし、あるいはまた、農家の皆さんから加工施設などについての要望もございます。

今手持ちにありませんから、47件のうちいろいろありますけれども、そうした具体的な内容が伴っていることがたくさんございます。あるいはよりっせにおける、これから西会津町がこうしたらもっとまちづくりに活性化になるのではないかとか、あるいは街並み景観をもっとよくすればこういうことになるんじゃないかというご提言がございます。

それぞれ一つ一つはごもっともな話がたくさんございますけれども、しかしそれがすぐに単年度でできるもの、あるいはこれから長期にわたるもの、いろいろございますので、それらについてはこれから仕分けをしていかなければならないと思いますし、昨日も予算の関係で総務税政課長が申し上げましたが、いわゆる国の方針というものがまだきちっと定まっていないということでもありますから、そうしたことを踏まえながら、的確にこれから状況を判断をして、そして国や県のそうした情勢を確実に掌握しながら予算編成にあたっていくという作業がこれからでありますので、はっきりといついつまでということは申し上げることはできませんけれども、遅くとも3月までにはそれが明示されるのではないかと思います。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 それと今話に出ましたが、私も交通弱者に対する質問をただいまして、答弁をもらって大変うれしく思っておるわけですが、ただ、その福祉タクシーという言葉は町長はお使いですが、これについて私とその認識が違うなと思ひまして、私は町民バスが運行されている中での福祉タクシーというものは、在宅で生活なされるかた、あるいは身障者のかたが通院あるいは療養所に通うために、それに対するタクシーの補助とか、そういったものを想定しておるわけですが、バスを町独自でもっていて、そこに福祉タクシーという競合やいろんな問題が出る。どのような福祉タクシーの意味を持っておられるのかお聞きします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私はこの言葉を使う前に何回もことわっておりますけれども、いわゆる福祉専門で、例えば障害者のかたが、身体の不自由なかたを専門に送迎するようなものでは決してございません。いわゆる今の大型バスが地域に、交通事情によって行けないところ、そうしたかたが取り残されてしまっている箇所があるわけです。

したがって、そうしたところへの配慮の問題として、そこからバスまでの路線のいわゆ

るつなぎ、こういったことをこれから必要となってくるのではないかというふうに思いまして、その言葉自体に福祉タクシーというそういうニュアンスを受けますけれども、適当な言葉がないというようなことでそういう言葉を使わせていただいております。

これから町として例えば 10 人とか、そうしたワゴンをいわゆる購入してその路線間をいろんなところで運行するような方法か、あるいはそういったことを業者に任せてしまったほうが経費の面でいいのか、安全上はどうなのか、運転手はどうするのかということになってくると、いろいろ課題がまだ山積しておりますので、十分これから詰めていきたいと思っておりますし、来年度以降はぜひそれらの実現をしていきたいということでありますので、言葉上の問題であります、内容はそういうことで運行してみたい考えでありますからご理解をいただきたいと思っております。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今の話は私と同じ考えでありますので、ぜひ来年度からの実現をお願いいたします。

続きまして予算に関してですが、ちょっと答弁漏れがありました、町長のほうから予算編成に関して各課に対する指示等はあったのでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まだ予算編成に関して各課にわたって、どこの課についてはこういうことをなさうということはまだ言ってございません。

それはなぜかと言いますと、今回ご提案申し上げますけれども、課の編成がございます。ぜひともいろいろ課題はありましようけれども、ご議決をいただきまして新しい体制になった時点でそれぞれの課の役割、事務分掌がきちっと対応されますので、その中で町長は基本的な方針をその課に申し上げたいと、こう思っております。

細部にわたってはそんな詳しいことまでは町長のほうから言う必要はないと思っております、いわゆる基本的な部分については私のほうから各課に申ししていきたいというふうに思っております。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 質問を変えます。介護の問題であります、ベッド増床の件ですが、今国のほうの基準等を示していただきました。しかし現実的には介護回数等限られたいろんな制約があります。町民の皆さん、退院してきた人、大変困っているわけです。これは本当に現実的な問題でありまして、そういった意味に対する町の回数増に対する補助とか、あるいは国の制度そのものには高齢化率とかそういうものを勘案されているとは思いますが、その辺はどうなっているのかということをお聞きします。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 施設の待機者による町側の考えであります、先ほど申し上げましたように新築等につきましては、国の基準で介護度 2 から 5 のかたがた、本町では 341 人おりますが、このうち 145 名が施設にお世話になっているわけです。その率が 42.5%と国が示しております 37%を超えているということから、この増改築はまず認められないということが第 1 点あります。

そのために、今近隣の町村で老健 100 床、それから特養 70 床、これを今増改築すると

いうことになっております。そのために、その町村の担当がぜひ西会津からもどうぞということでこの春おいでになりました。実は昨日そこを運営する法人のかたが、私昨日議会あったんですが、あいさつにきて名刺が置いてありました。ですから、ここをぜひ利用してくださいということでございますので、広域的にそういうところも利用していただきたいというふうに考えております。

なお、本町の今の介護体制で一番問題になっておりますのは、認知症の対応なんです。この度の、昨年度計画書をつくりました介護保険計画の中ではいわゆる今、認知症はグループホームがございしますが、そこに通いで何人かできないかということをもまず検討するということを文言入れました。

さらにその後はこのグループホームの新しい施設として新築ということも今後考えていかなければならないと思います。というのは、グループホームは施設系じゃなくて居宅系でありますので、国の基準はいらないということになります。

もう一つ、今在宅で心配がないように訪問系、例えば訪問ヘルプサービス、それから訪問介護、これを町としては充実させていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 在宅で介護できるのが理想であります。先ほどから申し上げておりますように、後継者がいないとか、高齢者の老人のひとり暮らしとか、やはり限界があると思うわけですよ。そういった人たちを救う意味でも、そしてまた町民感情からして同じ施設に入るならば町内の施設に入りたいというのが本音ではないかと思えます。

極端に言いますと、町独自でもその対策を取るべきではないかという時期にきていると思えますが、その辺はどうお考えですか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 町独自で新築、増築というお話であります。まず第一に一つの施設をつくるには相当の費用がかかります。まずこれの財源の確保が一つであります。

さらに我々介護保険事業計画をつくるときに、いわゆる皆さんからいただく介護保険料の算定もございします。そうしますと、施設系は在宅系に比べまして非常に介護サービスの費用が高いんですね。1人施設に入れば35万円、年間400万円超えますね。100人入れば4億円。その基本的には20%を介護保険料でまかなわなければならない。

そうなれば本町にそれだけの施設ができて、100人のかたが入れば介護保険料が非常にアップするということがあります。これはいろいろ議論もありますけれども、そういうことも考えながら、町はいろんなことを考えながら、今後の介護施策をしていかなければならないということも現実でありますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 内容的なことは分かりました。ただ、困っている人が多々あるということで、そういう対策は十二分をお願いしたいと思います。質問を変えます。

次に町長にお聞きします。町長交際費であります。昨日からいろいろありますが、私は社会通念上はここまでやる必要はないのかというような判断に立っておりますが、改めてお聞きしますが、すべての人にここまでやる必要はあるのでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 弔費、いわゆるお葬式の香典のことだと思いますが、昨日2番、多賀議員にも申し上げましたけれども、基本的な支出基準というのは要綱等で定めてございます。したがって、どこからくるのかという明確なことであれば、私が受ける範囲で考え方で受けた印象では、いわゆる無駄だと、だからそんなところまで町長が行っているなど、極端な話そういうことだと思うんですね。

したがって私は今まではいわゆるはじめて町長になったわけでありますから、どんな基準で、どんなところに、誰がどういうふうに行くかというようなことは、私はまったく素人でありました。

で、皆さんからそういう無駄だと、経費の削減だと、町長、わざわざ行っていることないと、こういうことであれば、その範囲内の中においていわゆる町長が必要と認めたものというところについての枠組みについてはこれから皆さんの判断もありましようけれども、私もそれなりに十分検討していきたいというふうに思っておりますので、その基準はどこだと、一般町民の基準どこだということになるとなかなか答弁しづらい面がありますので、そういうところも十分に判断をしながら対応していきたいということであります。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 本意は分かりました。ただ、今の言葉ですが、無駄というところはちょっと語弊がありまして、私はそれなりの町としては弔意を示している。それ以上は必要ないのではないかとということで訂正をさせていただきます。

続きまして、町長公用車の、時間がありませんので、公用車の件であります。今の町長が使用されている車は代車と理解しております。あえて代車の名前を消したというその理由と、また、今までの流れでは町長が使用しないときは一般職員も使用してもいいですよというような話もあったわけなんです。今まで使用されたような経緯はあるんでしょうか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 公用車の関係でございますけれども、名称の関係につきましては先ほど町長がお答えしたとおりでございますのでご理解をいただきたいと思います。

これまでの間、町長が現在使用している車、空いているときに職員が使ったことがあるのかということでございますけれども、町長も就任されてから出張、あるいはいろいろな行事に参加する機会がかなり多いという状況でございます。基本は空いているときには職員誰でも使っているということでやっておりますけれども、これまで間、いろいろな行事等に出席しているということで、ほとんどが町長が使っているという状況でありますので、職員がこれまで使ったという経過はないということでございます。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 使わないということですが、それでは今の台数で十分間に合っているというような解釈もできるわけですね。公用車の台数が。そうでなければ、今度新しい車がくるわけですね。その中で町長使用車にはネームを入れるおつもりはありますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 町長が専用に使っているというと何かしゃくにさわるみたいなおもてますが、

どこの町村に行ったって町長専用車があるんですよ。議長車だってあるんじゃないですか。そういう中にでかでかとわきに西会津町なんて書いて乗っているようなのがどこにありますか。そういうことを常識的に判断をして、こういうことについて何かしゃくにさわるようなことであつたり、町民に迷惑をかけるようなことがあつたらば言っていたきたいけれども、こういう問題がなぜ一般質問の中で言わなくちゃならないのかということ。そのところについて真意が分かりませんので、明確に再質問のうえ言っていたきたい。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私が最初の質問の中でも言いましたように、隣の町では法被を着て県や国まで自分の町のPRをした町長さんもいました。町長はトップセールスを掲げて、今までそういう情報発信だということも言いました。私はそれに期待したわけですよ。

したら代車である公用車の名前を消した。ですから素直に聞いてるわけですよ。どういう理由か。理由はない。言ってみようがないじゃないですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 隣の町長が法被を着ようが何を着ようが、そんなの私には関係ありません。私は隣の町長が何をやったから私が何をしなければならないなんていうことは理由ないわけですから。町長専用車というのはやはり町長が専用に乗る、あるいは私も先回言いましたように、空いてるときはどうぞ乗ってくださいと、こういうことを言ってるんです。

ですから隣の町長とうちの町長がダブって考えるようなことをしてもらいたくない。したがって、私は私なりのトップセールスというものがあるわけですから、それは町長が何をどうしようかということは私が判断するんです。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 町長の考えは分かりました。それを目の見えるような形でお示しいただきたいと思います。時間でありますので、私の質問は終わります。

○議長 暫時休議にします。(14時28分)

○議長 再開します。(14時45分)

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 11番、長谷沼であります。3点通告をしておりますので、順次質問をしてみたいです。

最初に町長就任の所感についてであります。早いもので町長に就任されて4カ月が過ぎ、2回目の定例議会を迎えたわけであります。この4カ月間私にもいろんなことが聞こえてきます。伊藤町長になって、町が、町長が身近に感じられるようになった。緊急雇用対策、あれは本当によかった、などの評価や、なぜお亡くなりになられたかた全員に見舞いを差し上げなければならないのか理解ができない。また、ケーブルテレビに出過ぎではないか。町長の一日という放送があつたそうですが、私見ておりませんが、そういう番組の必要があつたのか、などいろいろな人がおりますので、評価をする人、批判する人がおられます。これは自然な姿だと思います。

そういう中で、伊藤町長は町長職の大変な激職、激務を務めてきたと聞いております。それが体重が10キロも減つたということでもありますので、この本当に4カ月間、いろいろな努力、考えたこと、ざっくばらんにその4カ月間、町長としての所感をお尋ねしたい



わけであります。

伊藤町長にいい町政を望むのは誰しもであります。それについて、次にマニフェストの実現についてお尋ねをいたします。

町長になればあれもやりたい、こうもしたい、こう改革をしなければならない、などの思いで伊藤勝後援会発行の新聞、チラシというんでしょうか。いや、選挙中に配られた政策ビラを作成されたと思ってありますが、この見方は間違いではないと思ってありますが、いかがでしょうか。

その町長のあなたの思いのこもったマニフェストに沿って政策の決定や行政を運営なされさせてきたと思ってありますが、そこでマニフェストで述べられたことがこれまでに実現できたこと、実現させるには相応の期間、時間がかかる、そういう約束はないのか。

実現するためには新たな課題が見つかったとか、新たな課題が生じたとか、そういうのがないのか。また、実現が難しいと思われることはないのかの4点についてお答えをいただきたいと思います。

3点目は新年度の予算編成についてであります。まず、予算の規模と財源の確保についてであります。国の方針が定まらない状況での予算の規模の予測は大変難しいかと思えますが、国や県から流れてくると申しますか、国や県の支出金は、来年度はマイナスの要因のほうが強いのではないかなと私は思っておりますが、どうぞございましょうか。

そういう中で財源を確保しなければならないわけであります。財源の確保には国や県に強く働きかけることが大事だと思いますが、どう国や県からの支出金の確保等図っていくのかをお尋ねします。また、自主財源の確保の一つとして、納税収納率の向上と収入未済の減少に努めなければならないと思いますが、どう取り組まれますか、お伺いをします。

予算の編成については、昨年も質問をいたしました。それは予算により多く町民の声を反映するための視点に立ってただいたわけであります。その一つが新年度の町政執行方針の公表についてお尋ねしましたが、そのお答えは、昨年ですよ。公表に向けて対処するとお答えをいただいておりますが、今年度公表するお考えはありますか、ありませんか。

もう一つは予算に町民の声を反映させるために町民参加の手法に関する基準についても尋ねました。そのときも今最終的な詰めを行っているとのことでありました。その基準ができたのでしょうか、お尋ねをいたします。

最後の質問になりますが、前の山口町長の政策をすべてリセットすると言われてきましたが、そのリセットはどの程度進みましたか。全部終わったのでございましょうか。そのリセットはどのような基準でなされたのでしょうか。また、来年度の予算にどう生かしていくおつもりでありましょうか。

以上お尋ねをいたしまして私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 11番、長谷沼清吉議員の質問にお答えをいたしたいと思いますが、はじめに長谷沼議員の激励の言葉に対しまして非常にありがたく、感慨にむせぶ思いであります。今後ともご指導よろしくお願ひしたいと思います。

町長就任の所感についてのおただしでありましたのでお答えいたします。私は、8月5日に町長就任以来、今日まで町民との対話を重視すること、開かれた町政運営をすること、

行財政改革を進めることの3点を念頭に置きながら、町政運営を行ってまいりました。これからも4年間の任期中において、所信表明で申し上げたことを肝に銘じて、町民の皆様や議員各位のご意見、ご指導を賜りながら、町勢伸展に向けて、全力で職務を全うし、町民の皆様からの負託に応えるよう責任を果たして行く覚悟でございます。

ご質問の町長就任の所感であります。私は町長に就任後早4カ月が経過する中で、町民の目線に立って、町民の声を吸い上げるための作業として総合計画づくりに関する町民懇談会の開催や意見公募の実施、あるいは各自治区、町内の各種団体との懇談会、さらには町民提案制度の創設などを行ってまいりました。

この間、町民の皆様との懇談に関する中で、町長という職務の重要性と責任の重さを改めて痛感したところであります。

現在、新年度予算の編成時期を迎え、国においては税収の落ち込みなど、財政的に極めて厳しい状況にある中で、地方自治体においても国の事業仕分けによる影響などが懸念されておりますが、地方財政は予断を許さない状況となっております。

このような厳しい社会情勢ではありますが、町長に課せられた最大の使命は、町民の今日の生活不安を払拭して、確かな明日への保障を確保し、豊かな町民生活への筋道をしっかりとつけることであると考えております。このために町政の健全な財政運営や町勢進展のための事務事業の推進に向けて全身全霊を傾注しまして取り組んでいかなければならないと考えております。

議員各位におかれましては、今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次にマニフェストについての質問にお答えをいたします。まず、マニフェストの中には、すぐに実現できるものもありますが、全体的には、任期4年間の中で実現していく考えでございます。

私が町長に就任して以来、今日までに実現したマニフェストといたしましては、ご存知のとおり黒塗り町長車の廃止、町長交際費の公開、町民提案制度の創設、町独自の緊急雇用対策などがございます。

また、来年4月から実施を予定しておりますのは、本定例会に議案として提出しております、結婚祝金制度や保育所入所児童2人目以降の保育料の無料化、さらには特別敬老祝金の見直しなどがございます。

次に「期間のかかる政策は何か」という質問でございますが、いくつかある中で、特に商店街並改善事業は事業規模が大きく、また関係機関や関係団体との調整も必要であることから、時間のかかる事業のひとつではないかと思っております。

次に「実現するのに課題はないか」との質問であります。私の町政運営にあたっての基本姿勢のひとつである町民との対話を重視して、町民の声を町政に反映させる制度としての町民提案制度の創設と町政懇談会の計画的な開催を公約しております。

このうち、町民提案制度は既に実施しておりますが、町政懇談会は、まだ実現には至っておりません。町長に就任以来、この4カ月間は極めて、自ら言うのも何であります。多忙を極めております。そのような中で各種会議や自治区主催の懇談会などへは、できるだけ出席をしながら、対話が途絶えないように努めてまいりたいと思っておりますし、今後とも

そうしてまいりたいと思います。今後は、年間計画を立てながら町政懇談会も実施してまいりたいと思います。

次に「実現が難しいものは何か」との質問であります。マニフェストに書いたものは、容易にできるものばかりではございません。現時点では、これらの実現が困難であるとは考えておりませんが、任期4年間の中で実現をして、成果をあげていくことを基本に進めていく考えでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

その他の質問については、担当課長より答弁いたします。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 11番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、新年度の予算編成について、お答えをいたします。

新年度の予算編成につきましては、1番、目黒一議員等にお答えを申し上げましたように、現在、新年度の予算編成中でありまして、予算規模につきましてはどの程度になるのかは今のところ不透明でございますけれども、平成21年度当初予算額と同額程度の予算額は確保してまいりたいと考えております。

また、財源の確保につきましても、地方交付税がまったく見通せない状況であり、国県補助金も不透明であることや税収も減額となる見込みであることから、国等の情報収集、また機会あるごとに国県等への要望活動に努めながら、過大見積りとならないよう適切に対応してまいりたいと考えております。

また、納税対策、収納率向上についてのご質問がございましたけれども、いうまでもなく町税、使用料、手数料等につきましては、町の貴重な自主財源でございます。これらの確保に向けまして、昨日も申し上げましたように町税等徴収対策本部会議を昨年度から立ち上げておりますけれども、その本部長に町長自らになって、町一丸となって収納率の向上に努めていきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

次に、予算編成にかかる町民参加の手法に関するご質問であります。まず予算を編成するにあたって重要なことは、一つには町民の皆さんが何を要望しているのかを公正に把握して施策を決定すること、二つには財政の健全性を貫くこと、三つ目には経常的経費の節減に努め、投資的経費の財源を確保すること、四つ目には国や県の予算編成方針や社会経済情勢を十分に考慮すること、などに留意して調整することとなります。

このような作業を行うにあたって、各課等の予算要求書に上げられた政策的な事務事業については、すでに要求書になる前段で政策協議が行われ、それを具現化するために予算要求となります。

現在、総務税政課で行っております作業でございますけれども、先ほど申し上げました二つ目の健全財政の維持、三つ目の経常経費の節減、四つ目の国県の動向等を留意した調整作業であることから、町民の皆さんに参加していただいて調整作業を行うことは、現実、非常に難しい作業であると考えております。

町民の皆さんが予算編成に参加する一番の意義でございますけれども、先ほど申し上げました1番目の町民の皆さんが何を要望しているのかを公正に施策に反映することであり、そのためには、町民の皆さんとの対話を重視することが大変重要なことであり、その手法として町民提案制度や町民懇談会などを通して、町民の皆さんの意見や提案をお聞

きし、それを政策として反映していくことが、予算編成における町民参加のあり方であると考えております。

また、これら町民の皆さんの意見等を迅速に政策へ反映できるよう、新しい行政組織の中で広報広聴機能を強化するための体制づくりについても十分に配慮したところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長　新年度の町政執行方針についてお答えをいたします。これまで本町は、毎年度、町政執行の基本方針を作成し、それに基づいて重点施策を定め、予算編成を行ってまいりました。その町政執行の基本方針は、春の自治区長会議で公表し、また説明をしております。また、広報紙を通じまして町民の皆さんにもお知らせをしております。今後は、これまでよりも早い時期に公表ができるよう努めていく考えであります。

次に、事務事業のリセットについてのご質問ですが、本年度につきましては、事業の継続性という観点から、大きな支障を生じない範囲内におきまして、見直しの作業を行い、ほとんどの事業は継続の方向で進めてまいりました。

一方、新年度については、予算編成の中で見直しをすることとしておりますので、今後十分に精査をしながら作業を進めていく考えであります。

次に、「リセットの基準は」との質問ですが、基本的には事業効果を重視しながら、判断していく考えであります。事業効果が高いものを優先的に実施することとし、低いと考えられるものについては、できるだけ中止や廃止をしていきますが、支障が生ずるとと思われるものについては、一部改善や修正を加えるなどの創意と工夫をすることで作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、「予算へはどう生かされるのか」との質問でございますが、新年度の予算編成では、各課等からの要求内容を精査し、その中で、今後も継続していくもの、効果等の面を考慮し中止や廃止をするもの、さらには、これから必要と考えられるものについては、新規に導入していくことで、安全で安心な町民生活の実現と効率的な行財政運営を図っていく考えでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　町長の所感であります。やはり町民との信頼関係があってなし得ることです。町民や議員の皆さまのご意見をよく聞いてとおっしゃいましたので、そのようにやっぱり肝に銘じてやっていってほしいなと思っております。

信頼関係で一番大事なのはやはりマニフェストだと思います。そのマニフェストで述べられたこと、今私が聞いてみたようにすぐできるもの、できないもの、あるいはマニフェストだけが行政ではありませんから、マニフェストに書かなかったことだって積極的に取り上げてやっていかなくちゃならない。一番大事なのは信頼関係だと私は思っております。

その中で最初にマニフェストの関係でお尋ねしたいのは、いわゆる雇用対策室を設けて雇用の促進をすとおっしゃっておられましたが、今の機構改革にもそれが出てきません。係でそれは仕事するということですが、ここら辺の、なぜそういうふうになったのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長 長谷沼議員の言わんとすることについてはもっともなご指摘だと思ひまして、今後ともそういう姿勢をもって町政に臨んでまいりたいと思ひます。

雇用対策室の関係であります、議員もご承知のとおり、今この雇用情勢というのは最悪の状態ではないかというふうに思っております。そういう中で他の町村との比較ではありませんけれども、今ようやくそういう雇用対策を行っているところが実は出ているんです。

しかし、議会の皆さんのご賛同をいただきながら、あの9月の補正でこの西会津町のある程度の失業者について、あるいは仕事のないかたがたが働く場を、一定期間ではあるけれども、この西会津の中で働けるといふところについては早めに手を打った効果というものが、私は現実的に今現れてきているのではないかと思っております。

したがって、これも一定程度の期間でありますので、そう長い間ではありませんが、今後、この質問に対して昨日も答えましたが、いわゆる県の緊急雇用対策も要望しておりますので、引き続きこれに該当すればこの継続を考えてまいりたいと思っております。

したがって、町は受け皿となるこうした雇用問題に対してどこに持っていったらいいのかと、こういうことがあった場合については的確にこうした情報収集やあるいは町民の皆さんとの話し合いの中で、それこそ議員の言う信頼関係の中でお互いに仕事の内容とか生活の内容とかということを受け皿としてつくっていくことが必要ではないかと、こういうことで緊急ではありますけれども、この雇用対策窓口ということについて設けましたので、ご理解をいただきたいなど、こう思ひます。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 緊急雇用して、それは本当に、先ほども言ひましたように、ほとんど全員がこれは評価していますから、それはそれで進めていってほしいですし、そのために、もっと強力に推し進めるために雇用促進対策室と、新たな部署を設けたいとおっしゃったわけですから、それが今の課の編成の中で出てこなかったもので、雇用対策とは別ですよ。その課の設置でいかにこれが議論されて、室として上がってこなかったのかな。後で聞いてもいいわけですが、今切り出してしまいましたのでお答えをいただきたいと思ひます。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 ただいまのご質問の中で雇用対策推進室というのを、新しい組織体系の中でなぜ設けなかったのかということをございますけれども、これは9月の議会でも確かお答えしたかと思ひますけれども、当初、町長のマニフェストの中では雇用対策室というようなことで申し上げてきたことがございますけれども、緊急に対応するというので、雇用対策のための担当ということで、専門といいますか、その雇用対策の担当を現在、経済振興課のほうに設置したということをございますので、新しい組織の中にあってもその雇用対策担当が全般的に対応していきたいということをございます。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私はもう一つ引かかっていたのは、南会津町が今伊藤町長が言っているようなことを狙って対策室といいますか、係といいますか、設けたそうでありまして、それにはいわゆる職業の斡旋ですか、資格を有する人がいないとできないと。南会津はその

資格をとったのでという記事が載っていたので、率直に言えば、担当の経済振興課長にそれどうなっているんだと、調べてくれと言っていましたので、そこら辺調べてあればお答えをいただきたいと思います。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 南会津の職業紹介の事業について調べましたのでお答えいたします。

南会津でやっていますのは無料職業紹介所の開設ということでありまして、事業の内容につきましても、町が独自で地元企業等の求人情報を収集、提供します。それによりまして地域の雇用ニーズに合わせたきめ細かい雇用対策を進めるということですので、町が直接町内の企業等を回ったり聞いたりして情報を集めまして、こういう人を募集してるんだという情報を町が直接企業から提供を受けまして、さらに失業されているかたの要望、それをすり合わせまして職業を斡旋するというような事業でございます。

それと資格というお話でございますが、それにつきましても確認をしまして、職業紹介責任者講習という講習がございまして、それは1日講習を受ければその資格といえますか、それは取れるそうであります。

なお、町としましてもその受講料が1人1万3千円であります。来年度予算の要求にこの分を乗せる考えでございます。以上でございます。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 別に移りますが、やはり先ほども言ったように、町民との信頼関係がなければ町政の円滑な進展はいかないなと思っております。

そこで今回の町長選挙の最大の争点は多選防止ということでありまして、そして最も伊藤町長が訴えたのが経費の削減といえますか、町長の報酬を50%カット、黒塗り乗用車を廃止して、具体的に約4,820万円の経費の削減をする、節減をするとmanifestoに書かれているわけでありまして。

私調べてみましたならば、報酬、退職金で3,150万977円。これはインターネットで公表されてますので、このとおりなようであります。

黒塗り高級車に関しては約1,670万8千円が削減される、節減できる。1年間にすれば417万円なんです。どうしてもこれが理解できません。黒塗りから一般の車にしてなぜ417万円もの差が出るのか。お答えをいただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今ここに、計算方式とかそういうの持ち合わせておりませんので、いい加減な数字を申し上げるつもりは毛頭ございません。したがって、そのことに即答できる資料がありませんので、なぜ、そういうふうになるんだと問いただされてもなかなか具体的に、明確に数字上で言うことはできませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 まったくそれはいますぐお答えをしてくださいますとも酷だなと思いません。ただ、一目見ただけでこの数字は信頼できないなと思ったわけでありまして。それは立候補したときのmanifestoによれば、自動車税が6万6,500円かかる書かれていますよ。ところがなぜリースの車に自動車税がかかるんですか。リース会社がこれは払うわけでありましてから、そうするとそのほかに黒塗り乗用車のリース料、燃料費の積算、こ

の三つで計算しておられますので、やはりこれは正確に出していただいて、やはり間違いなら間違い。やはり議会の場で町民の皆さまに訂正をすべきだと思います。

その次、マニフェストでもう一つ言っておかなくちゃならないのがあるわけでありまして。権限の分散化ということで、振興公社、福社会などのトップは民間人にゆだねますとおっしゃっておりますが、あなたは8月8日付けで振興公社の社長に就任しました。これはどういうわけですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員おっしゃるとおり、私の基本方針は町長がすべてにわたってこれまでのように福社会や社会福祉協議会や、あるいは土地改良区の理事長、さらには今申されましたがいわゆる振興公社の社長、こういうところについては町長自らがやはり分権化を図るべきだということの考え方は今も変わっておりません。

しかし、言葉では少しこういって悪いが便宜上ですね、今すぐ誰かを対応しなければならぬというそのときに、私はならないからそれでいいのかというところには、今その継続性の中において今回はこの振興公社の社長という職に就いたのであります。

あるいは社会福祉協議会もこの前言ったとおりでございます。したがって、副社長も社長も同時におやめになってしまった。あるいは専務という職もいなくなってしまう。こういう中でいったいこれから責任者はいったい誰なのかと、こう言われたときに私は就任され、あるいは株主総会の中で一番の大株主は町でありますから、その大株主の町長がこれまでの社長という兼務をしてきた中において、継続性の中でやらざるを得ないという判断に立ったわけでありまして。

このことについてはこれからきちっとした体制ができた。町長は社長から解いても何ら問題はないと、こう判断した時点においては私はこの職を辞してもいいと、こう考えております。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今言われたようなことは分かっていることであって、争点の一つにやはり町長の権力の分散ということでありましたから、特に今いろいろ言われましたが、私は一番問題なのは振興公社だと思っているんです。あれは株式会社、経理が役場の経理とは全然違います。株式会社で営業成績を上げて、いわゆる儲けなくちゃならない。そういう会社に町の経営の感覚で臨むのには私は問題があるなと思って見ていました。

ですから、これを機会にやはり純粋に民間人にゆだねてやるべきだろうと。ですから、社長に就任する前に、私はですよ、いち早く専務なら専務を決めていただいて、その人に実質的な経営を任せる。それが最もいい方法ではないかなと思っておるんです。

選挙の公約に、私は振興公社のトップになりませんとおっしゃっているわけですから、やはりそれはいろいろな、もろもろの事情があるようなお話ですが、しかし町長に就任して3日ですよ。3日目に社長に就任というわけでありまして、そこら辺はもっと振興公社のあり方、いき方、吟味をなされてから就いてもおかしくなかったのではないかと。

そして本当に町長がそれに就任するのが適切であるという判断をなされたらいいでしょうが、たった3日で社長に就任されたということにはなかなか理解できないわけでありまして。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私は、議員、なりたくてなったわけでも何でもありません。振興公社という株式会社が責任者のいないままで置くということは、これは継続できないということで、改めて要請があったんです。ですから、まったくその経営陣のトップがまったくいないというわけにはいきませんと、経営上。こういうことでありますので、その一番大きな株主がやはり、便宜上といたしますか、いち早くそれを立ち上げなければならないということで、その要請がありましたので、その社長に就任をしたということでございます。

今、それはどういう定款やあるいは経営上、あるいは商法上問題なのかということでは即答できませんけれども、確かそういう関係の中でいち早く責任者を立てなければなりませんので、こういうことがありましたので私はその任に就いたということです。

それから以降については、今後十分に今後の振興公社の経営内容のあり方、こういうことについてはきっちりと対応して、そして町長が社長でなくてもこれはやっていけるといふ筋道がきちっとついた時点では私は辞しても何ら問題はない。そういうことにはこだわってはいないということでもあります。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 最大の株主が町でありますから、何も社長にご就任なされなくても町の考えというのは振興公社の経営に生かしていけると。社長になるだけが、ではないなど。一番振興公社で大事なものは、民間の感覚で経営をしていくことだと。そのためには社長になったと同時に、今おられない専務を、実質的な責任者ですから、それを早く決めると。そういうふうはその暫定の間ということであるならば、それはそれなりに理解しますが、やはりこれは、くどいようですが、振興公社の性格からして、町長はやっぱり就任なさったわけでありましたが、一日も早く民間人にゆだねて、振興公社の健全な経営がなされるように、大株主としてやっていくというのが、私は一番妥当だと思いますがいかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私もかつては議員と同じような考えの立場で質問した経緯もございます。したがって、そういうことに対する内容については十分承知しておりますので、基本的にはまったく同じだと思います。

今、社長に就任をしまして、経営内容やあるいはこれからどういう経営をしていったらいいのかということで、組織的にもいろいろ対応してまいりました。まだまだ、これからその経営基盤に、内容に沿っていくにはちょっと少し時間がかかるのかなと、こう思っておりますけれども、その組織の見直しなどについても行ってきておるところであります。

議員はかつてこういうことは前の町長には面と向かって言わなかったわけですが、私に関してはそういうことで非常にいい質問だと思いますので、十分にそのことについては意を持ちながら、どの時点でどうするかは判断を任せさせていただきたいと思います。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 前の町長だと何かここで私は出すべきでないと思いますよ。私、公的に言ってますが、本人には言ってますよ。ただ、ここで質問したかしないかというだけであって、結構言いづらいことを私は言ったと思ってます。



それがやはり私の役目であったと思っています。ですから、そんなことじゃなくて、もうちっと素直に、振興公社はやはり、じゃ、責任者見つけるまではおれがやるから、後は社長じゃなくて、最大の株主として関与していくというあたりで、それが素直な答えだと思いますよ。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私はどうかたがその任に適しているかということについては、時間を要すると思っています。誰でもいいというわけにはいかないと思っています。したがって、できれば、私個人の判断だけではなくて、できれば副町長が決まった時点でお互いに町全体を見ながら、どうかたがふさわしいんだろうかという相談相手もしながら、そういう適任者ということについても検討していかなければならないと思っておりますので、議員がおっしゃる内容については心にとめておきながら対応してまいりたいと思っています。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 移ります。マニフェストにあるなしにかかわらず町政を執行していかなければならないということで、昨日、今日といわゆる町長交際費でのお亡くなりになったかたのお見舞いであります。伊藤町長、素直に考えがあれば聞かせてほしいということをして2番の多賀議員におっしゃっていますので言いますが、いわゆる問題になったのは社会通念上ということだと思えます。

多賀議員は自分の会社を例にとって、すべてお見舞いを交際費でということは税務上で認めないわけです。交際費というものは、全部出したらそれ交際費か。本当に必要な分だけ。それが社会通念上だと思えますよ。町も社会通念上というならば、対象が全員ならば社会通念じゃないわけです。

それともう一つ、いわゆる要綱ですか、定めておりますが、基準を定めておられますが、いわゆる法律だとか条例だとかというのは、目的があって、狙いがある、そしてそれに該当するものの項目をあげていくわけですよ。それが五つあるか七つあるか。

しかし、その条例、約束事で外れてしまうのはないわけでないわけでありますから、そういうときに備えて特例でといいますか、ただし書きといいますか、で特に町長が必要と認めたものとか、人とか。それを社会通念上と照らし合わせても、全員というのはやはりおかしい。社会通念上もおかしいし、法律の約束上でもおかしい。

ですから、私はやはりこれはある期間を区切っておやめになることだ。いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私の悪いところはすべての質問に対して答えるところが悪いと指摘もされておりますが、議員の質問は、質問事項の中にないわけですよ。社会通念上言ってると思えますので、お答えをしたいと思いますけれども、私は先ほどからも言いましたように、はじめての町長就任で、お亡くなりになったかたがたに対するこれまでの町民のかたとして、町民としていろいろと町政に携わっていただきましたと。どんな人でも分け隔てなく対応するというのも必要ではないかという考えに基づいていってきたわけであります。

しかし、これまで質問の中でそれは経費削減の折、いかがなものかと。こういうことに

ついてはまったく反論しているわけでも何でもないわけです。ですから、そういうことについても耳を傾けながら、今後運営上の中で十分に配慮をして、そしてこれは一般の町民のかたがたの区分けというのは非常に難しいと。今ここでお答えするわけにはなかなかない。

したがってそういうことを十分に自ら判断をしながら、そしてこれからの町長が必要と認めるという中において対応していきますということを答えているわけですよ。それ以上なことの社会通念上や何だと言われても、私はなかなか答えるに窮するものがありますので、そういうことについてご理解いただけるならばいいのではないのかなと、こう思っています。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この件は別な機会で申し上げます。

次、予算の関係に入ります。前年度と同額程度で予算を編成したいということですが、今の国の動きからいけば、国や県から来る金がマイナス要素のほうが強いのではないかという気がしているわけですが、そこら辺はどうとらえておられますか。課長で結構です。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 国からきます一番大きなものは地方交付税でございます。この交付税につきましては政権交代前については来年度も若干の伸びは期待できるような状況でございました。

しかし、政権が交代いたしまして事業仕分けの対象の一つにもなったということで、今現在としては先行きがまったく不透明であるということでございます。

この交付税を含めまして国県からの補助金等につきましては、議員がおただしのように全体的には減額方向かなというふうに考えております。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 減額方向の中で同額程度ということは、いわゆる今年度よりも財政調整基金等からの取り崩しで、崩しても同額程度の予算を編成したいのかどうか。はっきりした考えなければいいです。そこら辺もちょっと教えてください。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 予算の見積につきましては、現在、各課のほうでやっているわけでございますけれども、その内容がまだ全体的に集計がされておきませんので、どのくらいの要求総額になるのかというのがまったくつかめない状況でございます。

そういった中で我々としての思惑として一応平成 21 年度当初予算程度は確保できればというふうに考えておりますが、歳入が少なければやはり限られた財源の中でそれを執行していかなければならないということがございますので、財政調整基金も一定額程度は保有しておかなければならないということがございますので、無限大にそれを投入できる状況にもございませんので、限られた財源の中で予算編成を行っていきいたいというふうに考えております。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町税の徴収であります、町税等徴収対策会議ができた。これは課長たち

が入って、今回は本部長に町長になったということですが、その前の担当職員での組織と課長等がまざった組織で、私見てるんですが、決して徴収率が向上してないんです。ですから、せっかく皆さんでやってるので何か新しい徴収方法等も創意工夫をして、見つけて取り組んでいってほしいなと。これは答弁もらってると次の質問できませんので、これはお願いにしておいて、この次議論をしたいと思います。

リセットの関係で一つお尋ねしますが、今回議案でかなりいろんな改正をしてくれていますが、いわゆる百歳の祝金でありますか、これは 100 万円から 30 万円ということですが、これに対してはいろんな面から検討して今回の提案に至るようになったと、こう理解をしていいですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 昨日もこの件についてお答えしたとおりでございますので、これは政策の一つとして、これまでの成果は成果としてきちっと認めながら、そしてこれからまた検証し、そしてチェックをし、そして新しいプランに移り変わっていく一つのプロセスの中で、やっぱり行政は回っていくものだと、こう考えておりますので、例えば 100 万円の中から、いわゆる 30 万円にしたならば、その後の経費の問題というのが必ず出てくるわけです。

附帯するこれからのサービスの問題にしてもそうですけれども、やはりそういう中での対応も、これは決してただではありませんので、やっぱりそういうところにも手当てをしながら、金銭の 30 万円だけではなくて、そうしたことをタイアップしながら、今度の百歳のかたが元気で、これから長生きの継続できるように、その範囲の中で十分対応してまいりたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 おっしゃるように一つの政策がこれずっと続くわけがありませんから、見直しをしなくてなりませんし、見直しをするにはやはり政権を交代したというときあたりはいわゆるチャンスだなと。そしてほとんどの町民のかたがたも 100 万円を 30 万円がいいか 50 万円がいいかという議論はあるでしょうが、それは私は理解をしていただけるなど。

ただし、トータルケアのまちづくり、百歳への挑戦、100 万円。これが西会津の全国に売って、西会津がすばらしい行事をしてるな。トップなんです、これが。

あるいはそのほかにミネラル野菜だとかケーブルテレビありますが、百歳への挑戦、これなんです。百歳の人に 100 万円。トータルケアのまちづくり。健康と福祉と医療のトータルケア。

これを変えるならば、やはりそれに負けない老人の対策といえますか、敬老祝金には百歳の 100 万円だけでありません。80、90、いろいろあるわけです。

私はただ単に 30 万円なんていうことじゃなくて、もっともつこの西会津の本当の看板を塗り替えるわけですから、検討して出たのかなと、そう理解をしておるわけですがいかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 百歳への挑戦、あるいは健康をキーワードにしたトータルケア。これは当時私も分かっておりますが、町長が就任してすぐにぽっと出てきたのではありません。やっぱり

そういう過程を踏まえて、これからまちづくりはどう進めていくかという、そういう助走のあった中で西会津町の新しいまちづくりの方向性を見いだしてきた。そこからやはり出てきたものでございます。

したがって、今町政が変わったとたんに、大きなスローガンの看板を全部塗り直して、じゃ、そこに何を持ってくるのかということ、今すぐ出せと、こう言われたってやっぱりそれは少し無理があるのかなと。

だからこそこれから町民がどういう方向性を向いていくのか。そして町はこれから何をすべきなのか。そういうことを合体した中で新しいスローガンというものをみんなで決めていこう。その大きなスローガンというものはこの総合計画の中でいわれておりますが、「みんなの声が響くまち にしあいづ」、これからみんながそういう中から最も医療と健康はいたいというふうなことなのかと。

それからやっぱり町の最も進むべき道はこういうのかな。こういうことで、そういうことを踏まえてこれから進めていきたいと思えますし、来年度以降、4年間の中で私はきちんとそういう筋道を立ててまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 議論の足りなかったのは議案の審議でまた議論をしたいと思えます。これで終わります。ありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時45分)

平成21年第10回西会津町議会定例会会議録

平成21年12月16日(水)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	11番	長谷沼	清吉
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	12番	長谷川	徳喜
3番	青木	照夫	8番	佐野	悦朗	13番	清野	邦夫
4番	荒海	清隆	9番	武藤	道廣	14番	清野	興一
5番	清野	佐一	10番	大沼	洋平			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	地域整備課長	杉原 徳夫
総務税政課長	伊藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 文男
まちづくり政策室長	成田 信幸	教育委員長	矢部 征男
町民情報課長	大竹 享	教 育 長	佐藤 晃
健康福祉課長	藤田 潤一	教 育 課 長	高橋 謙一
経済振興課長	新田 新也	代表監査委員	廣瀬 渉

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健一	議会事務局主査	齋藤 正利
--------	-------	---------	-------

第10回議会定例会議事日程（第6号）

平成21年12月16日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（全員協議会）

（一般質問順序）

1. 長谷川徳喜
2. 清野 興一

○議長 平成 21 年第 10 回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 おはようございます。12 番、長谷川です。これより持ち時間 1 時間以内で、限られた時間で質問させていただきます。

私は降雪をひかえたわが町の町民の皆さんが安心して越冬と申しますか、暮らしができるような施策を講じてもらいたい。そういう願いでいくつかの課題について質問いたします。

議会というものは申すまでもなく町執行部、町長はじめ職員が町民生活をするのに対してその手助けをすることであると思いますし、また、議会もその執行が正しくされているかを監視する役割であって、同時に行政はいかに機能を発揮できるかを指導する立場であると、このような認識に立って質問いたします。町当局の批判の場でないことを申し上げて質問いたします。

まず最初に町長の公約に対しての取り組みを申し上げます。伊藤町長は今年 7 月に行なわれた町長選挙の時にいくつかの公約をしたわけで、そのうちで福祉タクシーを交通の不便な地域に走らすことを約束したわけですが、その見通しはついたのかを伺いますが、これは何人かのかたが質問されたし、概ね理解できましたので、簡単な答弁でよろしいと思います。

2 番目でございますが、若者定住と過疎対策についてはどのように対応するのか具体的に説明をしてください。これも昨日、一昨日と 10 人の議員の皆さんが質問した中でも多少ふれられたと思いますので、そんなくどくどした答弁はいらないと思います。

問題は③でございますが、今後の町政の重点施策はどのようなことに取り組む考えなのかをいくつかお示しください。その中にはやはり今後の取り組み、そして町長のマニフェストというんですか、いくつかのこの問題に、例えば町民と対話の町政を執行するとか、その他もろもろあると思うんですよ。そういうことを示唆しておりますので、ひとつよろしく誤解のないように答弁してください。

次に、新年度予算について申し上げます。各課の新年度予算の編成及び要求が今行われていると思われるが、各課において予算の分捕りはしないでくださいということです。今西会津町はどのようなことが重要なかを検討して予算の編成をする必要があると思われるが、その取り組みについてを伺います。

私は質問の趣旨というかその内容は、例えば予算の編成時においても、極端な例ですけども、イベントなどの予算は極力削減すべきと思われる。この不況でありますし、そして先の見通しのないこのときにイベントなんかはできるだけ経費を削減してもらいたいと、こういう意味でございますのでよろしく答弁をしてください。

そして老人対策や若者が定住できる施策に重点を置いた予算にしてもらいたいと思われ

るが、これはやはり昨日の総務課長の答弁では、まだ国のほうでいわゆる仕分け事務なんかあって、まだ交付金とか、そういったことにまだあれがないから、町としては予算の立てようがないと、これは私理解しました。

がしかし、やはり予算編成というのは町民が向こう1年間どういう暮らしができるのか、またどういう手助けをできるのか、そういうことを基本にしてやるべきだと私は思うんですよ。

それともう一つは、町長査定というの最終的にあるんですけども、その前に各課で予算を出すわけなんですけども、町長査定に全部持っていったって何百項目というんですか、それあるんですから、町長一人でなんか分からないです。プロでないと。あなたがた事務屋だから分かるけども、私は22〜3年やっても、あなたがたの予算編成はまったく分からないところいっぱいある。

でもって町長のところに持って行って、町長査定なんていったって詳しくはわかんないですよ。そういうこと私意味してるんですから、あなたがたが各課で予算する時点で、大いに検討して、そしてこの課についてはこういう予算はもっともだと。私のほうはこの分は削除してもいいからあなたにやると。そういった思いやりの予算を編成してもらいたいと、こういう意味ですから、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

そして除雪につきましては、冬期間の除雪対策、特に老人世帯の屋根の雪下ろし、そして入口の除排雪のできない人に対して、除排雪支援隊をつくり、弱者救援をすべきと思うが、その取り組みについてであります。これは具体的に申し上げますと、今、ひとり暮らし、そして80歳になった老人世帯多いんですから、その支援をしてはどうかと。

例えば雪下ろし頼んだと。自分でできないから。そしたら今手間不足。そしてお金も非常に高いんです、はっきり言って。例を言っただけですけれど、雪下ろし例えば頼んだと。職人日当、晩酌と、そういったことになりましてなかなか容易なあれじゃないんですよ。

まして老人なんか収入もない。1日仮に1万7〜8千円に、これに酒代と2万円にもつくんですよ。そういうのはこれから大変だと。なんにもやさしい、そしてまちづくり。そういうことはこれから皆さんは志しすればですよ、こういうのがやはり重点施策じゃなからうかと、こういうこと申し上げるんですからひとつよろしく誤解のないようお願いしたいと、こう思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 12番、長谷川徳喜議員の質問のうち、公約に対しての取り組みについてお答えをしたいと思います。はじめに福祉タクシーについてであります。昨日、一昨日と同様な質問がされておりますので、議員からも簡潔にと、こういうことでありますから簡潔に申し上げたいと思います。

町民バスの運行していない集落の皆さんの足の確保については、利用者の要請によりタクシーのように、そうした形態とするか、または、現在の町民バス路線を拡大をして、小型車などを運行することにより、町内のほぼ全域をカバーするような方法にするかなどについて、新年度から対応するため現在、鋭意検討しているところでありますので、ご理解を願ひたいと思います。

次に、若者の定住と過疎対策への質問についてお答えをいたします。



これまで、都市部への人口流出は、本町だけではなく全国の自治体が抱える大きな課題でありました。

そのような中で、町としては今後、「出て行く町」から「来る町」へ転換をしていくために、雇用対策や経済の活性化を最重要課題として取り組んでまいります。

雇用対策については、本年度は、新たに緊急雇用対策事業を実施し、44名の雇用を確保したところであります。今後は、町内企業の経営者と意見交換を行い、具体的な企業支援を検討していく考えであります。

さらに、安心して子どもを産み育てられる環境も大切でありますので、来年度から結婚祝金、保育所入所児童2人目以降の無料化を実施するよう、本定例会に係る条例の一部改正案を上程しているところであります。

私は、これからの経済の活性化と過疎対策には、交流人口を増やし、それにより新たな定住や雇用を創出することが重要であると考えています。今月11日には、農業体験や田舎体験を通じて都市住民との交流を推進することを目的とした、「西会津元気グリーンツーリズム協議会」が設立され、主体的な取り組みが進んでいくものと期待をしています。

町といたしましては、このような協議会での活動のほか、地域の住民が主体となった取り組みなどについても、積極的に支援していく考えであります。

次に、「今後の重点施策」についての質問ですが、1番、目黒一議員にお答えいたしましたとおり、経済の活性化に寄与する事業については積極的に取り組んでいく考えであります。一例として、産業の振興策としては、商業団地内での有効活用や加工施設等の整備、雇用対策としましては、町内の企業や事業所との連携・支援の実施、また、これからの交流人口の拡大を図るなどの事業を進めていく考えでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 11番、長谷川徳喜議員の新年度予算についてのご質問にお答えいたします。

新年度の予算編成の考え方につきましては、1番、目黒一議員をはじめ、多くの議員の皆さんにお答えしたとおりでございますが、限られた財源を有効に活用することは予算編成の基本であり、また地方自治法で定めているように、地方公共団体は住民福祉の増進を図ることを基本として事業を行っております。

新年度の予算要求にあたりましては、それぞれの課が担当する立場から、基本方針に基づき、町民の福祉の増進を図ることを目的に予算要求をするものであり、限られた財源で目標を達成するため、より効率的で効果的な予算編成に努めることが求められているところであります。

このような中で、ご質問のありましたイベントなどの予算につきましては、今後見直しを行うとともに、老人対策や若者定住対策については、さらに重点をおいた予算編成に努めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても町民の皆さんの生活に密着した事業に重点をおいてその編成に努めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 12番、長谷川徳喜議員のご質問のうち冬期間の除排雪対策についての質問にお答えいたします。

現在、除排雪が困難な世帯に対しましては、社会福祉協議会で組織しております、339名の除排雪協力員の皆さんが、近所のお年寄りや、ひとり暮らしの家庭の安否確認を兼ねながら家の周りや入口までの除雪作業を手伝っております。

また、大雪になり豪雪対策本部が設置された際には、西会津町在宅高齢者等福祉サービス事業により、町民税非課税の高齢者や身体障がい者また母子世帯のうち、自力で除排雪作業が困難な世帯に対して、除排雪費用の一部を助成しているところでもあります。

除排雪が困難な人に対して、除排雪支援隊を作り支援をしてはどうかのご質問であります。家の周りの除排雪については、現在活躍していただいております除排雪協力員の皆さんや、また今、町や社会福祉協議会などが進めております集落単位の見守りネットワークにより、地域の皆さんによる協力体制の組織づくりを図ってまいります。

また現在、町から除排雪費用に対する助成は豪雪対策本部が設置されたときに限定されておりますが、その内容については今後、積雪量などに応じて対応できるように検討してまいりますのでご理解願います。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今、それぞれの答弁をされたわけですが、まず最初に除雪対策から聞いてみたいと思います。これは健康福祉課長が言われたのはいわゆるやってるんだと。例えば民生員関係のそういうかたが中心になってやってるところ私は理解したんですけど、そうじゃないんですか。各地区ごとに何名とか、特製の組織があるんですか。

それと生活扶助を受けているかたには町で助成してるんだと、こう申されましたが、その扶助を受けてないかただって非常に年がたって、とにかく除排雪ができないというかたは相当いるわけなんですよ。そういったかたがたの取り組みはどうなっているんですか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。今社会福祉協議会である程度ボランティアという意味合いで除排雪協力員の皆さんがおります。これは社会福祉協議会が中心になりまして民生員、あるいは社協の役員のかたも入っておりますけども、そのかたたちが各集落に行っでご協力をお願いして賛同を得たかたについてこのメンバーになっておられます。

(「無償ですか」の声あり)

無償です。例えば松尾ですと、私も調べましたが3人おられるそうです。

それから、今私ども町で定めておりますサービスは、先ほど申し上げましたように高齢者、身障者、それから母子世帯で非課税世帯です。町民税非課税世帯のかたに対しては豪雪対策本部ができた際には除雪費用の一部を助成している。かつて、1度あるいは2度、この助成はした実績がございます。

福祉の施策でありますので、すべてというわけでありませんが、いわゆる応能負担でありますので、いわゆる所得の少ないかた、こういうかたがたに対してその費用を助成するというようにしております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　　今課長が言ったのは理解できました。がしかし、これは除雪というのは雪国の宿命みたいなもので、例えば屋根の雪下ろしをはじめ、そして例えば、朝、ブル、ダーっと行きますね。それは結構ですよ、交通機関ですから。学校の通学路。そういった、非常に役立っているんですが、自分の家の前にドカーっと置いていかれるね。あれも大変な作業なんですよ。

　　そうするとやっぱり高齢のかたは大変だと。ああいうものも含めて対策をしていただきたいと、こういうことを申し上げているんですから、その点はいかがですか。簡単にね、時間ないから。

○議長　　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　　議員のお話してることはよく分かります。しかしこれは町全域にかかる問題でございますので、先ほど申し上げましたように、やはり地域の皆さんのきずなによって助け合いということをまず第一に考えて実行していきたいなというふうに考えております。

○議長　　12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　　時間も限られておりますので、次の質問に入ります。

　　次は予算関係でございますが、先ほど総務課長が答弁されたけども、私はやはり国の方針が定まってないから、町としても予算のしようがないと、こういう現状なのは私は理解できます。がしかし、私申し上げたとおり、やはり、今政府でやっている事業仕分けじゃないけども、例えばイベントですよ、さゆり公園でどーんと上がった花火ね、ああいうのはやはりイベントとかそういうことは全町民がやはり等しくね、そういう何と申しますか、心をいやすのがそういうイベントの目的だと思うんですよ。

　　あそこでどーんとやったって奥川の弥生とか、そしてその奥の弥平四郎、また、尾野本だったら、奥川とか、そして熊沢、そういったかたがたが共有できますか。西会津というのはここだけじゃないんですよ。私が言いたいのはそういうイベントをやるんだったら、各地区に、奥川地区とか新郷地区とか、そういうふうに割り振ってもいいんじゃないですか。そういうことをひとつ、そして商店の人は一番困ってんだよな。

　　協賛金、あなたがた2人も3人も行って協賛金お願いしますと言えば、1円も収益のない商店のかたが協賛金出すんですよ、あなたがたに断るわけにいかないから。そういうのも見直さないというの。いいですか。

　　それと、私はものついでだから、これは何と申しますか、通告書は出していないけども、やはり予算編成の中で、一つだけ言わせてもらいます。

　　と申しますのは、今長引く不況、先が見えないでしょう。若い者は勤める場がない。昨日か、町長の答弁の中では31名雇用したんだと。そのぐらいでしょう。そんなことではやはり冬は越せない人がずいぶんいるんですよ。灯油代もまわらない。収入がない。

　　そういう中でやはり行政というものは、生活の援助をするね、そういった一つの目的があるんだから、私のこれ提案というとおかしいんですが、参考までに聞いてもらいたい。やはりそういう援助、支援をするんだったら、この冬に向かって越冬資金でもいいわ。生活の援助資金でもいいわ。1戸あたり1万円でも2万円でも出さないよ。

　　この前麻生政権がやった定額給付金、あれはずいぶん助かった人もいるんですから。町

で4億1,000万円あったんだけど、今度の補正でもって3,000万円そこそこは取り崩すとしてもですよ、あの3億6~7,000万円あるんですから、結構1万円や2万円やったって別に基金に影響ないですよ。

これも今町民が大変な思いしてるんだから、そういうことにもやはり予算というものはやっぱし付けるべきだと思って私はこの質問したんですから、その辺はいかがですか。総務課長。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 まずイベントの関係でございますけれども、これまでイベントにつきましては町の活力、それから情報の発信ということで取り組んできたところでございます。今後のイベントの開催方法につきましては、町長も申し上げておりますように、今後見直しを進めていきたいということでございますのでご理解をひとつお願いしたいと思います。

それから長引く不況に対する対応ということでございますけれども、これにつきましては昨日、一昨日来ご答弁申し上げておりますように、町としても喫緊の課題であるというふうに考えております。

したがって、その雇用対策、あるいは町民の皆さんの生活の支援ということでできるだけの対応策はとっていききたいということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今の答弁なんですけれども、対応はしてると、そういう総務課長の答弁なんですけど、率直に申し上げましてね、検討してますと。検討というのはですね、私は辞書引いたら、調査、ああいったものを含めて検討と、調査、検討じゃなくてやはり口で言うよりも態度で示すということあるでしょう。

今町民は大変苦しい思いをして生活なさってますよ。今、目の前に迎えた正月をどう迎えようかとか、1億円の結局町民の税の滞納もあるでしょう。中には身ぐるみ脱いだって払えないという人いるんですよ。そういうかたを思いやるのが行政というものですよ。

そういうことを私は申し上げているんですから。まして3億円も4億円もある、財政調整基金。そういうのをやはり活用してはいかがかと。やはり町民の生活の援助として、今後もし崩すべきだと、こういうことを私は申しているんですから、今できなかったら今後そういうふうに努力しますぐらいは答弁しなさいよ。

○議長 総務税政課長。

○総務税政課長 先ほども申し上げましたように、町民の皆さんの、現在、非常に経済情勢が悪いということで、これまでも緊急雇用対策等で町の一般財源を投入しながらやってきた部分がございます。

今後も、議員もおただしのおり、これから町民の皆さんの生活の部分で必要などころには必要な金額を充当して対応していきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12番。

○長谷川徳喜 今、総務課長が必要などころにはその予算を付けると、取り組むと、こうおっしゃっておられましたので、町民の皆さんも大変期待してると思うんですから、せ

ひ、やはり弱者救援と申しますか、町民の生活を援助する、そういう意味合いからして無駄な経費を削減してもそういう町民のいわゆる生活援助資金と申しますか、そういうのもやはり今は考えなくちゃならない。そういうことを申し上げて次の質問に入ります。

これは町長の施策の中で若者定住と過疎対策については大変な重大問題とおっしゃっておりましたし、私もこれは重大な問題だと認識をしておりますよ。このままにしておけばいずれかいくつかの集落は消滅するんですよ。せいぜい50年後、100年先じゃないんだ。目の前に迫っているんですから。まちづくり委員会とか調整室とかいった、データ見ると22年後には4,200人がしの人口になるなんて、今、8,000人としてもですよ、いま22年経てば4,000人になると、こうあなたがたは見てるんですから、私は過疎化が急速におそってきたるんだから、私20年後には4,000人欠けるくらいのところに行くんじゃないかと、こう思ってますよ。

そうしますと、集落とか、そして一家とか、5年や3年でできたんじゃないんですよ、これは。5代も6代も10代もかかって、そしてようやく築き上げたのが家庭なんですよ。まして集落もそうでしょう。そういう集落が今なくなるの目の前に見えてんですよ。これは重要な問題だ。これはいますぐどうと言ったって私もどうしようもない。

がしかしこのままでは、そういう危機にさらされているんだから、せめて、90集落あんでしょう。その集落で1軒でも2軒でも残るような施策を真剣に取り組むことはできないかと私はこう申しているのです、その辺、町長は曖昧な答弁では困る。きちっとした答弁を求めます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 非常に難しい内容でありまして、なかなかストーンと落ちるような答えにはならないかと思えますけれども、まず一つは議員がおっしゃる内容については現実として、例えば現在のままで推移すれば、こういうふうな状況になるということの数字的な表れだと思うんです。

やはりそのまま何もしなければそういう状況になりますよと、私はそう解釈しているんです。だから、そういうふうにならないように、これからいったい何をすべきなのかということが問われていると思うのであります。したがって、現実的な数字というものについては、私はそれはそれで認めざるを得ない。

しかしこれから、だんだんだんだん右肩下がりではなくて、少し平行をたどり、そして10年後には少しずつでも右肩上がりのような、そういうまちづくりにならなければならないということを、これからのいわゆる総合計画等の中で少しずつ対応していけば、必ずそこに西会津町の将来の明るい展望が開けるのではないかというふうに私は、そう見てます。

ですから、町長というのはやはり町民に夢と希望を与え、そしてこれから活力をどうするかということ、それをやはり町民の皆さんに訴えて、一緒にやっていかなければならないと私は思います。そういう姿勢でまずは臨みます。

じゃ、具体的に何なのかといえば、やっぱり私はこれまで西会津町が比較的取り組んでこなかった経済対策というものをやっぱり重視していかなければならない。そのためには昨日、一昨日からいろいろ言われましたけれども、西会津町の基幹産業である農業、林業を中心とした西会津町をもう一度見直して、そこからの所得を向上させていくということ

が一番手っとり早いんじゃないか。この資源を活かすことだということは、まさに私はそのとおりだと思います。

ですから、グリーンツーリズムもそうでもあります。そういうことから少しずつ所得の向上というものを図り、そしてある意味では若者の定住というものもそういうところから生まれてくるのではないか。これからそういう期待を持ちながら、ここに取り組みの中心を据えていかなければならないと、こんなふうに思っています。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 ただいま熱烈な町長の答弁というか、講演というか、両方合わせたような答弁いただいたわけですが、しっかり頑張ってください。

次に③の今後の町政の重点施策はどのようなことに取り組む考えがあればいくつか示してくださいと。この質問に対してあなたまだふれてないんじゃないの。改めて重点施策ね、こういうことしたい。例えば町民と対話の町政をしたいとか、それあなたの構想を含めて、そして4年間でできる範囲内で答弁してもらいたい。あなた4年しか任期がないんだから、5年先、10年先こうするなんて言ったって誰も本気にしないよ。そういうことをひとつ基本にしてどうぞよろしくをお願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員は非常に難しい質問ばかりされるので、なかなか答弁が難しいかなのところが思います。まず重点施策の中で、これもこれもあれもというのは確かに難しいと思います。私は今ほども網羅して言ったつもりでありますけれども、まず経済対策をきちっとしていかなければならないということでもありますので、何としても商業団地内のあのA区画ということについては、これはやっぱり重点的に取り組んでいかなければならないと思います。

これからどういうふうな使い道があるかということで議員の皆さんと一緒にこのことを考えていかなければならないし、代案を出せと言え代案を私は出してこれからいきたいと思いますので、ぜひこの議論に皆さんの意見をいただきたいというふうに思います。

それから、基幹産業である農業については、昨日も申しましたけれども、やはり野菜の生産だけではなくて、これははら加工するっていう、第二次加工する、付加価値を高めるというところに、これは重点的に取り組んでいかなければならない。そのためにはいったいどういうふうな付加価値の付け方があるかということ、商品として新しい開発するためにいったいどうすべきかということについても、これは私はある意味では展望を持ってきちっと対応していきたいというふうに思います。

そして雇用対策であります。まず一つは既存の、一昨日ですか、多賀議員もおっしゃいましたけれども、既存の企業にやはりきちっとした元気を与えるようなこと。そしてその企業と一緒にタイアップしながらこの地域に雇用を守るという観点からこの事業というものを大切にしなければいけないんじゃないか。まさに私はそのとおりだと思います。

新しく今企業を呼んでくるというのはなかなか難しい。しかし現実にある西会津の企業が、やはり倒産というようなことがあってはならない。そのために町としてもしっかりと企業の問題については、これは支援できるものについてはどう支援すべきかということ、を企業の皆さんと話し合っていきたい。

そして最後に私はインターを利用した新しい交流体系、あるいは交流人口の拡大を、そういう意味から図ってまいりたい。西会津ツーリズム、あるいは西会津元気ツーリズム、こういう言葉の中だけであってはならないし、そうしたところに参画することによって、みんなが元気を出して、そしてその中からやはり所得を上げるという、そういう所得をやっぱり高めるということに結びついていかないとこの事業は成り立っていかないんじゃないかと、こう思いますので、ぜひともその筋道はきちっとつけていきたいというふうに思います。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今ほど町長から3項目にわたっての施策は私は今聞いておって、しっかり頑張ってくださいと、そういうことにしたいと思いますが、昨日、一昨日と10人のかたの答弁の中で、あなたは町民の声を聞いて、それを町政に反映させる。そういうことで今何カ所だか集落を回って座談会、懇談会などをやって、その中で結局町民とのコミュニケーションをもってまちづくりをしたいと、こうおっしゃっておいりましたけども、今あなた言ったようにインターを利用して活性化を図るとか、そういうあれも重点施策であると理解しておりますし、コミュニケーション、また町民の対話、いろんなあれがありますよ。

それ、あなたおっしゃったマニフェストだか何だか分からないけど、その中にも入っているんですから、これどういう根拠で、どういう内容でこれから進めていかれるか、それを具体的に簡単にお願ひしたい。あと時間も20分しかないから。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 20分もこれからやられるのではなかなか私も相当答弁に苦慮します。簡潔明瞭にひとつよろしくお願ひしたいと思います。

町民の声を聞くというのは、やっぱり一番大事に据えていかなければならないと思います。これは西会津町の私の姿勢ではなくて、これからがやっぱりいろんな自治体でもまさにこういうことが主体となってくるのではなかろうか。そのためには町民の皆さんの目線の中でどういう要望があるかということをしっかり見極めながら、これから予算編成やあるは要望を聞きながら協働のまちづくりを進めていくための一つの手段であると。これが町民懇談会がいい一つの現れではないかと、こう思っております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 その町民懇談会、コミュニケーションがあれするためにもやると。そして今あなたがもろもろおっしゃったことは町民の声を町政に反映させる。これは私は理解できますよ。がしかしですよ、あなたそんなことして、各集落回って、懇談会だの座談会としてね、私はそんなことやって、あなた身体一つしかないでしょう。お釈迦様じゃないんだから。何百人、何千人のいうこと聞けるんですか。聞いただけでだめなんです。それは実行しなけりゃ。伊藤勝町長いいこと言ったけど何もやってくれないと、こういうことになるんですよ。

だから私は、じゃなぜ議会というのは、私どもは町民の代弁者ですよ。町政、いわゆる町役場、町長が一人一人町民の言うことをね、まとめて受けるわけにいかないんだから、そのために町議会議員というものを出して、その町議会議員というのはもろもろの地区の、やはり声をまとめて、そしてこの場で町の執行部に対して訴える。こういうことしたらいい

かがかど。そして私のほうではこういうこと困ってるんだ。それが私どもの役目。むしろ町民の声を聞くのも大事だけでも、やはり議員の声も聞きなさいよ。

それともう一つは、あなた昨日誰かの質問に対して、5キロやせたとか10キロやせたとかというのはね、そんな、自業自得でしょう、私から言えば。そんなことね、あなたやらなくてもいいと私は思うよ。

例えばやるんだったら奥川では公民館に何月何日やりますから、町長が来ますよと、職員からは誰々課長が来ますよと。ぜひ参画してお互いに話し合しましょう。これは新郷でも同じ、群岡でも。そういう単位だったら分かるよ。あなたそこは区分けしてくださいよ、はっきり言って。

収穫祭に町長来いとか、これからまた4月になれば花見に来いとか、そばできたからそば食いに来いとか、そういうのは対話のうちに入らないよ。だからそういうことを自分でまとめて、自分の身体を十分考えた場合には、あなた4年持たないよ、そんなこと今のままやっていたんじゃ。私は忠告します。今後のあり方。

もう一つは、非常に一昨日からいろいろあなたに対する、これは議長も議題外だなどとおっしゃるかも分からないけど、私は町政についてをただしているんですから、そういうふうに理解してもらいたい。

例えば、町長がいわゆるお見舞い金というのか、香典もって歩くな。あなたのことをおかしいじゃないかと。町民の予算使って。私はそういうことに対して町長があれだけの答弁しかできないというのはおかしいと思うんだよな。

なぜならば町長というのは執行権あるんですよ。そして裁量権、つまり私は学がないから辞書引いて調べた。裁量権というのは、自分の思ったことをある程度やってもいい権限なんですよ。そのためにみな首長、市長、村長ね。場合によっては参議員やめて県知事になる人もいますよ。首長というのはそれだけの権限があるんですから、あんなことまで言われる何があるんですか。

しかも400万円という交際費はあなたがつくったんじゃないんですよ。今年の3月、山口前町長の時代に予算編成をして、皆さんが賛成したから今やってんでしょ、あなた。それが香典どこに持っていく、全部やることあんめとか、そんなあなたの執行権、裁量権の範囲でやってんだから、おっ込めばいいんだよ。

一人一人にあんなこと、おかしいと思うよ。まして私はそういう声が聞こえたのでこの前ある親戚の家に行って祭壇の前にひっくり返してみた。5千円ですよ。今一般見舞いだって1万円持っていきますよ、あなた。5千円ぐらい持って行ってね、皆さんの税金を使ったなんて言われることはないでしょう。もっと堂々とやるならやると、やめるならやめると、はっきりしてくださいよ。

今後のそういった対応はどうしますか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　議員の激励やお見舞いやいろいろうけたまわって非常に感激しているところですが、私もそういう議員のご指摘がいろいろと議員の皆さんからうけたまわっておりますので、非常に気が小さいものですから、激やせをすることになってしまいました。これからいろんなご助言をいただきたいと思っておりますし、また、町民の皆さんからもいろいろ



ろご意見をいただきたいと思います。

私は町民懇談会というのは何も1軒1軒、あるいは集落集落を全部回ってやるとかということでは決してありません。昨日、一昨日も申し上げましたように、この4年間の中でやっぱり結論を出していく。そして月に1回か、あるいは年にどのくらいできるか分かりませんが、やっぱりそういうことを計画的につくってやっていきたいということでもありますので、必要によっては一集落に行く場合もあるだろうし、あるいは集落単位ごとに集まっていたくということもあると思います。

その中には必ず町民の皆さんから受けたものをすべて聞かなければならないというようなことばかりではないはずですが、日頃言いたくも言えないようなこと、あるいは町民の皆さんの生活は実際にどういう生活をされ、何が困っているのか。あるいはいろんな要望等があったならば、それを形にするためにはどうしたらいいのかというようなこともいろいろ町民の皆さんと膝をまじえてコミュニケーションを図っていくということ、やはりやっていかないと遊離してしまうんじゃないか。そのことを私はこの町政の4年間の中で一番大事にしていきたい課題だというふうに思っていますので、そういう視点に立ってこれから進めていきたいと思っています。

それから私の悪い癖ではありますが、質問にないことまで答弁してしまうんでありますけれども、弔費の問題であります。昨日も長谷沼議員からいろいろご質問されて答弁をいたしました。これはいたましいからとか、不要だから、あるいは町長が大変だからといういろんなご忠告もありましょうけれども、私は私なりの判断の中で一つの基準がありますので、その基準に基づき、そして私の一番いいところは議員の皆さんの意見を素直に聞くところでもありますので、そのことをしっかりとわきまえながらこれから判断をしまいたいと思います。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 あと10分ぐらいしかないから、時間は足りないけどこれは一つのルールですからね。

私は町民懇談会やるなど私言っていないですよ。やってもいいけども、各地区ごとに集まってもらってその中でじっくり膝をまじえることができるという一つの方法を私は言うだけであって、ノミ食った蚊食ったまでなんで聞かなきゃならないの、あんた。そういうことはちゃんと仕分けというか、してですね、やはり行政に関することは話し合ひしよう。

夫婦けんかから金のあるないまで受け入れる余裕があるんですか。そういうことを私言ってるんですから。そういう大雑把と申しますか、まちづくり、また今後の西会津の方向づけはどうなんだと、そして今こうなんだから皆さんのご協力願います。そういうこと大いにやってくださいよ。勘違いのないようにひとつね。

それからあと交際費は、私22年半ぐらい議員をさせてもらっているんですけど、山口町長の時代に交際費どう使ってたとか、そしてお見舞いどこに持っていくなんで、こんな質問出なかったよ。あなたになってなんで、出すんだから出すななんて言えないけど、そんなとこ真剣になって答える何もものもないですよ。

先ほど私が言ったように、結局自分の範囲内でやってんだからと、それでいいじゃない

ですか。いちいち皆さんがやめろと言えやめますよ。そんなこと言う必要ないですよ。執行権、裁量権あるんだから。最高の権力者なんだよ。そんな細々、まして昨日あたりは、町長車の西会津町なんて消したんだって、あんなことまで言われる筋合いはないですよ。よく考えてみなさいよ。

その町長車名前消したからって町民生活に何か悪い影響あったんですか。あなたに反問権がある。反対にこの質問はどういう意味からされるのか、なぜあなた反問権を使わないの。そういうやはり毅然とした態度でやってもらわないと困るよ。

そんな、私は気が弱いなんて、誰もそんなこと思わないけども、そういう論理じゃなくて、もっと町長としての自覚をもってきちっとやってもらうことを私は申し上げて私の質問終わります。ちょっと早いけど。いいべ早いのは。こういうわけだ。

○議長 暫時休議にします。(10時52分)

○議長 再開します。(11時00分)

14番、清野興一君。

○清野興一 日本共産党の町議会議員、清野興一でございます。今回私が通告したのは3項目であります。既に私の前に11人の同僚議員が質問されてある程度理解した項目もありますので、簡潔に不明な点のみをお尋ねいたしますので町長の簡潔なご答弁をお願いを申し上げます。

その一つは、22年度予算編成方針であります。既に6名の同僚が質問され、また、我が町のように地方交付税の財源が予算の半数以上を占めるという中であっては、政府の方針、内示、これらが来なければ財源をはじめとして議論にならないと思いますので、町長には一つだけお尋ねしてみたいと思うんですが、22年度予算は21年度に比べて、たぶん減額になるのではないかとということが予想されます。この減額になった場合、ややもすると減額分を一律に事業でも何でも一律に減額するというような手法をとっておられる首長なんかも見受けられますが、こんなのは馬鹿のやることではないかと私自身は思っておりますが、伊藤町長のご見解をお尋ねをいたします。

町長に就任して初めての予算編成であります。選挙公約の実現からも、予算計上時、あるいは実現したい事業も多々あると思っておりますが、この主な見通しについては既に皆さんから質問がありました。そこで新規事業のうち一つだけ加工施設、これについてお尋ねをしますが、これは22年度に実施したいというようなことであります。加工施設は建設主体も運営主体も町なのかね。

で、町内1カ所に限るのか。あるいはその中身、利用する人は誰を対象にしているのか。また、食品加工施設に限って考えているのか。例えば山林などの活用のためには木工施設だって加工施設の一つだと私は考えております。こういうところまで考えておられるのか。この詳細についてはまだ煮詰まっておられないようではありますが、いつごろまでそれを具体化し、われわれに提示しようとしてされているのか、その見通しなどについてもお伺いをいたします。

次に質問の第2は、福祉タクシーに象徴される交通弱者の足の確保と町民バスを核とした町内の交通網の確立についてお聞きいたします。仮称福祉タクシーの創設は時宜にかなったというよりは遅かったくらいさえあると私は思っております。非常に待ち望まれた施

策ではないかと思っております。

町長の構想では、町民バスの通っていない高齢者を想定されておられるようですが、対象地域は限定するのか。対象者は高齢者というふうに言うておられますが、じゃ、それを使った場合料金はどうするんだ。こういう煮詰めたことまでお聞きしたいと思うんですが、一つはですよ、まったく町民バスの入っていない地域、集落は四つか五つあると思うんですがそれはどこですか。

そして、スクールバスとしては通っていても、それは混乗できても朝晩、朝が早かったり、夜が遅かったりで利用できない。そういうところには町民バスとして週1回程度運行されているような地域もありますが、そのような週1回の地域も対象になるのかどうかね。

私は対象者を高齢者と限らずに、妊産婦、これは町がいち早く無料で15回だか16回の健診、無料でやりますよという施策をとっておられますが、私はよく分からないのでありますけれども、お産が近づいてくれば、あるいは定まらないときに自分で運転できない、あるいはしないほうがいいというようなこともあるやに聞いております。具体的に言えばそういう人たちは対象にならないのかどうかね。こんなことも聞いてみたいと思うんであります。もしそこまで煮詰まっていないというのであればいつまで煮詰めるのか。その時期などについてもお示しを願いたいと思います。

もう一つ町民バスでは、私は前からの持論でありましたけれども、この町民バスの運行というのはもともと福祉的な、移動を自由にできるという、そういう経済観念というか、そういうものとは切り離して、だから営業経費のうちで料金収入なんていうのはわずか5%から8%じゃないかと思うんです。町民へのサービス事業としてやっているというのが大前提にあるんだろうと。

それを、現行料金では10キロを境にして、10キロ未満は100円、10キロ以上は200円という料金の区別をつけておりますが、この際町内どこからどこまで乗っても同一料金だと。200円にしなければ賄なえなければ同一の200円。100円でいいというなら100円。そういう同一料金制を導入すべきではないかと思っているんであります。町長のお考えをお尋ねいたします。

次に、最後の3点目の質問ですが、集落活性化対策について質問をいたします。町長は佐野議員の集落維持困難な集落については集落の再編も視野に入れた対応をする旨の答弁がありました。現在、町には19の限界集落があると言われておりますが、またそのように答弁されておりますが、この限界集落と言われる集落は山間地に集中しておるようであります。

昭和30年の初めごろまでは集落という集落は子どもの元気な声が聞こえ、貧しいながらも助け合い、楽しく生活をしていたように思います。今思えば集落が生産の場であり、生活の場でもあったように思います。

燃料革命と言っても過言でない石油やLPガスの普及によって山間地の産業であった薪炭製造、これが壊滅的打撃を受け、加えて木材の価格暴落で林業は低迷を続け、山は大変荒廃しております。山菜やキノコなどの採取も本当にひと頃の2~3割程度しか出ないのではないかと思います。

今ここでなぜこんなことを振り返るかといえば、今こそ山間地の集落、これに限りませ

んけども、以前実施したことがある一地域一ふるさとおこし事業、これに補助金 10 万円を補助をして実施したことがあります。今まさに体験型のツーリズム、これをやろうとしているとき、あるいは加工施設、これをつくろうとしているとき、このだぶつくような山の恵み、これを産業の糧にしないという手はないと思うんです。

そこでやる気のある集落にはほとんど限度額 100 万円くらいを予算化して、どうぞ地域活性化のためにみんなで智恵を出してやってくださいというような施策はとれないものか。過般の臨時会では人件費だけでも 1,000 万円以上削減したわけですから、その削減した分を活性化のために使う。こういうことをしたら、ああ、我々削られた分がそういうところで生きているのかと、こういうようなことにもなるであろうし、来年の 4 月からは町長の給料も半分になる。30 万円ずつ 1 年やれば 360 万円という原資が出てくるわけですから、思い切ったそういう手だてを、そういう施策をやってはどうか。これが私の提案であります。

なお、このようなことを実施して成果を上げているのでは、県内では飯館村がそのような施策をして地域が活性化しているということも聞いておりますので、ご提案を申し上げ、一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それでは、14 番、清野興一議員にお答えをしたいと思います。はじめに、冒頭議員から 22 年度予算編成にあたっての方針を出されました。その中でいわゆる 21 年度と 22 年度を比較をして、来年は相当厳しい財政状況になるのではないかと、こういう話がされましたけれども、まさに私も、これはまだ精査したわけではありませんけれども、相当厳しく見積もらなければならないと認識しております。

努力としてはやはり今年度ベースを確保したいということでありまして、その中での予算については現在積み立てておりますけれども、基金の取り崩しなども若干あるのかなと、こう思いますし、いずれにしてもこれから国の予算がはっきりし次第、情報等を収集しながら間違いのない予算を組んでいかなければならないと、こう思っております。

議員が、ややもするとこの厳しい予算の中ですべてにわたって一律カット、10%カットなどというのが出てきはしまいかということではありますが、実は今後の予算編成にあたってのいろんな職員との意見交換の中で、これまでそうしたことを行ってきた結果、もう既にそのところについては限度がきている。ゼロベースはどうしようもないのかなと、こう思いますけれども、それ以下の一律 10%カットなどということについては限度がきているという話でございましたので、これからは事業の見直し、あるいは仕分け、こういったことを行いながら、重点施策に取り組み、重点主義をもって対応してまいりたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

それから付け加えて、加工施設の件がございましたので、私のほうから若干申し上げておきたいと思います。

22 年度に実施するのかどうかということと、また、それは町内に 1 カ所か、あるいはその運営方法はどのようにするのかということのおただしでございましたが、この件についてはまだ詰めた話は実はしてございません。したがって、今後は当然町が主体性をもって取り組んでいかなければならないと思いますし、運営についてはこれから町が直接運営をすると

いうことではない方法を取ってまいりたいと思っております。

じゃ、どこにどう委託をするのか、あるいはどこが管理をするのかということについては、これから十分煮詰め、それから関係者、いわゆる農業の関係者と協議をしながら、これらについても詰めていきたいと思えますし、今後その規模等についてはどうなるのかということについてもこれからご意見を賜りながら、ぜひともこういう施設がこれから必要だという認識に立って、できれば来年の予算の中に反映をしていきたいと思えますけれども、これが具体的に来年度ではどうしても無理だということであれば 23 年度とか、そういう 3 カ年計画の中にはきちっと盛り込んでいくことを考えているところでありますのでご理解をいただきたいと思えます。

それでは、一地域一ふるさとおこし事業についての質問にお答えをしたいと思います。

町では活力ある地域づくりを推進するために、町民が自主的に行う事業として一地域一ふるさとおこし事業補助金を交付しております。

本事業は、平成 3 年度から実施をされておまして、これまで上野尻自治区の須刈岳の山開きや登山道整備事業、下小島自治区の民俗芸能の保存継承事業、長桜自治区のわらび山整備事業などのふるさとおこし事業で 61 件に対し、これまで合計 607 万 4 千円の補助金を交付してきた経過がございます。

これまでの補助金につきましては、総事業費の 50%以内を原則として 10 万円を限度に行なってきたと聞いております。

地域や集落、各種団体等が地域の活性化を目指して、自主的にさまざまな取り組みを行うという事業については、議員ご指摘のとおり大変すばらしいことの内容であると、こう認識しております。

このことから、今後は、地域の活性化を図るために、100 万円はどうか、これは検討していきたいと思えますけれども、地域づくりを主とした事業など、ある程度の事業規模となるように、これは方法も含めて支援対策について検討してまいりたいと思えます。

その他につきましては、それぞれタクシーの関係もございました。あと集落の関係もございましたので各それぞれの担当課長から答弁をいたさせたいと思えます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 ご質問のうち福祉タクシーについてのご質問にお答えします。

町長が 12 番、長谷川議員にお答えしましたとおり、タクシーのような形態とするか、また、現在運行しています町民バス路線の拡大により対応が可能か、新年度から対応するため、現在、鋭意検討をしているところであり、その中で対象者や対象地域、料金についても検討してまいりますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 14 番、清野興一議員の町民バス運行事業に係るご質問にお答えいたします。

運行及び料金の見直しにつきましては、9 番、武藤道廣議員にお答えしましたとおり、現在未運行集落への対応などの運行形態や運行回数、さらには利用料金などの見直し作業を進めているところであり、その方針が決定されれば、順次改正してまいりたいと思えますのでご理解願います。

なお、先ほど未運行集落の数等についてのご質問がありましたが、それにお答えいたします。

まず未運行集落、集落内にバスが行かない集落は全部で7集落ございます。ただし、集落の近くに、500メートルとかの近くにバス停があります4集落を除きますと、実質未運行集落は弥生、弥平四郎、小杉山、弥平四郎につきましては7月から8月までの1カ月間登山バスが出ておりますが、実質その3集落が未運行と考えられます。

それから週1回、火曜日であります。運行している区域、地域につきましては大舟沢、松峯等、全部で19集落、週1回の運行となっております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 加工場について再度お尋ねしますが、今検討中だとおっしゃっていたけど、じゃ、その詳細はいつごろまでだすんだと。あまりあせって新年度から実施するなんてあせってやるというところがないので、本当にその利用頻度、あるいは加工するものが町内にあるのかどうか、そこまで検討、じゃ、どういうふうにしてつくっていくかということまで詰めたほうがいいのではないかと思うんですが、その見通しですね。

で、食品に限るのか、木工までかということに返答がございましたので、その点も併せて。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 清野議員おっしゃるとおり、私はもしこういう姿勢で臨むという場合に、町だけの考え方であってはならないと思います。誰が運営するのか、施設を建てるというのは町で仮に行うとしても、今後誰がどういうふうこれを運用していくのか、活用していくのか。商品はどういうものを目指そうとしているのかということも含めて、やはりこれから生産者等、あるいは加工に携わるかたがたと一緒にタイアップしながら考えていかなければならないと思っています。

したがって、加工品目というのはさまざまあると思います。まず山菜もそうであります。あるいは惣菜ということもいろいろあるでしょう。あるいは一般的な野菜の漬け物の内容、キノコ類もあると思います。こういうこと等についてはやっぱりこれを加工する側の人たちのニーズに沿った対応もその施設の中で必要になってくると思いますので、場所をどうするのか、あるいはどういう制度にもっていくのかということも含めて、これから検討してまいりたいと思います。

そのためにはいろんなところを視察をしていくということも私は必要だと思います。したがって、ただ、施設をつくったならばつくただけであって何も利用してないというようなところもあるでしょうし、いや、そうではなくてその施設をつくったことによって非常にその地域が活性化してきたという事例も確かにあるはずでありますので、そうしたところについてこれからいろいろと調査をしながら、参加団体を募りながら視察をしてみるということも私は非常にいい考えではないのかと、こう思いますので、決してあせらずで、例えば先ほど言いましたように、3年間の実施計画の中で対応できるということであれば、その中でやはり予算と場所等を含めて提示していくことが必要だろうと、こんなふうだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

答弁漏れがありましたので、私が今考えているところは木工というようなことではあり

ません。林業に限っていけば、やっぱりナメコとか、シイタケとか、そういうところの加工品目もやはり入ってくるのではないかと思います。直接林業ということについての木工施設ということではございませんのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 そうすると、この加工施設というのは道の駅、あのA区画でしたか、それにこだわるものではなくて、全部オープンで考えるというふうに理解してよろしいですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 道の駅のA区画もその一つに考えたらどうかなと、私自身は思っておりますが、それも皆さんのご意見もいただきたいというふうに思っております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 次に移りますが、福祉タクシー、これ同じような答えは分かりましたから、じゃ、詰めた計画というか、実施にあたって詰めたことはいつごろまで詰めるんですか。でないと、予算編成にだって響くでしょうし、いつごろを考えてますか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。これまでの町長からのご説明ですと、いわゆる福祉タクシーという名前では呼んでおりますけれども、一般的に福祉タクシーというのは車椅子とか、あるいはストレッチャーを用意してそこに身障者等を乗せながら走るというのが一般的には福祉タクシーといわれています。

しかしこれまで検討してきた中ではそういうものではなくて、町民バスを運行していない地域の皆さんの足の確保を目的にするという方向で今考えております。したがって、町外までの足運行は今のところは考えておりません。

そして、またこれをタクシーのような形態にして、未運行地域をカバーするのか、あるいは町民バスの路線の拡大によってこれを運行するのか、この点を今詰めておまして、今まで私どもがいろいろ探ってみたところ、近隣にもタクシーなんか運転してお願いしているところがありますけれども、相当な費用がかかるわけですね。

そういう意味では、今町民バスの路線拡大によって小型車を使ってできるということになれば、その方向で実施になると思いますけれども、それはバスの運行の編成が来年の4月にまた運行の編成がございますので、それまでにその内容を、予算もありますので、この新年度予算に付けなければなりませんので、来年の4月運行かという方向で今鋭意検討しているところでございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 そうするとその運行計画は決定しても、それは庁舎内で持っていて、一般には出さないということなんですか。運行計画そのものは。仮称ですよ。仮称福祉タクシーといわれるものの利用対象者は誰だと。どここの地区は対象地域なんだと。利用するためには、利用者が負担金をどのぐらい払うんだというようなことは、今即答しろといっても無理だということが分かったから、そういうものはいつごろになったら公表できるんできと聞いてんですよ。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 経済振興課で町民バスを担当してございます。現在、町民バスの関係、

未運行集落への対応ということで経済振興課、健康福祉課、それから教育課、3課で現在検討作業を進めています。例えば弥平四郎とか、弥生の未運行の集落の対応につきましては、例えば極入までバス停がございます。その先弥生、弥平四郎をカバーするためには例えば10人乗りのワゴン車をその極入の停留所以降、弥生、弥平四郎を回って停留所まで。そういった計画も考えてございますので、そこら辺、結論出るのは来年の4月の夏ダイヤ、4月1日から夏ダイヤでありますけども、その前に3月にはバス交通検討会議、そこに変更をかけまして承認を得た上で夏ダイヤからの実施となりますので、2月中、遅くとも3月の頭にはその変更の内容はお示しできると思います。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 そうすると、まず町民バスのダイヤが決まると。それからいわゆる仮称福祉タクシーの運行がどうなるかというのが決まるわけですか。時系列的にいうと。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まずはイメージとして持っていただきたいんですが、例えば町で10人ぐらいのワゴン車を購入します。一番手っとり早い話です。運転手はじゃ、やっぱり業者のかた、これは人命を運ぶわけですので。それは運行してない集落を毎日運行するのではなくて、そういう集落が点在していますので、1週間を分割しながら、この週の何曜日と何曜日はタクシーがまいますということで、それに合わせながら集落のほうでいろいろ乗る順序、あるいは買物に行きたい、あるいはお医者さんに行く日だということをおある意味では合わせていただくというようなことで、あるいはこちらが終わったならば、例えば小杉山に金、土と行くかと。来週になればまた曜日を少し変更するとかしながら、全体を1台で網羅できるんじゃないかというおおよその話し合いをこの前いたしました。

ですから、1台あればこれまで行けないところについては週の何回か、分割すればカバーできるのではないかとということでありますので、そういったことでの時間帯とかということも含めて検討してまいりたいなど。何台もその地域の中にわたって貼り付けるということではございませんので、そういうことで何とか今までのない中をカバーしていく。そういうことで。

また、地域の人たちはこういう話であります。そういうことでもいいんですと。毎日きてもらわなくても、やはりそういう対応を取ってもらえれば私たちは助かるということでもありますので、できればそういう方向を考えていきたいというふうに思っています。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 この予算にも関係することなので、庁内の話し合い、そしてまた、こういうときこそ対象地域のかたがたの要望、意見、こういうものを極力反映できるように懇談会などをやっていただきたいと思います。

集落活性化対策と私はお聞きしましたが、何も集落だけじゃなくて、団体とかそういうことの意味も含まれていると。だから、山間集落だけではなく、いわゆる町の真ん中の集落であれ、協同的な組合、団体であれ、対象にした施策というもので質問したつもりでありましたが、その点が明確に出てこなかったもので、併せてそういうふうな対応をしていただきたいということを申し上げて、それは大丈夫ですね。確認だけ。

○議長 町長、伊藤勝君。



○町長　私は地域のかたがたがそうして何かをやろうとすることについて、やっぱり少しなりとも町として金銭面だけではなくて、やっぱり協力をしていかなければならないと思いますので、いろんな事業がこれから出てくると思います。誠意をもって対応していきたいと思います。

○清野興一　分かりました。これをもって終わります。

○議長　以上をもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(11時41分)



平成21年第10回西会津町議会定例会会議録

平成21年12月17日(木)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	11番	長谷沼	清吉
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	12番	長谷川	徳喜
3番	青木	照夫	8番	佐野	悦朗	13番	清野	邦夫
4番	荒海	清隆	9番	武藤	道廣	14番	清野	興一
5番	清野	佐一	10番	大沼	洋平			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	地域整備課長	杉原 徳夫
総務税政課長	伊藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 文男
まちづくり政策室長	成田 信幸	教育委員長	矢部 征男
町民情報課長	大竹 享	教 育 長	佐藤 晃
健康福祉課長	藤田 潤一	教 育 課 長	高橋 謙一
経済振興課長	新田 新也	代表監査委員	廣瀬 渉

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 健一 議会事務局主査 齋藤 正利

第10回議会定例会議事日程（第7号）

平成21年12月17日 午前10時開議

開 議

- |      |       |                            |
|------|-------|----------------------------|
| 日程第1 | 議案第1号 | 西会津町結婚祝金支給条例               |
| 日程第2 | 議案第2号 | 西会津町課設置条例等の一部を改正する条例       |
| 日程第3 | 議案第3号 | 附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例 |
| 日程第4 | 議案第4号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例      |
| 日程第5 | 議案第5号 | 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例      |
| 日程第6 | 議案第6号 | 西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例     |
| 日程第7 | 議案第7号 | 西会津町出産祝金支給条例の一部を改正する条例     |
| 日程第8 | 議案第8号 | 西会津町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例    |

散 会

○議長 平成 21 年第 10 回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 1 号、西会津町結婚祝金支給条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第 1 号、西会津町結婚祝金支給条例についてご説明をいたします。

本案につきましては、町長が提案理由の中で説明申し上げましたが、子育て支援の対策の一環として、新婚夫婦に対して祝金として 10 万円を支給するものであります。

まず内容であります。第 1 条は目的であります。この条例は、新婚夫婦に対し結婚祝金(以下「祝金」という)を支給することにより、夫婦の前途を祝福するとともに、定住促進と町の活性化に資することを目的とするものであります。

第 2 条は、受給資格であります。祝金は婚姻届提出後本町に定住する意志を有し、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

まず第 1 号、新郎又は新婦のどちらかが本町に住所を有し、結婚後本町に居住する者。

そして第 2 号、新郎及び新婦双方が本町に住所がないが、結婚後本町に住民登録をし、居住するものであります。

なお、定住の意志の確認につきましては、申請書に定住するので申請をいたしますという文言を入れることにしております。

第 3 条、祝金の額であります。祝金の額は 10 万円とする。

第 4 条は、受給申請であります。以下祝金を受けようとする者は、町長に申請書を提出しなければならない。

第 5 条は、重複支給の禁止であります。離婚した者が再び同一人と結婚した場合は祝金は支給しないということであります。

第 6 条は、規則への委任であります。この条例の施行に関し必要な事項は町長が規則で定めるといってございまして、規則では申請書の様式、提出期限等を定めることにしております。

なお、提出期限は 1 カ月以内と考えております。

附則ですが、この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 この結婚祝金支給は、結婚した人には 10 万円を差上げると。あと課長がもろもろのこと言った。離婚してまた結婚したのはだめなんだと、それいくつかあげられましたが、私は今まで人生 50 年というわけだったんだけど、今寿命が大変伸びまして、80 も 100 もというような時代になりましたし、場合によっては 70 にもなって、結局老人ホームで結婚したなんていうこともあるわけなんですよ。

だから、そういう年齢とかそういったことには全然かわりなくて、何歳であろうと結

婚された人には、全部そういうことにお祝いの 10 万円差し上げると、こういう意味なのか。また、その状況はどんなふう判断していいのか、ちょっとこれ私分からないので、それははっきり言っておかないと、いろいろとそういった問題ありますよ、これから。老人ホームで一緒になったなんていう人も、これはやっぱり結婚ですから、それらも該当するかどうか、それをはっきりしてください。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えします。この条例から申し上げれば、禁止は重複支給の禁止ということで一度離婚したかたが同じかたと一緒に結婚した場合は支給しないと。これ以外は原則的には支給するということになります。

しかし、これはあくまで本人の申請でございます。本人の申請でございますので、申請があれば支給するという形になりますが、それは我々は常識の判断でお願いしたいというふうに考えております。

○議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今の課長の説明では、常識だの判断というけれど、私は何歳になっても、例えば先ほど申し上げたとおり、例えば 75 歳になったと仮定しても、そういうかたが結婚なさってもこの 10 万円に該当するのと言ってんですから、それをはっきりしておかないとやはりみな結婚すれば 10 万円もらえるんだと、こういう感覚になりますよ。それをはっきりしたことを言ってくださいよ。そんなあいまいなことじゃなくて。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 該当になります。すべてのかたが。ただし、これは結婚したからといって町がお金を持参していくわけではありません。本人同士がちゃんとした結婚の届出をし、ここに居住をするという確定がされた時点で町は祝金として支給をするということでありまして。その際はやはりそれぞれが判断をすればいいことではないかと、こう課長が言ったとおりであります。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 定住促進策の一つとしてこの結婚祝金制度が新しくご提案されたということでありまして。町の定住促進というその事業の一環でこれを取り上げたと思うわけでありまして、なぜ、いろいろ政策の判断の中で、なぜこれを取り上げようとしたのか。これ以外にいろんな定住促進のための検討をなされたのか。これによってどれだけ定住人口が増えるというような予測といたしますか、見込みがあるのか。

それともう一つは、確定した時点と、こう町長おっしゃいましたが、それは結婚をしてすぐか、あるいは結婚して 1 年を経て提出していただいて、これ 1 年西会津で結婚生活送っているのか、それで確定したと申して支給するのか。

あるいはまた、結婚なされて職場の関係で喜多方、坂下、若松に住所を変えてる人も結構おられますが、そういうような動向等もつかんでこういうのをお出しになったのか。いわゆるこれを実施することによってどれだけ定住人口の増につながると予測しているのか。そこら辺をお尋ねいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 定住人口の今後の予測についてはまったく未知数であります。これは例えばお金

を差し上げるからこれだけ結婚数が増えるとか、あるいは定住が増えるとかということについては、これは判断も実ははっきりと明確に提示することはできないと思います。

例えば百歳に100万円を贈呈するといっても百歳がそこにあるから百歳になるわけでは決していないと思うんです。私はこれからの定住促進の一環の一つとしてこういう施策をもって対応するという一つのついであります。

したがって、いろんな自治体においては土地を提供するというところもあるであろうし、あるいは結婚祝金を20万円支給するというところもあるでしょう。あるいは木材を提供するから、家を建ててくださいという自治体があるわけです。そういうことを踏まえながら西会津町の場合については、いろいろこれはあるわけでありましてけれども、とりあえずこうした結婚し、若い人がここに定住していただける。こういうことを想定をしながら、あるいはそういったことに対して町はやはり、これから西会津を担っていくための一つの皆さんの力をお借りしたいと、こういう意味において町をあげて祝い、そしてそのかたが将来にわたって西会津町を背負っていただくという条件のもとにこの10万円を差し上げるということでもありますので、例えば、事情によって必ずここに住まなくなるということあるわけですが、どうしても転勤していってしまう。あるいはお亡くなりになってしまうなどというかたもいるでしょう。

私はやはりそういうことは、将来のことについてはとやかく言われてもはっきりといった数字がそういう状況には私たちのほうはなかなか明確に答えることができないということでもありますのでご了解をいただきたいと思います。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷沼清吉 定住促進にはIターン、Uターン等もあります。それに関して今ここで議論はしませんが、ただ、今の答弁で気になったのは、未知数だと。しかし一つの政策を提言してやろうとする場合には、狙い、目的があるわけですよ。やはり一組でも多く定住していただきたい。なかなか予測はできないが、そういう強い願いでこれを提案してるんだというお気持ちで提案してるならば、未知数という言葉は私はいただけない。

これをやることによって、私言ったような坂下、若松に行こうとしたけれどもやはり、じゃ、ふるさとの西会津が祝ってくれてやってんだから、じゃ、坂下に住所をかたさないで野沢から通うかと。そういう人が一組でも多く来ていただけて、それは予測はなかなか困難。そういう効果を期待しているわけですから、未知数という言葉にはちょっとひっかかりを感じました。

それで、この条例ですと、結婚して西会津に住所を有するとか、住むとなればすぐに、例えば私言ったみたいに1年をすぎて、やはり結婚して西会津で定着して、1年を経れば定着したということはっきりするわけですから、そういうようなことも検討してこれを出されているのか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私の言う未知数というのは明確に数字を断定できないというところからそういう発言があったと理解していただきたいと思います。現実的な数字を申し上げますと、これまで数カ年の結婚されたかたの組数を申し上げますと、20から30組の範囲の中なんです。私は30以上、あるいは40近くになってほしいと、40組ぐらいになってほしいという願

望はあります。

ですから少しでも多くのかたがたになっていただきたい。目標を言いますと年間 40 組ぐらいは西会津町で結婚していただいて、そして議員おっしゃるとおり、坂下に住んでいるかたも西会津に入ってきていただきたいと。あるいはそういう組が入ってきたならば、私たちだって新婚のいわゆる何といいますか、その組に当てはまるんじゃないですかということが積極的に町のほうに言っていただければ、やはり若い人であれば町はそれに対して受け入れていきたいと思います、こういうことで、ある意味では寛大な対応をとって、この後継者育成に努めていきたいなど、こう思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、効果はどうかとこうおっしゃいましたけれども、実際私たちはやってみないので分かりませんが、昨日の矢祭町のほうが新聞の中で掲載をされておりましたけれども、確かに効果があるそうなんです。ですから私たちもそれに少しは期待したいなと。ただ、金額的にはどうか少しその辺は微妙ですけれども、そんな効果を期待したいなということでもありますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 先ほど私、申請をいただくのは婚姻届出して住所を有して1カ月以内ということで今考えているところと申し上げました。今、町長からももう少し余裕があつていいのではないかとということでもありますので、その辺も含めて規則の中で定めていきたいというふうに考えております。

それからはっきりした婚姻の数字であります、平成 15 年度から昨年度まで、町長が申しあげましたように多い年で 31 組、平均しますと 1 年間 24 組ということでございます。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この効果も最大限に發揮して、一組でも結婚をするカップルが多く、そして西会津に定住していただくことを私も願っているんです。その観点で質問しているわけでありまして、それならば今の未婚の状態をつかんでいるのかつかんでいないのか。20 代では未婚の男女、30 代、40 代、50 代、そういう数字をちゃんとつかんでいるのか。

前は結婚相談員という制度があつて、報償金を出してやったりしてましたが、今はそれがなくなっているみたいであります、これだつてそれを復活してまとめた人にそれなりの謝礼をする。

例えば今の緊急雇用対策で、そういうような人の話をまとめることが得意な人がいるならばその人に結婚アドバイザーになつてもらつて、縁組をまとめるとか何とか、そういうふうにして、10 万円だけじゃなくつてもっと何といひましようかな、今言つた相談員だとか、あるいは婚活の場をどうのこうのと、そういう一連の中でこれもします、これもします、そういう中でこれが出てきたのかなと思つてるわけですが、そういう点での検討はどうでしたか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 未婚のかたの数字であります、今から何年か前までは耶麻管内のデータとして、当時は農業委員会のほうでまとめておつた数字を、媒酌人の関係を担当しました福祉課がつかんでおりましたけれども、最近はその未婚のデータが最近出てきませんの



で確かな数字は分かりませんが、相当多くの未婚者いるということだけしか現在のところ分かりません。

それで、議員が申し上げておりましたが、当時町には結婚媒酌人報償金制度がございまして、町外から配偶者を媒酌したときは3万円、町内同士は2万円というものを媒酌人に支給していたということがございました。平成16年まででございまして、その後この要綱はなくなりましたけれども、この理由といたしましては、だんだん媒酌人というものが、ただ新婚さんのわきに坐るだけの媒酌人ということと、それからその後はだんだん媒酌人が結婚式に坐らなくなったというような形骸的なことになってきたためにこれがなくなってきたというふうに認識しております。

なお、今後の後継者対策、あるいは結婚対策のいろんな推進につきましては、現在経済振興課のほうで担当しているわけですが、この後出てきます課の設置条例の変更によりまして、現在の経済振興課が二つに分かれるということで、その分かれるほうにこういう対策、あるいは後継者対策を重点的にやっていくというような狙いもあるようでございますので、今後その方向で頑張るというふうに考えております。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、この条例は子育て支援、それで若者定住対策というようなことで提出されてるわけですが、今の話にもありましたように、いわゆる突き詰めるならば過疎対策の一環でもあろうというふうに思います。ということは、やはり今話あった、私もその結婚する前の段階をやはり何らかの形でフォローすべきじゃないのかなというふうに思います。

そして、結婚されて子どもができて、そしてまたそのかたがたが地元で定住してもらおう。そういういろいろそういう対策とこの支援、またそれを三本立てですか。そういう一連の流れの中でやるべきことではないのかなというふうにも思います。

それとあと、この結婚祝金の10万円ですね。ここの説明の中では地域活性化にも寄与することとか、も期待をするというようなことですが、であるならば、これを定額給付金のような、やはり地元で使えるような商品券に変えて、とにかく、それを倍にも活用できるような制度というのでも考えられることだと思いますが、その点はいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この結婚祝金というのは、とらえ方によっては、議員おっしゃるとおりさまざまな角度から見るができると思うんです。したがって、おっしゃられるとおり、結婚をするまでのその期間をやっぱりもっと重点的に町は対応すべきじゃないかというのは当然のことです。

しかし、すべてが結婚できないというのは町の責任とかうんぬんではなくて、やっぱりそういういわゆる婚活、結婚するための活動というのは町も支援しますけれども、やはりそういうことを真剣に考えていくということの一つのサポート的な、ボランティア的な内容も必要だと私は思うんです、社会的には。

ですから、町はそれに対して関係はないということは決して言いません。しかしすべてにわたって町が設定をした、町が何々をした、町がこうしたということについては、やはりそれだけであってはならないと思うんですね。こういう実情の中においてはそれぞれの

地域の人たち、あるいはいろんな団体、グループ、そういった人たちと一緒に結婚をするためには、カップルをつくるためにはどうすべきなのかということ、まずそこから本来しなければならない課題だと思っておりますので、そうしたことについては、今後町としてもそういったグループを立ち上げていただくかたがあれば積極的に対応しますし、あるいはそうしたセットを町としても考えみてくださいますと、それは町としてもこれから対応していかなければならない課題かと思えます。

そういうことで、今後もそういった活動に対しては町もしっかり対応しますと、こういうことを申し上げておきたいと思えます。

それから、いろんな角度でこの結婚祝金の、これによる効果ということがあると思えますが、確かに地域の活性化にも結びつくという観点から、今ご提案あったように商品券ではどうだということもあるでしょう。しかし、なかなかこの商品券といっても限定をされるわけでありまして、自分たちの暮らしの中での一部にこの10万円を使いたいというかたもあるでしょうし、あるいはこのお金でもって、例えばですよ、新婚旅行にでかけることができないという夫婦があれば、ああ、町からいただいたこれを有効的にもっと自分たちの記念にこのお金を使用しようじゃないかというカップルもあるはずですよ。

ですから、自由にそのカップルが、結婚されたかたが使えるような、そして自分たちの判断で対応できるような対応をしていただくということは、私は必要ではないかと、こう思っておりますので、そのところについてはご理解をいただきたいと思えます。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 先ほど町の責任と私は言っておりません。それとそういう場が必要だということは、やはりそういう人たちにやはり情報提供の場なんですね。今、健康福祉課長が言われた若い人がどのくらいいるんだという話の中で、その内容をつかんでいないわけですよ。情報提供できないです。だから、そういうところからして取り組みを前向きに考えるならば、やはりそういうところからまず一步やってもらうことをお願いしてるんです。

それから今のお金の話ですが、お金は特別町からももらったお金、色ついてるわけじゃないですよ。だから、家の中のやり繰りの中で、商品券であれば必ず町で使っていただけるわけですよ。だから、そういうことを考えられませんかということでもあります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 こういう結婚の問題については、町が入っているいろいろ手だてをすれば進むかというものだけではないと思うんですね。ですから、そのところについては個人的な、あるいはプライベートなものも多分あるでしょう。ですから、そういったことについてはあくまでも本人同士の問題だと、結婚の問題についてはそう考えております。

しかしながら、やはり結婚をもっと拡大をし、推進して図るという意味においては、確かにおっしゃられるとおりでありますから、町としても何にもしないというわけではありませぬ。これから新しい課になって、所属する事務分掌の中においてもこういったことも真剣に取り組んでいきたいと思いますので、こういうことの対応はこれからきちっとしてまいりたいというふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思えますし、また、今ほどの内容については、今すぐに対応してこれに代わるものと言われてもなかなか難しい面もあるということでもあります。

したがって、現金であれば町で買うこともできるのであろうし、あるいはさまざまな対応に用途を自分たちで考えることができるということでもありますので、そのところについてはご意見として受け止めながら、今回は 10 万円の支給というこの金銭でお祝いをするということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 目的の一つお尋ねしたいんですが、目的の中には夫婦の前途を祝福するんだと。それと定住促進と町の活性化に寄与するんだと。寄与してもらおうんでしょね、これは。どういうことをすることが、寄与するということの具体的な目的に掲げていながら、じゃ、新婚夫婦はどうするんだということがどこに書いてあるんですか。

それと受給資格ですが、1 項、2 項どちらも居住する者となっていますが、本町に居住する者。この居住にはどれだけの期間居住する者というようなことは、規則でも説明あったけど、そこは抜け落ちているのね。そういう居住の期間、居住する意志があればいいのかね、その辺はどうですか。

それと、双方がこの町に住所がない夫婦が婚姻届を町に提出するというかたも対象になるとなっていますが、よそで結婚して本町に提出する。それはどのくらいの期間なら受け入れをして受給資格が得られるんですか。

それと祝金の額の 10 万円、これね、この祝金というの、10 万円の根拠を示せとってなかなかこれ難しい話なんだろうけど、あれかな、どういうふうにして 10 万円というのを決めたか、ある程度の、どこかを参考にされたと思うんですが、もしこの 10 万円はこういう理由で 10 万円にしましたというようなことがあれば。

私思うには、本当に夫婦の前途を祝福するというところに力点を置くならね、末永くこの西会津町に住んでもらうには、特によそから転入してきた人なんかは、行政の窓口を開設するもよし、地域にそういう世話焼き係みたいの人を委嘱するもよし、こういうことは規則への委任として考えておられませんか。以上です。

それともう 1 点、所要額、これは 22 年度から実施するというであるが、年平均では 24 組だと。すると単純に 10 万円として 240 万円。250~60 万円の所要額を見ればいいということですか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。まずはじめに目的でございますが、ここにございますように、今回の目的は結婚を祝うこと、そして定住促進と町の活性化ということでございます。この中身は、結婚してこの町にずっと住んでいただき、その間できればお子さんを多く産んでいただき、そしてこの町で仕事をしていただいて、そしてその中で日常、地域コミュニティーの中で、あるいは町のいろいろなものに参加していただいて、町の活性化に資していただきたいということが一つでございます。

それから次に、これはもらって返していただけないのか。つまり行ってしまったら返してもらえないのかということですか。すみません、後でお答え申し上げます。

それからこの居住条件ですが、結婚してからの条件ですが、居住して住民登録し、今のところ 1 カ月以内に申請していただくという考えでございますが、これはもう少し検討をさせていただきたいと思います。

それから 10 万円の理由ですが、例えばいろんな町村ございまして、2 万円や 3 万円、10 万円、20 万円というような町村もございますが、一般的に個人が結婚祝いをすれば 2 万円、あるいは 3 万円、親戚で 5 万円とかいろいろございますが、町としてお祝いするには 10 万円くらいが適当だろうということでございます。

それから転入した場合の世話人、これについては今のところ規則では考えておりません。

それから所要額でございますが、来年度、今議員申されておりましたように、われわれとしてはこれまでの平均で 24 でございまして、25 組くらいは当初予算で計上させていただきたいというふうに考えておりました。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 この目的がね、あまりにも、何というのかな、単純明解でいいんだけど、町の都合ばかり先行して、10 万円くれるから結婚しろというような印象を受けるんですよ。結婚した人には 10 万円祝いやるぞと。

そうじゃなくて、本当に夫婦の前途を祝福し、末永く幸せな人生を営むそのきっかけをつくると。そういうことを祝金に含めて支給するんですよというような目的に、もっとできなかつたのかということなんですよ。

今跡取りがないから、結婚して子どもを産んでくれよと。これは偽らざる本音だと思うけど、この辺でもうちょっと、町は広い立場から祝福の目で見えていますよというような、そういう心尽くしというのかな、心配りがこの条例に表現することができなかつたのか。

また、そういう精神で条例をつくるべきであろうということからお尋ねした次第です。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 基本的には、住んでいただくということが町としての本音であります。しかし、この町を愛し、この町をしっかりと将来を支えていく、そういうことを期待をしながら祝福をするわけでありまして、また、お互いのカップルが幸せになっていただくという願いを込めてこの 10 万円の支給ということがあるわけです。

しかしこの文言については、議員もご理解しているとおりでありますけれども、どうもこの条例とかあるいは公的な文書というのはこういう形式ということが常でありますので、そういう気持ちの上においてはやはりそういったことを踏まえて、私は町民の皆さんにそうした心から祝福をするということも込められているということを理解をしていただきたいと、このように基本的には考えておりますので、そのところを文言に加えるべき、あるいはこの文言でいいのかというと、決して文言については完璧というものはないと思うんです。

あるいはこれからこの効果性というものはどれだけあるかというのはまだまだ未知数なものであります。しかし目標としてはやはりちゃんとクリアしたいということもありますので、どうか寛大な気持ちで、町として新しい一步をこれで踏み出したんだと、こういうことを少し想定をしていただきながら、どうかご理解をいただきたいと思うんです。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 この件に関しましては私も一般質問で取り上げました。そして町長が言われるように、結婚、出産というものは個人の人生観や価値観によるということでありまして、これは理解しております。そして一般質問で答弁漏れの的のものがありましたが、今ほど同

僚の質問等がありましてその答弁でだいたいは分かりました。

そこで、私はそのほかに2～3点お聞きしたいと思います。一般質問の中でも言いましたけれども、やはりこういったものは一連の流れの中で、婚活、結婚、出産、子育てと、そういった環境整備とともに支援というものをやはりダブらせてやらなければ効果が上がらないのではないかということを行いましたけど、今ほどの答弁の中では、それは一連してやるというような答えでありましたので安心しております。

ただ、その結果今ほど250万円程度の予算と、それから次年度はそういったふうに取り組むというような大雑把な答弁がありましたけれども、改めて質問します。

この婚活支援、あるいはそういった一連のことに對して、次年度はもう少し具体的にどういったところに力を入れながら、やはりこの促進を進めるのかをもう一度お聞きしたいと思います。

それと、あと10万円ということでありましたけども、この支給方法です。申請は提出期限が1カ月以内に申請すれば支給するとなっておりますけれども、定住等を考えれば結婚時に、申請した結婚時に、あるいは5万円とか、それから1年か2年、3年とかとそういう形の中でのまた5万円とかと、定住と考えればですね。だから定住の期間というものをどの程度に抑えておるのかということもお聞きしたいと思います。

そしてこの条例そのものの期間です。5年間やるのか、それともずっとやるのかということでもありますけれども、その辺はどのように検討されましたかお聞きしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 結婚にいづくまでにはいろいろ段階があるということはそのとおりであります。ですからこれまで子育て支援という形をとって、若者定住、あるいは支援策の若者の後継者づくりとして、一つは結婚が一番早いというふうに思いますけれども、しかしこれまで子育て支援ということで今回もまたそれなりに出してるわけであります。

今度はいよいよ結婚されたかたに対して、これから西会津町の将来を担っていただきたい。そしてここで心安らかに子どもを育て、住んでいただきたいという願いということもございます。

結婚できないかたについてはどうするのかということも大変重要な行政の課題の一つだと私は考えてます。先ほどいみじくも言われましたけれども、町は今独身者の実態を把握しているのかと。私はすぐそこに今ピンとききましたけれども、ここはやっぱりしっかりと把握しておかなくちゃいけないなというふうに思いましたので、早速このことについては調査をするなり、私もその数字というものをしっかりと把握しておかなければならないと思っておりますので、すぐに対応したいと思っております。

あとは、通称婚活といいますけれども、実は若い女性のかたでありますけれども、町長さん、町で集団見合いみたいなものしてみたらって、実は言われました。いい考えだなと、はっきりと自分がいついつやるということはできませんから、こういったところで公にそうしますということはまだ個人的には言うことはできませんけれども、やっぱりこれから、そういうことが声として上がってくれば、ただ町の呼びかけではなくて、もう少しグループをつくってくださいよと。

主催はもっと別な体制でとっていただければいいんだけどなど。町はそれに支援をするという形をとって、どっかで一緒にやはりこういうことも、盛大にやるということも必要な施策の一つだというふうに思っておりますので、都会との交流もまさにこういう一環とした体制の中でできるグループが出てくるはずでありますから、町も支援していきたいと、こう考えております。

あと定住要件というのは、一般的にはやっぱり1年以上は住んでいただきたいというのが町としての考え方でありまして、したがって、そうした一つの基準の中で考えていくべきなのかなと、こう思っておりますので、あとその他少し抜けておりましたらば担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 定住の期間のために一括で10万円を支給していで5万円、また2～3年してから5万円したらという考えはあるかということでございますが、10万円という金額でございますので、新しく新居を、あるいは居住して生活するにはそれなりの費用が必要になります。10万円ですので、10万円を一括して支給したほうが役に立つだろうという考えでございますので、今のところは10万円一括して支給するという考えでございます。

それからもう一つ、条例を見直すのか、期間はいつまでなのかということでございますが、私どもこの施策が有効であったかどうかという検証をしなければなりません。せめて最低3年くらいはこの施策を推進しまして、そこで検証していきたいというふうに考えております。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今ほど町長の発言、答弁にありましたように、ボランティアやいろんな形での要するに町内の各種団体とか事業所、あるいはそういったボランティア団体に対してのこういう問題提起をしながら、町だけじゃなく、町全体、町民全体で取り組むということは大切だと思います。

ただ、今の発言の中で定住と、最低1年ぐらいはという話の中で、課長はすぐやるという。じゃ、条件を満たさなくても、じゃ、1年以内に行ってしまったら返還を求めるということも考えられなくはないんですが、その辺の調整はどのように。1回支払ったら返還は求めないと。1年いようがいまいが。そうなれば私が言ったようにある程度分けるのも、要するに子育ての中で30万円を何段階にも分けたというような、そういった考えも必要ではないのかなと思いますがいかがですか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 先ほど申し上げましたように、やはり定住をしていただくためには5万円というよりもやっぱり必要な費用が一応かかるわけでございますので10万円のほうが効果があるのかなというふうに考えております。

なお、後で子育てのほうの支給につきましてはまたご説明申し上げますが、ちょっとその辺の意味合いとはちょっと違うふうに考えております。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 2～3点お尋ねしたいと思っております。この祝金は私は大賛成でございますが、ひ

とつ、概数でよろしいんですけども、今の 20 歳から 50 歳くらいまでの未婚の男性がどのくらいで、それから女性がどのくらいと、それをちゃんと調べてからそういうものを出すのが本当じゃないですか。1 点はそれです。

それから、今から 5～6 年前ですか、商工会が主催で若松で男が 20 人かな、女が 20 人かな、見合いをさせたことがあるんですよ。それでうまくいったのが 6 人ほどいましたけど、最後にはやっぱり全部御破算になったことがあるんですよ。

今回は町で支援するんですから、また効果があると思うんですよ。この婚活の条例は私は大賛成でございますけども、条例ですか、祝金条例は大賛成ですけども、やっぱりそういうやるにはやはり人数をちゃんと確認して進めていかないとなかなか無理じゃないかと思いますがその点いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 簡潔に申し上げたいと思います。議員、本当に申し訳ないんですけども、今明確に 20 代くらいの若者と、30 代、50 代、男女それぞれどのくらいいるんだと。あるいはある意味ではそういったカップルになりそうなどころは何件だということで、明確にお答えできないというのが現状でありまして、そのところを本来であればきちっと精査をしなければならぬということは当然であります。しかしなかなか数字的に今ここで明確に表すことができないので、ご了解をいただきたいと思えます。

それから、議員おっしゃったそういった集団見合いとか、あるいはそういうグループ的な中での対応というのは町も情報把握しながら、積極的にそういったところに対しては支援をしていきたいというふうに思ってますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長 これで質疑を終わります。

13 番、清野邦夫君。

○清野邦夫 質疑終わってしまうとこれ、採決になっちゃうんですね。ですが、この問題を、今皆さんの意見を聞いてみても、いろいろ提案があるんですよ、町に対して。この今の、これ新しい条例ですね。提案ですけども、それでその中でいろいろ今議員からあったように提案があるんですよ。

また中には条例の中のいろいろな受給資格の問題にちょっと何か疑問、まだ解けない部分もあるし、今すぐ採決しますというのはどうかなと。そういうことで動議を提出します。

というのは、動議を提出して、この本会議中は議案ですから、なかなか一般質問と違って自分の思いがなかなか言えない、質疑だけだして。そういう問題があつて、もっと真剣に町側と自由に、自由にというか、委員会みたいなやつを、自由に討議できるわけですね。で、いいものをつくっていくということできますので、動議として、委員会といつてもしょうがないわけですから、特別委員会をつくって、もう少し町側と協議していったらどうかなと。

要するにこの議案第 1 号については、議長、副議長を除く 12 名の議員で構成する祝金等支給条例審査特別委員会を設置して、これを付託して町側ともう少し煮詰めていい案にしたらどうかということで提案いたします。

(「賛成」の声あり)

○議長 ただいま、動議の提出がありましたので、議会運営委員会を開催してください。

暫時休議にします。(10時54分)

○議長 再開いたします。(11時20分)

ただいま、清野邦夫君から、議案第1号については12名の委員で構成する祝金等支給条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することの動議が提出されました。この動議は1名以上の賛成者がありますので成立しました。

清野邦夫君の動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、本案については、議長、副議長を除く12名の委員で構成する祝金等支給条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することの動議は可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました祝金等支給条例審査特別委員会の委員に選任については、委員会条例第4条第1項の規定によって、目黒一君、多賀剛君、青木照夫君、荒海清隆君、清野佐一君、渡部昌君、五十嵐忠比古君、佐野悦朗君、長谷沼清吉君、長谷川徳喜君、清野邦夫君、清野興一君、以上の諸君を祝金等支給条例審査特別委員会委員に選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 今、特別委員会の設置条例ということで特別委員に任命されたんですけど、私はその委員会にもかたがたが同意したためにその委員会にどうしても入らなきゃならないということに決めがあるんですか。

○議長 この委員の指名は会議規則によって、議長が指名するものでありますのでご理解いただきたい。

8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 会議規則の中身というか、どのように書かれてあるんですか。

○議長 事務局から説明いたします。

事務局長。

暫時休議にします。(11時22分)

○議長 再開します。(11時25分)

ただいまの8番、佐野悦朗君からの質問に対して、事務局長より説明いたさせます。局長。

○議会事務局長 ただいまご質問ありました委員の選任の件についてお答えいたします。

このことにつきましては、西会津町議会委員会条例に定めてございます。委員会条例第4条におきまして、常任委員、議会運営委員及び特別委員は、議長が会議に諮って指名する旨規定しているところでございます。以上です。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 今、事務局長からそのようなことの答弁がありましたので、私は同意せざるを得ないんですけど、そういうことで確認します。



それでなおかつ、先ほどの議案第1号、西会津町結婚祝金支給条例の審議は何時何分で終わったんですか。

今の時点でこれは継続して議会を開催してるわけなんですか。それとも議長がこの祝金の支給条例は終わりましたということを発表したためにさっきの13番議員から提案があったんじゃないですか。

○議長 質疑は終わってます。それを終わった時点で動議が出されました。その動議に対して今この特別委員会の設置について、その流れとして委員を指名した段階です。

これらに対してはこれから特別委員会で審議いたしますので、終わったものではありません。

以上の諸君を祝金等支給条例審査特別委員会委員に選任したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、以上の諸君を祝金等支給条例審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

この後、直ちに議場において祝金等支給条例審査特別委員会を開会し、委員長、副委員長を選任してください。

暫時休議にします。(11時28分)

○議長 再開いたします。(13時00分)

先ほど設置された祝金等支給条例審査特別委員会の委員長に清野邦夫君、副委員長に長谷沼清吉君を選任した旨の報告がありました。

日程第2、議案第2号、西会津町課設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第2号、西会津町課設置条例等の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由で申し上げましたように、本町の行政組織につきましては、これまで、社会経済情勢の変化や、町民ニーズの多様化・高度化に対応できるようその時々の方勢に合わせて、柔軟に見直しを行ってきたところであります。

現在の行政組織につきましては、分権型社会の進展、行財政環境の厳しさなどを踏まえ、これらに的確に対応できる行政組織へと改編するため、平成17年4月から、それまで13課・2室・31係・1班あったものを6課・2室・16係と大幅に組織を簡素化し、いわゆる大課制を導入したところであります。

当時の見直しの目的といたしましては、迅速な事務処理、事務事業の共有化、柔軟な人員配置等を大きな目的としたところであります。

この行政組織の改編、大課制の導入から5年目を迎えたことから、本年1月より導入の効果や各課等が抱える問題点・改善点などを明らかにするため、特別職及び医師を除く全職員を対象に実態調査を実施するとともに、各課等の実態をさらに把握するため、それぞれ聞き取り調査などを行いながら、評価検証を行ってきたところであります。

この結果、導入目的の一つである柔軟な人員配置につきましては、十分な成果をあげているものと評価されましたが、その一方で「役職に就く職員の負担が増え、細部までの管理が困難」、「課が大きすぎる」、「課名がわかりにくい」など、いくつかの課題・問題点が明らかになりました。

この課題・問題点に対処するため、これまで事務改善委員会等で見直しに係る検討を重ねてきたところではありますが、今回の見直しにあたりましては、前回の見直し方針の一つである「柔軟な人員配置」に係る基本的な考え方は継承しつつ、適正規模の組織に再編し、町民の皆さんの視点に立ったわかりやすい組織、利用しやすい組織に重点を置いた組織にするとともに、職員にあっては役職者数の見直しを行い、業務量の平準化と責任体制の強化を図り、迅速な事務処理と事務事業の共有化がしやすい職場環境を構築するため見直しを行うものであります。

具体的な改正内容ではありますが、皆さんのお手元のほうに参考資料として大きな版の資料を配付しております。これをご覧いただきたいと思っております。

まず、現在の総務税政課につきましては総務課と税政の部分を切り離しまして、新たに総務課とするものであります。

それから、現在のまちづくり政策室につきましては、町民情報課の情報通信部門を統合しまして企画情報課とするものであります。

現在の町民情報課につきましては、町民生活部門と税の部門を統合しまして、町民税務課とするものでありまして、いわゆる窓口のワンストップサービス化を図っていきたいということでございます。

健康福祉課については変更がございません。

経済振興課につきましては、これまで第1次、第2次、第3次の各産業を一括して把握しておりましたが、所掌範囲が広いということと、新たな行政需要に対応するために、商工観光課と農林振興課に分割するものであります。

次に地域整備課につきましては、名称を変更いたしまして建設水道課とするものであります。

会計管理者につきましてはそのままでございます。

それから、教育課でございますが、教育課につきましても教育課のままとするものであります。

なお、企画情報課と教育課の公民館分野にはそれぞれ主幹を配置する考えでございます。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せまして、条例改正案新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと思っております。

改正条例案は3条で構成しております。第1条は、「西会津町課設置条例の一部改正」でありまして、同条例第1条で規定しております町長部局の課として、ただいま申し上げました内容に一括で改正するものであります。

第2条は、「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正」でありまして、同条例第4条及び第6条は税務担当職員に対する特殊勤務手当の支給要件並びに金額を定めるものであります。それぞれ税務担当課の変更に伴う改正であります。

第3条は、「西会津町水道事業の設置等に関する条例の一部改正」でありまして、同条例

第4条は組織の名称を規定するものでありますが、担当課の名称変更に伴う改正であります。

次に、附則でございますが、施行期日でありまして、平成22年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　議案第2号であります。課と係のかかわりに私は言うんですけども、この中に結婚対策推進係を、よく見てない、私勉強きらいだから、これ入っているんですか。

と申しますのは、やはりこの問題は過疎問題の解消にもつながる大事な一つの係だと、私はこう認識をしてるわけなんですけども、この中には取り組みがあるかどうかをお尋ねします。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　ご質問にお答えをいたします。結婚対策の担当ということでございますけども、ここに参考資料で記載しております主な事務分掌につきましては、現在の事務分掌を参考的に配置したということでございます。

先ほど1号議案の中でご審議いただきましたけれども、結婚対策の関係につきましては、いわゆる後継者対策の一つでもございますので、後継者対策という視点から見れば、新たな商工観光課、こちらのほうで、現在の事務分掌からいたしますとそのような形になります。

○議長　12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　総務課長、私は納得いかないとカーッとのぼせるほうなんで、しっかりした答弁してもらいたい。私は結婚推進係というのがいかに大事かという質問に対して、あなたは観光、商工係、そんなごちゃごちゃにはだめだと私言ってるんですよ。この結婚推進につきましては私は20年以来、西会津の重要施策の一つとしては結婚問題を慎重にやはり進めるべきだと、こういう、かなり言ってるんですよ。ただ、前町長はその自分のものの発想と次元は人によって違うんです。全然こっち向いて笑っていて、全然相手にしなかった。だから今この結婚祝金をはじめ、これではならんと。適齢期なんて過ぎちゃっているんですよ。何人いるんだ。何回も何十回も言ってるんですよ。バスに何台分もいるなんて言ったこともありますよ。

そういう現状の中で、一番大事な施策の重要性を考えれば、商工観光課と一緒にするなんてとんでもない話ですよ。

なぜならば、今、西会津を離れて関東地区と申しますか、首都圏に行っても30歳、40歳、女性未婚のかた相当いるわけなんです。その人がたは一旦西会津の郷里を離れて出てきて、今さら面目なくて帰れないという人がいるんですよ。そういうことをあなたがた、よく見てですよ、どこにどのぐらいいるとか、それこそ各家庭を調査してもいいんだよ。重大なことなんだから。

そのくらいやって先ほど言った見合いのいわゆる相談をするとか、ひいては結婚の支え

になるとか、そういう施策が一番大事なんだ。根本ができてないんでね、いくら祝金やるだの、結婚推進するなんて、これは口だけじゃだめなんですよ。そういう意味から絶対これは結婚推進係と、こういうのを設けてもらいたい。私はこれを強く言います。あなたもう一回。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 結婚対策につきましては、いわゆる後継者の育成の部分の一環というふうにわれわれはとらえておりますので、商工観光係の中に、現在、地域振興係というものをつくる予定にしております。その中でそういった部門についても対応していきたいということで現在考えております。

○議長 12番。

○長谷川徳喜 この問題については、結婚相談員と申しますか、先ほど話あったとおりね、町外から来た場合には2万円とか3万円差し上げると。そういったあれもありましたけど、今それもなくなったんでしょう。それで、何々の中に入れておくなんて、そんな曖昧なことではだめだというんですよ。やはり庁舎内140人もいるんだから、職員。はっきり言いたくないけど、はりつけられないなんていうことないですよ、まだ。余裕があると私は思うんですよ。

その中で、例えばまちづくり推進室、なんだかわかんない、あまりちょいちょい変わるから。ああいうふうに、それ専門に、結婚推進係、そういうものをつくって、そして洗ざらい資料出して、それでその問題に真剣に取り組んでももらいたいと、私こう申し上げているんですから、そんないい加減な答弁だめです。あったってなかったって同じだ、そんなの。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議員おただしのおり結婚対策というのは非常に重要な課題の一つであるというふうに考えております。その中で、現時点での配置の関係としては地域振興係ということで配置をしておりますけれども、特に事業の中にはいろんな、さまざまな事業がございますので、結婚対策につきましてはこの係の中で対応していきたいと、現時点での考えでございます。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 私はこの2号議案の大課制から小課制に考えていると。そして総務課長の説明では、今までの大課制であったのではなかなか町民から理解されない部分もあって、そして課題や問題点があったので、適応した中身にしたいということでこういう小課制になると説明を受けました。

その中で主幹という言葉が出てきたんですけれど、二人の主幹を設けるといように説明を受けたんですけど、どういう意味合いからこの主幹を設けたのか。そしてこの主幹の身分はどのような身分になるのか。まずその1点についてお聞きします。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 ご質問にお答えをいたします。まず、前提としまして、私先ほど議案の説明の中で大課制を小課制にするということは申し上げておりませんので、その点をご理解をいただきたいと思います。

説明の中で申し上げましたのは、大課制にした中でところどころ不具合が生じてきたということでありまして、大課制にした良かった点、いわゆる柔軟な人員配置という部分については引き続きその趣旨を継続していくと。

なかなか大きくなってしまったために業務が把握仕切れないというような部分については改善をしていきたいということで今回の見直しをするものでございます。

主幹のご質問がございましたけれども、主幹制度をとるといえるのはいわゆる大課制のいいところを、柔軟な人員配置ができるといういいところを残すという意味合いで、主幹は課長相当職ということでございます。したがって、今後ご議決がいただけましたならば、4月1日からは主幹職を配置いたしまして、主幹がその、例えば企画情報課の情報政策室の部分については主幹がその分野を責任を持って見るということで、いわゆる組織内で分権化を図るといような意味合いがございまして。

ただ、主幹、その上に課長がおりますので、議会への出席については課長が全体の課のとりまとめをして対応させていただくといような体制をとる予定でございまして。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 行政用語の中身で、言葉尻ではないんですけど、課長相当職という身分は、課長の下に主幹はいるんだと。この相当職というのは町の例規集の中ではそういう相当職というのは設けてあるんですか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 町の例規の中でも、いわゆる課長、それから主幹、課長補佐と、そういった形で規定をしております。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 じゃ、課長、主幹、課長相当職と、こういう身分になるとすれば、お金の手当てというんですか、この三つの身分に分かれれば自ずと給料は違ってくるんですか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 給料の面からいたしますと、いわゆる管理職手当の部分で若干のパーセンテージが変わってまいります。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 職員の皆さんが、基本的には職員の皆さんが検討してきた、このようにやりたいということですから、私もそのようにすべきだと思っておりますが、まずお尋ねたいのは今も質問がありましたが、課長、主幹、課長補佐の責任といえますか、身分、どうい違いがあるのか。

それから待遇についてはどうい違いがあるのか。それと責任ということで考えた場合にはどうい違いがあるのかをお尋ねいたします。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 まず身分の関係でございましてけれども、その課の最高責任者はもちろん課長でございます。それに準ずる形で、今回企画情報課に情報政策室、それから教育課のほうに公民館ということで、この二つのところに今主幹を配置したいということでありまして。

この情報政策室と公民館の部分の、いわゆるその分野の業務についてはこの主幹が責任

者ということで、決裁権をそこに与えたいということでもあります。

それから待遇でございますけれども、今ほど申し上げましたように、待遇としては管理職手当の課長に対して7割程度の管理職手当という形になります。

それから責任の度合いでございますが、先ほど申し上げましたように、その課の最高責任者は課長でございますけれども、それといわゆる組織内分権的に責任を与えまして、情報政策室、それから公民館の部分に係る決裁権、責任についてはその主幹が、そこに責任を与えるということで、そのさらに総括的な部分については課長になりますけれども、情報政策室、それから公民館の部分については主幹が決裁権をもってやっていくというような体制をとっていきたいということでもあります。

課長補佐はいわゆる課長の補佐をするということでもありますけれども、その補佐と主幹の違いについては、補佐は決裁権を持たないということもございます。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 例えば、公民館に関しては前は社会教育課長ということで課長でおったわけですから、同じ責任で仕事をするならば何ら課長でもいいのではないのか。決裁権は主幹にあるということでもあります。主幹だけで終わらないわけですから。課長もおるわけですから。課長もいわゆる決裁印を押すのではないかなと思ってるんです。

それといわゆる情報政策室ですか、いわゆるケーブルテレビを主体とした仕事だというふうにするならば、やはりこれも、前は町民情報課の中でやっていましたが、これも仕事の性格上、私は主幹というよりも課長なら課長のほうが仕事をしやすいのではないかなと思ってるんです。

過去の主幹で仕事をしたのを見ておりますと、どうも主幹と課長の二頭立てでうまく噛み合えばいいんですが、一つずれるとなかなか同じ仕事で決裁権が二つになると難しさも出てくんじゃないのかなということで、そういう心配もあってお尋ねをしているわけですがいかがでしょうか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 決裁権については最高の責任者は課の課長でありますけれども、今回の主幹については課長相当職ということでございますので、いわゆる専決区分から言えば課長と同じ専決の部分を決裁するという形になります。

それから情報政策室、公民館もそうですけれども、いわゆる今回こういう体制をとったというのはいわゆる前回の見直しの際の柔軟な人員配置ということで、その部分は継承していきたいということもございます。

これを例えば企画情報課の部分企画と情報課というように分割をいたしますと、いわゆる小課制に戻ってしまいます。戻ってしまいますと今までせっかくその人のやりくりが柔軟性を持った、それがよかったと評価した部分がなくなってしまうわけでもありますので、そういった意味で大課制のいいところは残しつつ、こういった体制にもっていきたいというふうに考えております。

それから特にその情報関係でございますけれども、ケーブルの部分だけではなくて、これまでは町民情報課の情報通信係ということで、いわゆる係でその部分を担ってきたわけでもありますけれども、今回は一つの課に準ずるような形で、さらに組織的には強化を図り

まして、これからの情報通信分野の政策的なものについて対応していきたいということで考えたところでございます。

それから過去の主幹と課長のそれぞれの連携という部分でございますけれども、前回、これまでの主幹につきましては、いわゆる独任制でその課の中にいたというような状況でありまして、なかなか主幹自体も自分の任務がはっきりしなかったというような反省点がございます。

今回はきちんとその責任を持たせて、この分野はあなたがきちんと責任を持ってやってくださいよというような体制をとっていきたいということでございます。当然課長と主幹の連携はきちんととっていくというのが前提でございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 理解はしました。ただ、私の聞き方もちょっと舌足らずだったのかなと思っただんですが、私が主幹と課長の二頭立てというようなこと言いました。それはこの前じゃなくてもっと前で、両方にあったということでちょっと歯車が噛み合わないような、その当時、私、印象持ったもんでお尋ねしたわけですので、それらの意に含んでやっていただきたいと思っております。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 ただいま議員からおただしのありました件につきましては、十分意を配りまして取り組んでまいりたいと思っております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 2条、3条関係についてお尋ねいたします。新旧対照表のほうがより分かりやすいと思うのでこちらでお尋ねしますが、税務職員の特殊勤務手当、これはきちっとその課に属するということが現行でもそうであるし改正でもそうであるが、これはこの課に勤務しと、改正であれば町民税務課に勤務し、これを抜いたでは条例の意味が変わってくるんですか。

第6条にも税務課に勤務する職員と。例えば今町では税や使用料、手数料等の滞納整理のために特別徴収本部だか何か立ち上げているようでありますが、その都度、例えば別の課から応援にきてもらうなんていうときには臨時の町民税務課勤務を命ずるとかという辞令を出してやっておられるのかね。その実態がどうか分からないけども、とにかく税務の事務に、徴収であれ何であれ、これはどこの課に所属しようが特殊勤務手当の支給対象と見なすよというふうなことがわかればいいんじゃないですか。

これをあえて所属課名を書くというのはどういうことからくるわけですか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 ご質問にお答えいたします。今回、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の中で第4条と第6条に課の名称が規定したわけでございますけれども、特殊勤務手当の支給方法について、月額で支給する部分と、議員が先ほどおただしのありました徴収に行った場合、1回につきいくらかという定めもございます。

ここで規定しておりますのは、いわゆる月額、定額を支給するセクションはこの部分ですよということになります。

そのほかに1回300円という出張徴収した場合の特殊勤務手当という規定もございますので、今回はその定額を支給する担当はここですよというのを定めるためのものであるということでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町課設置条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町課設置条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　議案第3号、附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、町長等の附属機関である各種審議会等の見直しについてであります。町では町民、議会、行政が一体となった協働のまちづくりを進めるためのまちづくり基本条例が昨年4月に施行され、これまで基本条例第8章の町民参加のしくみの規定に基づき、町民参加による検討組織の設置、審議会等委員の公募、町民懇談会の開催、意見公募についてその仕組みを構築するとともに、基本条例と既存の条例、規則との整合作業などを行ってきたところであります。

このうち、審議会等につきましては、「町民が主役のまちづくり」を進める上で、組織の活性化・機能化を図っていくことが重要であることから、現在設置されております27の審議会等について見直しを行い、組織の統廃合をはじめ、委員の選出区分、構成人数などについて見直しを進めるとともに、各課が所管する審議会等において、個別に設置が必要なものを除き、それぞれの課題を総合的に審議できる基幹的な審議会を各課ごとに設置するための見直しについても、合わせて行なったところであります。

その見直し案につきましては、本日お配りをしております参考資料、議案第3号関係のこの資料をご覧いただきたいと思いますが、これまで27あった審議会等を五つ削減いたしまして、新たに22の審議会等として再編するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の3ページをご覧いただきたいと思っております。

改正条例案は6条で構成しております。まず第1条は、「附属機関の設置に関する条例の一部改正」でありまして、同条例の別表を全面改正し、新たに15の審議会等を一括で規定するものであります。



第2条は、「西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正」でありまして、ケーブルテレビ施設管理運営委員会をケーブルテレビ放送番組審議会に統合するため文言の整理を行うものであります。

第3条は、「西会津町情報公開条例の一部改正」でありまして、情報公開審査会を個人情報保護審査会と統合するため、情報公開、個人情報保護審査会に改正するものであります。

第4条は、「西会津町個人情報保護条例の一部改正」でありまして、こちらも個人情報保護審査会を情報公開審査会と統合して情報公開、個人情報保護審査会として、同条例とは別個に規定するため、個人情報保護審査会にかかる規定を全面的に削除するとともに、統合後の組織を「附属機関の設置に関する条例」で規定するため改正するものであります。

第5条は、「西会津町公民館条例の一部改正」でありまして、公民館運営審議会を生涯学習審議会に統合して運営するため、同規定を削除するため改正するものであります。

第6条は、「西会津町社会教育委員に関する条例の廃止」でありまして、社会教育委員については生涯学習審議会委員に統合して運営するため、同条例を廃止するものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、平成22年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第3号、附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、管理職員に係る特別勤務手当の1回あたりの支給上限額を定めるものであります。

管理職員のうち、診療所の医師については、平成17年4月から、事業所等に勤務する

かたがたに対して、休日診療による医療サービスの向上を図るため、毎月第1と第3の土曜日に土曜診療を行ってきたところであります。

この土曜診療に係る当番医師の処遇につきましては、制度導入以来、振替休日の措置により対処してきたところでありますが、受診者数も年々増加してきているところであり、また平日の患者数も増嵩してきていることから、振替の措置では対応できなくなってきたため、土曜診療に従事する医師の手当を新たに設けるため、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の12ページをご覧くださいと思います。

第19条の2第2項は、管理職員特別勤務手当の1回あたりの支給上限額を6,000円から2万円に改正するものであります。

具体的には、規則において診療所医師については1回当たり2万円、その他の管理職員については従来どおり1回当たり6千円とするものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、平成22年1月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　議案第5号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、地域の産業活性化や雇用の拡大を目的とした企業立地における固定資産税の課税免除について、これまでは過疎地域自立促進特別措置法と農村地域工業等導入促進法に基づいて行ってまいりましたが、新たに企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法にも課税免除の規定

が設けられたことから、町の活性化や雇用の拡大を図るための受け皿整備の一環として加えるために、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の 13 ページをご覧くださいと思います。

第 5 条は、企業立地促進法に基づく集積区域における課税免除の規定であります。法令に基づく一定要件を満たす施設整備に係る固定資産税については、課税されることになった年度から 3 カ年度分について、課税を免除する規定を新たに設けるものであります。

この他、ただいまの第 5 条を新たに追加することに伴い、条番号等の文言整理を行うものであります。

次に、附則でございますが、施行期日でありまして、平成 22 年 1 月 1 日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 5 号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 6 号、西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　議案第 6 号、西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の中でご説明したとおりであります。現在、同じ世帯から 2 人以上の児童が保育所に入所している場合、2 人目の保育料は 2 分の 1 に、3 人目以降は無料としているところでありますが、さらに保護者の経済的負担を軽減するため、2 人目の保育料も無料とするものであります。

これから説明申し上げますが、なお、条例改正案新旧対照表の 15 ページも一緒にご覧いただきたいと思います。

西会津町へき地保育所条例の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。別表第 6 条関係の改正内容をご説明いたします。

保育料徴収表です。まず、一番上の段の右側ですが、これまで保育料基準額としていたものを、基準額を削除し、保育料とするものであります。これは国が示している基準額でありましたので、本町はそれに基づきへき地保育所保育料を町独自で国の基準額の45%と軽減していることから、基準額を削除し、保育料とするものであります。

次に、表の中でこれまで第2階層から第7階層の保育料のうち、同一世帯から2人以上入所していた場合において、2子目を2分の1としていたため、それぞれの下段に2分の1の金額を括弧書きで示しておりましたが、このほど無料とするため、削除するものであります。

次に、表の下の括弧中のうち、第1項及び第2項につきましては、条文の中の保育料基準額という文言のうち基準額を削除し、保育料とするものであります。

次のページをご覧くださいと思います。

第3項ではこれまで同一世帯から2人以上入所している場合においては、2人目が2分の1、3人目を無料としていたものを、2人目以降の保育料は無料とすることに改正するものであります。

次に、前の第4項は削除し、前の第5項を新しく4項とし、延長保育の対象者の保育料は当該階層の保育料に2千円を加算した額とするという内容であります。このうちこれまでの保育料基準額の文言のうち、基準額を削除するものであります。

附則でございますが、この条例は平成22年4月1日から施行するものであります。なお、本条例改正によるへき地保育所の保育料の影響額は、平成21年度ベースでは人数で13人分、金額で約120万円の収入減となります。

以上で、説明を終わりますが、よろしくご審議をいただき、原案のとおりご議決くださいますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

3番、青木照夫君。

○青木照夫　今の説明の中では国が示された基準額とこれからの町で示す基準額の説明は受けました。しかしこれからは、来年度は、今国の示している、新政府の示している来年度は、1人頭1万3千円スタート。その次年度からは2万6千円という子ども手当を16歳までという話が今出てるわけですね。

ということはこれからずっと、今この条例改正は町の支出がほとんどというか、みんなお金を出しますよという条例案なんですけども、財政が豊かであれば当然こういう措置も当然であろうと思います。

しかし、これをもし実施したとすれば、来年度1万3千円いただいて、それから今の町が言われたような2人目から無料となるという話になるとダブル補助を受けるという内容について、それでいいのかなという疑問がありましたので、その点の補助の受け方に対してのお考え、示してください。

○議長　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　お答えいたします。今回提案を申し上げますのは、へき地保育所の保育料の件でございます。今青木議員がご質問されたのは、今国で進めております子ども手当の話だと思いますけども、直接この保育料の条例とは関係するものではありません。

私が基準額と申しましたのは国で認可保育所に対する、市町村に対する階層別の基準額を示しております。本町ではこれまで認可保育所は基準額の75%、へき地保育所は基準額の45%ということを進めてまいりましたが、これからも進めてまいる予定でございますので、今回のこの表につきましては、第2子の2分の1の保育料を削除という部分と、2分の1の保育料を無料にするという条例でありますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 確かにそれは線引きのない独自の説明の中身であるように受けますが、例えばこれは話はどうか分からないけど、ある会津の市町村では事務的経費まで13.2%削減するというようなところもあるわけですね。それはそれで対岸の火事だと。われわれには関係ないといえばそれまでですけども、それまで真剣になってそういう財政を考えてやってらっしゃる。われわれは議員としてチェックというか、そういう意見を述べるには、来年度の、さっき言ったような今の新政府の中での手当がそういうことだと。削れるときはあれもこれも予算からあれかこれかというような時代ではないかということの意味で申し上げているんです。もう一度その点。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員、今回のこのご提案申し上げました議案については、先ほど課長がいたしましたように国のこれからの子ども手当とまったくことは違うわけでありまして。国は国でこれから1人当たりいくらか、あるいは所得制限をするぞというようなことで新聞には報道されておりますけれども、これは国の行うことですから、これと今回の内容というのはまったく別問題でありまして、これは政策的に、実は私のマニフェストに書かせた内容であります。

市町村の中にはまったく保育料無料としているところさえも実はあるわけですね。しかし、いくらそういうことであっても、それは参考にしなければなりませんけれども、この条例を提出する際に、関係の課といろいろ協議をいたしました。これを行った場合にどのくらいの収入減となるのか。それは全体的な予算の中でカバーできるものかということをお考えまして、いろいろ精査をいたしました結果、現行の中でこれからのいろいろな事業的な内容でこちらの分を低くしたならば、こちらでもっていけるんじゃないかという総体的な枠の中で、実現可能であるという判断の中に立ちまして、今回、2人目以降、これは子育て支援と、西会津町独自の条例だと、こういうことでこれからの子育て支援の一環として上程したものでありますので、これによってこれまでの保護者の負担が相当軽減されるわけでありまして。

したがって、一人っ子の場合は、じゃ、これから二人目をもうけようかというようなことも、ある意味では出てくるんじゃないかと、こういう意味でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 町長の言われたことは当然そういう考えで言われていらっしゃることは理解できます。私もしつこく言わせていただくと、来年、再来年度は2万6千円と、1人が31万2千円と、2人目だと62万4千円の子ども手当が国から支給されるという意味において、その中で町の独自の手当というのはどうなのかということをお最後に言わせていただい

て終わります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 国がどういう手当をするのかということとはまったく私どもとしては関知することはできないわけです。ですから国とダブルじゃないかということをおっしゃろうと思ってるんですけども、それはやむを得ないんじゃないかと思います。

国は保育所のことだけをいってるわけではありませぬので、これから小学校も対象となるでしょう。あるいは高校の授業料無料化なんてこともつながってくるかもしれません。

ですからそういう意味においては、西会津はそこまではいかなくとも最低限度子育てに対する支援をして、そして負担を少なく、あるいはこのことによって効果が1人から2人、少子化が少しでもこれは解決する手だてとなるんじゃないかというささやかなものでありますのでよろしくをお願いします。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 1点だけちょっとお尋ねするんですが、この改正は大変子育て支援にいいことだと思いますが、今の保護者の負担の現状というのは、例えば送迎用のバスを利用している人たち、これが車両運送法だかなんかで必ず添乗員つけなければならないと。前は利用者が多かったから保護者たちが少ない金を出し合って添乗員を、町も半額くらいは補助していたようですが、保護者負担の軽減ということから見れば、今の現状をちょっと教えてください。だんだんへき地保育所も統合になり、バスで通園する箇所が増えてくるんじゃないかと、こういうふうな現状にあるものですから、今の現状をちょっと教えてください。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。へき地保育所におきましては、すべて町の車で送り迎えをしております。以前は議員が申されましたように、保護者が添乗員をお願いして、負担金を出していた。それに町は半額補助していたということでございましたが、現在はすべてのバスに雇ったかたの添乗員ではなくて、保育士が朝から晩まで添乗しておりますので、その費用は現在かかっておりませぬのでご理解いただきます。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 私も一つお尋ねしたいんですが、この政策は町長の確かにマニフェストの公約の目玉政策の一つであったと思います。それで私自身考えていたのは、この2人目の保育料無料ということはものすごくインパクト強かったものですから、今このご提案されている内容を見ますと、いわゆる同時期に2人目の保育所に行っている児童がいれば2人目無料になりますよということなんで、最初からそういうおつもりでお話していたのかというのが一つと、あとは例えばこれ3歳児で保育所に入るとすれば、4つ以上離れていけば上の子はもう小学校に入ってしまう。対象外になってしまう。だから、そういうのはずして、同時期というのはずして2人目の子どもが無料にするというようなことを想定されてシミュレーションなんかはしませんでしたか。以上です。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 私のほうからお答えさせていただきます。今議員がご質問あったように、私どもも町長と、現在一緒に入っている子ども、あるいは2子目なら誰でもというシミュ

レーションは考えました。

先ほどへき地保育所の収入減 120 万 8 千円というシミュレーションあったんですが、実は野沢保育所は同じく規則で改正いたしますけれども、野沢保育所で 19 人で 272 万 8 千円、保育所合計 393 万 6 千円の収入減になります。

方や、2 人目すべてを無料というシミュレーションを立てた場合、町の収入減はおよそ 1,500 万円の収入減になります。この辺を財政的にもいろいろ協議したわけですが、今回は 1,500 万円という額がちょっと想像以上に大きかったものですから、同時 2 人ということとで今回は提案させていただきました。

○議長 これですべてを質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 号、西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号、西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 7 号、西会津町出産祝金支給条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第 7 号、西会津町出産祝金支給条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の中で説明申し上げましたが、現在、第 3 子以降の出生子に出産時一括して 50 万円を支給しているところがございますが、これを成長過程の節目の経済的支援に資するよう、3 回に分けて支給するように見直すものであります。

別にお配りしております新旧対照表の 18 ページを一緒にご覧いただきたいと思います。

西会津町出産祝金支給条例の一部を次のように改正する。第 1 条中、保護者（父又は母）を保護者（当該子を養育する者）に改める。これは今度支給を 3 回に分けることにより、いろんな理由により父母以外のかたが養育している場合が出てくるということからこういう改正にしたものであります。

第 2 条第 1 号中、出生子の次に（以下「支給対象児」という）の保護者を加え、同条第 2 号中、出産日を支給時に改めるものであります。これも支給を 3 回に分けるためであります。

第 3 条を次のように改めます。第 3 条、祝金の支給。祝金は支給対象児 1 人につき、次の各号に定めるとおり支給する。

1 号、出生時 20 万円、2 号、2 歳の誕生日 10 万円、3 号、小学校入学時 20 万円。

このうち 2 号の 2 歳の誕生日 10 万円でございますが、これは多くの児童が保育所に入

所する年齢が2歳からであるということからでございます。

附則であります、第1条、この条例は平成22年4月1日から施行し、平成22年4月2日以降の出生児から適用する。4月生まれから小学生になるということからでございます。

第2条、経過措置でございますが、平成22年4月1以前の出生子については改正前の条例を適用するというところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただき、原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14番、清野興一君。

○清野興一　現在までにこの第3子で祝金を、年度に限ってもいいから、例えば21年から21年に、どのぐらい該当者がいたのか。

そしてこういう改正をするということは、現在までに祝金を支給された人たちからの意見を聴取したのか。また、これから該当するであろう人たちの意見は、抽出でもいいから聞いたのかね。こういうことで、何かこれ根拠があると思うんですが、減額するわけでもない同じ額を出すというんだからいいだろうけども、いっぺんにもらったほうが使い度があるという人もいるだろうし、いっぺんにもらっちゃうとそのとき使っちゃうからこのほうが助かるという人もいるだろうし、どういようなことでこの改正を提案されたのか。

もう1点は、出生時のときの、今産院なんかに行けば実費どのくらい費用がかかっているのか。これは国保の場合だと35万円だか、第何子と違って関係なく、国保からのお祝いじゃなくて支給もあったと思うんですが、その関係も併せて説明してください。

○議長　健康福祉課長。

○健康福祉課長　お答えいたします。まず出産祝金のこれまでの実績でございますが、今平成12年から資料がございまして、今年は3人目以降であります、今年は13人になる予定であります。これまで10年間で99人。ですから1年間だいたい10人ということになります。

それからこういう理由は誰かに聞いたのかということでございますが、改めて一般の町民からいろいろ聞いたということはありません。ただ、役場職員も3人目という職員がけっこういますので、どうですかという話を聞きました。

そうしますと、今議員がおっしゃられたように、この創設当時、平成10年でございますが、当時は出産のときの一時金が30万円だったことであります。現在は42万円でありませう。当時はやはり30万円に間に合わなかったと。現在42万円になって、これでだいたい間に合うという話も聞きました。

それともう一つ、やはり50万円をもらってしまうと何に使ってしまったか分からないということよりも、出生時20万円、それから保育所に入るときやっばり金がかかると。それから小学校に入るとき机買ったり、ランドセル買ったり、いろいろそのとき費用がかかるので、このほうがもらうほうとしてはありがたいなという話もございましたことからこのようなことがありました。

もう1点、これも先ほどの結婚祝金と同じように何年いなければならないということは



ないわけです。これまで調べましたら、99人のうち12人のかたがこれをいただいて町から転出したという実績がございます。

でありますので、今後、もし出生時いなくても1年以上いれば、2歳になればそれは子育て支援として支給するようにしますで、この辺でございます。よろしく申し上げます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第7号、西会津町出産祝金支給条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、西会津町出産祝金支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休議にします。(14時15分)

○議長　再開します。(14時40分)

日程第8、議案第8号、西会津町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　議案第8号、西会津町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由等でご説明申し上げましたが、現在支給している特別祝金100万円を30万円に改めるとともに、新たな特典を付与するよう改正するものであります。

別に、お配りしております条例新旧対照表の20ページを一緒にご覧いただきたいと思っております。

西会津町敬老祝金等支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中、これは特別祝金ですが、100万円を30万円に改める。

第5条を6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

第5条、特典であります。特別敬老祝金を受給した者に対して、規則で定める特典を付与する。

特典の内容につきましては、一つとして医療費の自己負担分の無料化、町が助成するものであります。

2番目としまして、在宅高齢者福祉サービス事業の対象者とする。具体的には散髪券や紙おむつ券の支給でございます。

三つ目は、在宅介護者リフレッシュサービス事業の対象者とするということでございます。

附則であります、この条例は平成22年4月1日から施行し、施行日以降に100歳を

迎える者から適用する。

以上で、説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただき、原案のとおりご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

4番、荒海清隆君。

○荒海清隆　私はただいまの議案第8号に対して一般質問で町長にもいろいろお話ししたわけですが、まだ議論が噛み合っておりません。それをもってただいまの8号議案はまだまだ議論を深める必要があると思います。

したがって、議案第8号は、議案第1号と同じく、祝金等支給条例審査特別委員会に付託したいと思います。以上です。

（「賛成」の声あり）

○議長　ただいま、4番、荒海清隆君から、議案第8号については、先に設置されました祝金等支給条例審査特別委員会に付託して審査することの動議が提出されました。この動議は1名以上の賛成者がありますので成立しました。

荒海清隆君の動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成のかたは起立願います。

（起立多数）

○議長　起立多数です。

したがって、本案については祝金等支給条例審査特別委員会に付託して審査することの動議は可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。（14時45分）

平成21年第10回西会津町議会定例会会議録

平成21年12月18日(金)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	11番	長谷沼	清吉
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	12番	長谷川	徳喜
3番	青木	照夫	8番	佐野	悦朗	13番	清野	邦夫
4番	荒海	清隆	9番	武藤	道廣	14番	清野	興一
5番	清野	佐一	10番	大沼	洋平			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	地域整備課長	杉原 徳夫
総務税政課長	伊藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 文男
まちづくり政策室長	成田 信幸	教育委員長	矢部 征男
町民情報課長	大竹 享	教 育 長	佐藤 晃
健康福祉課長	藤田 潤一	教 育 課 長	高橋 謙一
経済振興課長	新田 新也	代表監査委員	廣瀬 渉

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健一	議会事務局主査	齋藤 正利
--------	-------	---------	-------

第10回議会定例会議事日程（第8号）

平成21年12月18日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第2 議案第15号 西会津町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第3 議案第13号 地域活力基盤創造交付金事業町道野沢柴崎線橋梁（下部工）工事請負契約の変更契約について
- 日程第4 議案第9号 平成21年度西会津町一般会計補正予算（第7次）
- 日程第5 議案第10号 平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第3次）
- 日程第6 議案第11号 平成21年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）
- 日程第7 議案第12号 平成21年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第4次）
- 日程第8 請願第6号 「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める請願
- 日程第9 経常任委員会の継続審査申出について
- 日程第10 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第11 議会広報特別委員会の継続審査申出について

閉 会

（議会広報特別委員会）

○議長 平成 21 年第 10 回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 14 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。本案についての説明を求めます。

まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 議案第 14 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを、ご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたように、本計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき策定をしておりまして、辺地地域とそれ以外の地域との格差是正を図るため、交通通信、教育文化、生活環境の整備などに資する公共的施設につきまして、辺地対策事業債を充当し整備ができるよう、事業を計画するものであります。

辺地対策事業債は、町が借りることのできる起債では最も有利なものでありまして、その 80%が地方交付税に算入されることから、財政面からもより効果的に事業を進めることができるものであります。

今回の変更内容につきましては、計画への追加であります。携帯電話が通じない地域へ携帯電話の基地局となる鉄塔施設を整備するため、事業の追加をするものであります。それでは計画書の 1 ページをお開き願います。

ここは上谷・青坂辺地ですが、2 の公共的施設の整備を必要とする事情というところの下から 2 行目以降に書かれてございますように、ここは、携帯電話の不通話エリアになっておりまして、それを解消するため青坂地区に携帯電話の基地の局を整備するものであります。次の、2 ページは、変更後となる整備計画でありまして、次の 3 ページは、その具体的な変更内容として、電気通信施設の携帯電話基地局整備として、青坂に 1 基、整備をする変更を行うものであります。

次に、4 ページでございますが、4 ページは井谷・八重窪辺地であります。2 の公共的施設の整備を必要とする事情の下から 2 行目以降でございますが、先ほどと同じように、ここは携帯電話の不通話エリアになっておりまして、それを解消するため井谷地区に携帯電話の基地局を整備するものであります。次の、5 ページは、その具体的な変更内容でありまして、電気通信施設の携帯電話基地局整備として、井谷に 1 基、整備をする変更を行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 5 項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 14 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 15 号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。本案についての説明を求めます。

まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 議案第 15 号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更についてを、説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたように、本計画は過疎地域自立促進特別措置法に基づきながら、平成 17 年度から本年度までの 5 年間を期間として進めているところであります。

この計画に事業として計上いたしますと、過疎対策事業債という有利な起債を借入れることができ、町負担額の 70%が地方交付税に算入されまして、財政面からも効果的に事業を進めることができるものであります。

それでは、計画書の 1 ページをご覧くださいと思います。

今回の変更は、事業内容への追加でございます。区分の 5. 医療の確保のうち、(1) 診療施設「診療所」に、超音波診断装置と大腸ビデオスコープの、二つの医療機器を整備するものであります。

次に、2 ページでございますが、2 ページは変更の理由でございます。

まず、超音波診断装置、いわゆるエコーのことでございますが、現在、西会津診療所に設置がされております。導入をいたしましてから既に 10 年が経過をいたしまして老朽化が進んだことから、画像の解析度が低下するなど、支障をきたす状況となっておりますことから更新を行うものでございます。

次に、大腸ビデオスコープにつきまして、これも西会津診療所に設置がされておりますが、導入をしましてから既に 14 年が経過をし老朽化が進んだことから、今回更新を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 6 項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 15 号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

このあと、直ちに議場において祝金等支給条例審査特別委員会を開催してください。

暫時休議にします。(10時09分)

○議長　再開いたします。(13時01分)

日程第 3、議案第 13 号、地域活力基盤創造交付金事業町道野沢柴崎線橋梁（下部工）工事請負契約の変更契約についてを議題とします。本案についての説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長　議案第 13 号、地域活力基盤創造交付金事業町道野沢柴崎線橋梁（下部工）工事請負契約の変更契約について説明をさせていただきます。

お手元に説明資料配布しておりますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

町長の提案理由説明でも申し上げましたように、本工事につきましては、本年 7 月の議会臨時会におきまして請負契約締結のご議決をいただいたところでありまして、7 月中旬より工事に本格着手し、鋭意工事を進めているところであります。

本工事につきましては、ご承知のとおり橋立 2 号橋の橋台 2 基と橋脚 2 基を築造する下部工一式工事でありまして、橋台 2 基の工事につきましては、ほぼ工事が完了しており、現在は 2 基の橋脚のうち大口径深礎杭の工事を 2 基並行作業で進めているところであります。

なお、深礎杭であります、深い基礎の礎に杭と書きまして深礎杭というような名称でございます。橋脚を支える現場打ちの支持杭のことを申しておりまして、本橋梁の場合この杭の直径が 6 メートルと大変大きいことから大口径深礎杭工法というふうにいわれております。

この深礎杭の施工にあたり、工事費用の増額が必要な変更が生じたことから、工事変更の手続きを行ったところであります。

変更内容を説明させていただきます。まず P1 橋脚、図面の左側の橋脚でございます。P1 橋脚であります、P1 橋脚の深礎杭につきましては全高が 13 メートルでございます。赤色で着色していない部分は、高さ 6.5 メートルございまして、この部分は土質が土砂でありますことからライナープレート、説明図の写真を添付しています。鋼鉄製の円形の土留め材のことをライナープレートというふうに呼んでおります。の土留め工を計上し、そこから最下部までの 6.5 メートル、赤で着色しているところでございますが、その部分に

つきましては、土質が岩盤というようなことをございますことから、3メートルのロックボルトを併用した厚さ10センチメートルのコンクリート吹き付け工での土留めで計上していたところでありましたが、この岩盤につきましては、掘削の結果湧水、湧き水のことをございます。湧き水が生じておまして、コンクリート吹き付け工の施工が困難なことから、ロックボルト工とコンクリート吹き付け工は削除し、土砂部分と同じくライナープレートによる土留めに変更するものでございます。

次にP2橋脚についてございます。本橋脚は全高が12メートルございます。赤で着色していない部分、土砂部分が4メートルございまして、赤着色の岩盤部分が8メートルございました。P1橋脚同様にロックボルトを併用し、コンクリート吹き付け工での土留めを、この8メートル部分につきましては計上しておりましたが、本橋脚につきましても、掘削の結果湧水が生じておりましたことから、同様にライナープレートによる土留め工に変更をいたしました。この橋脚工事変更によります事業費の影響額はP1橋脚で約130万円の増、P2橋脚で約340万円の増であります。

次に仮設工事の変更ございます。湧水処理のため、ポンプ設置、水替え工を追加をいたしました。それによる増額が60万円ございます。

本工事の設計にあたりましては、深礎杭の高さ等の変更が生じた場合には、大きな金額の変更となりますことから、各ポイントにボーリング調査を行い土質の確認をし、設計を行ったところでありますが、湧水が生ずることまでは想定ができませんでした。ご理解をいただきたいと思ひます。

これら所要額を追加し、変更設計書を調製したところでありまして、去る12月3日付、株式会社海老名建設代表取締役小柴芳郎氏と当初設計額1億38万1,400円に532万1,400円を増額し、請負金額1億570万1,400円とする変更工事請負仮契約書を締結したところございます。

これをもちまして、説明を終わりますが、地方自治法第96条第5項並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会のご議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議くださいます、原案のとおりご議決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14番、清野興一君。

○清野興一　この変更によって竣工期日の変更はないんですか。

それと、一応は土質調査をやったという説明でありましたが、そのときは湧水は気がつかなかったと。掘削の結果湧水が発見されたと。この変更工事によって所期の強度、それらは全部当初の計画どおり担保できると、こういうような変更工事になろうと思うんですが、それで間違いはないですか。

○議長　地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長　ご質問にお答えします。まず、工期の問題ございます。本工事につきましては3月25日ということで工期を設定しまして工事を入札してございます。本工事につきましては実際に3月25日までの完成というのは、当初のスケジュールから組んで



もちよつと無理な状況でございます。冬期間、橋脚の立ち上がりのコンクリート打設工事がございますので、それらは冬期間の施工が無理だということでございまして、当初の時点でも想定としましては、今現在実施しております深礎杭の部分までで終わらせて、繰越明許の手続を取りまして工期を延ばすというような考えで発注してございます。

現在、繰越明許の手続をやってございまして、そういった承認を得られた段階で工期の延長をしたいということでございまして、今現在は工期の延長までは行わないという形で考えております。最終的にはだいたい8月いっぱいを目安にしているということでございます。

それで湧水についてのおただしでございました。説明でも申し上げましたように、この橋脚の深礎杭の部分に、その本当に中心部をねらいましてボーリング調査を行いました。その段階ではしっかりした岩盤であり、湧水もなかった。なかったといいますが、ボーリング調査の結果では湧水までは想定できなかったということでございます。

掘削の結果、やはり岩盤に細かい亀裂が入ってございまして、そこから水がにじみ出てくるというようなことでございます。ご承知のとおり、コンクリートの吹きつけでございますので、表面にコンクリートを吹きつけながら10センチの厚さに施工していくというような工法でございまして、水には大変弱いというような工法でありましたので、ライナープレートというような土留めに変更しなくちゃならないというような形になったということでございます。

それに伴っての強度の話がございました。当然そういった土質になったということで再度安定計算等すべて行いまして、鉄筋の量、そういったものも若干増えてございます。そういった形に変更した結果、このような、ライナープレートだけの費用ですとこんな大きな増額にはならないわけではありますが、そういったことも変更しまして、安定させるための計算をしまして、必要な変更をさせていただいた結果がこういった金額の増になったということでございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 私金額の問題で聞いてるんじゃないくて、強度は当初見込んだとおり見込めるのかということだけ聞いてるんです。安全なんでしょう。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 ちょっと説明不足でございました。安全を保てるような形に変更をしたということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第13号、地域活力基盤創造交付金事業町道野沢柴崎線橋梁(下部工)工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、地域活力基盤創造交付金事業町道野沢柴崎線橋梁（下部工）工事請負契約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 9 号、平成 21 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）を議題とします。本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第 9 号、平成 21 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。子どもの感染症予防対策に係る緊急支援事業並びに全国瞬時警報システム整備事業を新たに計上する一方で、国の第一次補正予算執行停止による子育て応援特別手当交付金の減額、また当初予算で計上しておりましたバイオマスタウン構想策定事業、地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定事業、循環型社会形成調査事業の中止に伴う減額、この他、町道整備を行うための地域活力基盤創造交付金事業、国民健康保険特別会計診療施設勘定に対する繰入金、防災ハザードマップ作成業務委託料などを追加するとともに、各種事業費の確定等による調整を行うものであります。

以上の財源といたしましては、国県支出金、諸収入、町債等を調整した結果、4,320 万 7 千円の不足が生じたので、財政調整基金からの繰入金を充当することといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 21 年度西会津町の一般会計補正予算（第 7 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,129 万 3 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56 億 4,225 万 3 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の補正は「第 2 表地方債補正」による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げたいと思います。8 ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。11 款分担金及び負担金、2 項 1 目総務費負担金 31 万円の増であります。ケーブルテレビ及びインターネット加入に係る負担金であります。

13 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金 91 万 1 千円の増であります。障がい者短期入所事業などの増であります。2 項 1 目総務費国庫補助金 197 万 4 千円の減であります。地域バイオマス利活用交付金の減であります。2 目民生費国庫補助金 502 万 5 千円の減であります。子育て応援特別手当交付金でありまして、国の第 1 次補正予算執行停止に伴う減額であります。4 目土木費国庫補助金 2,850 万円の増であります。地域活力基盤創造交付金の増であります。

次に、14 款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金 45 万 5 千円の増であります。障がい者短期入所事業などの増であります。2 項 2 目民生費県補助金 107 万 9 千円の増であります。子どもの感染症予防対策等緊急支援事業などの増であります。4 目労働費県補助金

228万円2千円の減であります。緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別交付金事業の減であります。9目消防費県補助金564万円の増であります。防災情報通信設備整備事業交付金の増であります。3項1目総務費委託金126万9千円の減であります。衆議院議員選挙費の減などあります。

17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金4,320万7千円の増であります。歳入歳出を調整いたしました結果、不足する分を繰入れするものであります。この結果、補正後の財政調整基金の積立残高は3億6,930万8千円となる見込みであります。

19款諸収入、5項4目雑入800万円の減であります。地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金の減であります。

20款町債、1項1目辺地対策事業債880万円の増であります。携帯電話等エリア整備事業で過疎対策事業債からの組替えであります。2目過疎対策事業債2,980万円の減であります。町道改良舗装事業2,090万円の減、携帯電話等エリア整備事業で辺地対策事業債組替えによる890万円の減であります。

次に、11ページをご覧くださいと思います。歳出であります。1款議会費、1項1目議会費18万2千円の追加であります。旅費等の追加であります。

2款総務費、1項1目一般管理費430万1千円の追加であります。産休代替等の臨時職員賃金及び一般消耗品等の追加であります。5目財産管理費300万円の追加であります。昨日ご議決をいただきました組織改正に伴う庁舎内の修繕等あります。次に、6目企画費1,603万9千円の減であります。バイオマスタウン構想策定事業、並びに地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定事業、循環型社会形成調査委託料の中止に伴う減額などあります。12目生活バス運行事業費181万3千円の追加であります。車両にかかる修繕料などあります。2項1目税務総務費40万円の追加であります。町税過誤納還付金あります。4項は選挙費であります。それぞれの選挙経費の確定に伴う減額調整などあります。5項2目各種統計調査費7千円の減は、事業費の組替えなどあります。6項1目監査委員費は費用弁償の追加などあります。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費2,928万4千円の追加であります。国民健康保険特別会計診療施設勘定に対する医薬品代支払いのための繰出金あります。5目障がい者福祉費182万5千円の追加であります。障がい者短期入所給付費などの追加あります。2項2目児童措置費109万6千円の追加であります。子どもの感染症予防対策等緊急支援事業による保育所用備品購入費などあります。

3目子育て応援特別手当事業費502万7千円の減であります。国の第1次補正予算執行停止による減であります。

4款衛生費、1項4目健康推進費及び5目母子保健費は、理学療法士報奨金や妊婦健康診査補助金追加などの事業費調整であります。

5款労働費、1項1目労働諸費228万2千円の減であります。県補助事業による緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別交付金事業で不採択分の減額と町単独事業分の事業費の組替えであります。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費35万6千円の追加であります。担い手アクションサポート事業の追加などあります。

8 款土木費、1 項 3 目道路新設改良費 1,000 万円の追加であります。補助事業費追加に伴う町道改良舗装工事の調整であります。

9 款消防費、1 項 4 目防災費 685 万 5 千円の追加であります。防災ハザードマップ作成業務委託料及び全国瞬時警報システム接続工事の追加などあります。

10 款教育費、1 項 5 目スクールバス運行費 279 万円の追加であります。スクールバス運行にかかる車両の修繕料及び運行業務委託料の追加などあります。2 項 2 目及び 3 項 2 目の小学校と中学校それぞれの教育振興費追加であります。臨時職員賃金の追加と要保護児童生徒に係る援助費の追加などあります。4 項 4 目図書館費 86 万 7 千円の追加であります。図書館蔵書検索システムにかかる変更手数料であります。

次に、5 ページに戻っていただきたいと思ひます。第 2 表地方債補正・変更であります。まず、辺地対策事業費であります。携帯電話等エリア整備事業で 880 万円を追加するものでありまして、限度額を 1,710 万円から 2,670 万円とするものであります。次に、過疎対策事業費であります。町道改良舗装事業 2,090 万円の減と携帯電話等エリア整備事業を辺地対策事業債に組替へするため 890 万円減額するものであり、限度額 4 億 560 万円を 3 億 7,580 万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 9 号、平成 21 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号、平成 21 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）は、原案のとおり可決されました。

これから日程第 5、議案第 10 号、平成 21 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 3 次）を議題とします。本案についての説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 議案第 10 号、平成 21 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 3 次）の調製についてご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、現在整備工事を実施しております野沢処理区事業において事業費の調整が必要となったことから実施するものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 21 年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 100 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,686 万 2 千円とする。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条地方債の補正は、「第 2 表地方債補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。7 ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入でございます。8 款町債、1 項 1 目下水道事業債 100 万円の減額です。町単独工事費の減に伴い、下水道事業債借り入れ所要額について 100 万円の減額が可能となりましたことから減額とするものでございます。

8 ページをご覧ください。3 の歳出です。

2 款施設整備費 1 項 1 目下水道施設費 100 万円の減額です。野沢処理区の整備事業については、事業が終盤にさしかかりました。委託料につきましては、入札により生じた、不用額の減額でありまして、水道補償費につきましては新たな区間の工事を追加したことに伴う追加でございます。歳入でも申し上げましたように、町単独工事費が減額となりましたことから総額では 100 万円の減額となりました。

説明が前後しますが、4 ページをご覧いただきたいと思います。第 2 表の地方債の補正について説明をいたします。変更でございます。下水道事業費補正前限度額 2,690 万円を 2,590 万円に 100 万円減額いたします。なお起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

これで、説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしく願い申しあげます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号、平成 21 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 3 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、平成 21 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 3 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 11 号、平成 21 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）を議題とします。本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第 11 号、平成 21 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）についてご説明いたします。

今次の補正は施設勘定でございます。診療所に関するものでございます。主な内容でございますが、本町におきましても新型インフルエンザの感染が拡大しており、町の診療所の診療体制を強化し、夜 7 時までの夜間診療をするため、そして土曜診療における医師等にかかる職員手当等の追加と今後不足が生じる見込みであります医薬品等の追加でございます。

その財源といたしましては、予算全体を精査し財源とした分、そして予備費、そして一般会計の繰入金からでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。平成 21 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額の増減はしない。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,928 万 4 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3,337 万円とする。

2 診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

それでは 6 ページをご覧いただきたいと思えます。

はじめに歳入であります。4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 2,928 万 4 千円を増であります。

次 7 ページの歳出であります。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、主な内容でございますが、先ほど申し上げましたように土曜診療、夜間診療にかかる職員手当等の増が 61 万円、それから委託料の中で理学療法士委託料の減 100 万円等が主なものでございます。補正額 61 万 8 千円でございます。

2 款医業費、1 項 1 目医療用機械器具費、補正額 214 万円の減額であります。主な内容であります。医療用機器、機械器具保守管理委託料の減 84 万円、機械機器使用料減 130 万円でございます。

次に 8 ページでございます。2 款 1 項 2 目療養消耗機材費 171 万 3 千円の追加でございます。主なものは消耗品の追加でございます。医療用消耗品 240 万円でございます。3 目医療医薬品衛生材料費 3,700 万円の追加であります。医薬品等の追加でございます。

5 款予備費、1 項 1 目予備費 667 万 1 千円の減額でございます。

この結果歳入歳出それぞれ 2,928 万 4 千円を増額し、予算総額を 5 億 3,337 万円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決くださいま



負担分であります。

5 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金、補正額 2 千円。これは介護保険臨時特例基金が今年度入りましたので、基金に 2 千円の利子の収入であります。

6 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金 63 万 2 千円。これも介護給付費増による町の負担分でございます。

次に 8 ページをご覧くださいと思います。

歳出であります。2 款保険給付費、2 項 2 目地域密着型介護予防サービス給付費 55 万円の減額であります。これはいわゆるグループホームに要支援者対象のサービス給付費を計上しておりましたが、予定より現在利用しておらないということから減額したものであります。

2 款 4 項 1 目高額介護サービス費 260 万円の追加であります。これは高額介護サービス費負担金追加でございます。入所施設に入所しているかたのうち、低所得者のかたがたが増えたため、負担金を追加して支給するものであります。

2 款 6 項 1 目特定入所者介護サービス費 300 万円の追加であります。これは施設に入っているかたがたの食事の軽減分、低所得者に対する軽減分であります。これも先ほどと同じように入所者の非課税者が増えてきたということでございます。

3 款基金積立金、1 項 2 目介護保険臨時特別基金積立金 2 千円の追加でございます。

この結果歳入歳出それぞれ 505 万 2 千円を増額し、総額 9 億 2,151 万 4 千円とするものです。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号、平成 21 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 4 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、平成 21 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 4 次）は、原案のとおり可決されました。

追加議事日程配付のため暫時休議にします。(13 時 46 分)

○議長 再開します。(15 時 00 分)

お諮りします。

ただいま、祝金等支給条例審査特別委員会より、委員会審議報告書が提出されました。



これを日程に追加し、祝金等支給条例審査特別委員会報告を追加日程第1とし、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、祝金等支給条例審査特別委員会報告を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、祝金等支給条例審査特別委員会報告を行います。祝金等支給条例審査特別委員会報告の報告を求めます。

祝金等支給条例審査特別委員会委員長、清野邦夫君。

○清野邦夫 それでは、委員会の審査報告を申し上げます。

初めてといわれる議案の特別委員会付託というような経過措置をとりましたけれども、これは議論を深め審議しようということで設置されたものでございます。会議規則第75条の規定によりまして以下報告を申し上げたいと思います。

受理番号、議案第1号、付託年月日、21年12月17日。件名、西会津町結婚祝金支給条例について。

審査の結果について申し上げます。原案の10万円の支給については適当は認める。

ただし、細部について町側と協議した結果、次の点について合意をいたしました。

一つ、祝金の10万円支給については、定住促進住宅の半年間無償入居との選択制とすること。

二つ、新婚夫婦のどちらか一方が50歳未満の年齢要件を設けること。

三つ目が申請期限については、結婚後3カ月以内とすること。

次に、町内在住の実態を把握するため、申請書様式に確認者の記名、押印欄を設けること。

併せて、結婚対策等の施策の充実を図ることについて町側と合意に達しました。

議案第8号につきましてご報告申し上げます。

付託年月日が平成21年12月17日、件名が西会津町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例。

審査の結果でございますが、細部について、町側と協議した結果、次の点について合意に達しました。

百歳到達者には、特別祝金30万円のほかに、毎年医療費補助、生活支援等のための手当16万円を支給すること。

以上の審査結果になりました。

なお、終わりにあたりまして、議員各位の建設的なご意見、あるいは町側の真摯な協議ということで、まず議事運営にご協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます、委員長報告に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって祝金等支給条例審査特別委員会報告を終わります。

追加議事日程配付のため、暫時休議にします。(15時05分)

○議長 再開します。(15時09分)

お諮りします。

12月11日、町長から提出された議案第1号、西会津町結婚祝金支給条例及び議案第8号、西会津町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例について、訂正したいとの申出があります。議案第1号、西会津町結婚祝金支給条例訂正の件、議案第1号、西会津町結婚祝金支給条例、議案第8号、西会津町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例訂正の件、及び議案第8号、西会津町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町結婚祝金支給条例訂正の件、議案第1号、西会津町結婚祝金支給条例、議案第8号、西会津町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例訂正の件及び議案第8号、西会津町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第1から、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第1号、西会津町結婚祝金支給条例訂正の件を議題とします。

町長から議案第1号、西会津町結婚祝金支給条例訂正の件の理由を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第1号、西会津町結婚祝金支給条例の訂正について申し上げます。

本案につきましては、昨日議案審議の中で祝金等支給条例審査特別委員会に付託され、ご審議をいただいていたところではありますが、同特別委員会との協議の結果、議案の一部について訂正いたしたくお願いいたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○議長 お諮りします。

ただいま議題となっています議案第1号、西会津町結婚祝金支給条例訂正の件を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町結婚祝金支給条例訂正の件を許可することに決定しました。

追加日程第2、議案第1号、西会津町結婚祝金支給条例を議題とします。

本案の変更部分について説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第1号、西会津町結婚祝金支給条例についてご説明いたします。

本案につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたように、祝金等支給条例審査特別委員会との協議に基づき、第3条、祝金の額を祝金に訂正し、次いずれかを選択できるようにするものであります。

まず1号といたしまして、現金を支給する場合は10万円。

2号といたしまして、定住促進住宅等に入居する場合は6カ月分の家賃相当額を支給するよう訂正するものであります。

なお、規則は、一つ、対象者については新婚夫婦のどちらか一方が50歳未満とすること。

二つ目として、申請期限を結婚後3カ月以内とすること。

3番目としまして、申請書の様式等、この中で定住の意志、及び居住の証明について記載することなどを規定することといたします。

以上で説明を終わりますが、原案のとおりよろしくご審議いただき、よろしく原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、西会津町結婚祝金支給条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町結婚祝金支給条例は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3、議案第8号、西会津町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例訂正の件を議題とします。

町長から議案第8号、西会津町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例訂正の件の理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第8号、西会津町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例の訂正について申し上げます。

本案につきましても、昨日議案審議の中で、祝金等支給条例審査特別委員会に付託され、ご審議をいただいていたところではありますが、同特別委員会との協議の結果、議案の一部について訂正いたしたくお願いいたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。以上であります。

○議長 お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号、西会津町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、西会津町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例訂正の件を許可することに決定しました。

追加日程第4、議案第8号、西会津町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例を議題とします。本案の変更部分について説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第8号、西会津町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案につきましても、ただいま町長が提案理由で申しあげましたように、祝金等支給条例審査特別委員会との協議に基づき、第5条の特典をその他の支援に訂正し、医療及び生活支援として年額16万円を支給するよう訂正するものであります。

なお、支給方法については規則で定めることといたします。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、西会津町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、西会津町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、請願第6号、「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める請願を議題とします。委員長の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、長谷川徳喜君。

○経済常任委員会委員長 それでは請願審査報告書、申し上げます。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第92条第1項の規定によりまして報告いたします。

記、受理番号、請願第6号でございます。付託年月日は平成21年12月11日。件名でございますが、「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める請願でございます。

審査の結果、委員会の意見としましては、継続審査を要することになりましたので、ご報告申し上げます。以上です。

○議長 これから請願第6号、「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める請願の質

疑を行います。

(「異議なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、請願第6号、「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める請願を採決します。

お諮りします。

請願第6号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第6号、「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める請願は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、経済常任委員会からの継続審査申出についてを議題とします。

経済常任委員会より、お手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

経済常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第10、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会より、お手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第11、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会より、お手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 閉会にあたり一言あいさつを申し上げます。

師走の何かとお忙しい中で、8日間に及ぶ12月議会定例会、大変ご苦労さまでございました。すべての議案にわたり慎重審議を賜りご議決をいただきました。誠にありがとうございました。

私にとっては2回目の定例会であり、毎日が緊張でやせる思いで務めさせていただきました。不十分なところはこれからもご指導いただきますようお願い申し上げたいと思います。

本議会の中でご意見、ご要望につきましては十分検討し、行政運営に生かしてまいりたいと思います。

今年もあとわずかとなりました。議員各位におかれましては健康に十分留意され、2010年の新年を明るく元気で迎えられるようご祈念申し上げまして閉会のあいさつといたします。大変ご苦労さまでございました。

○議長 閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

去る12月11日以来、本日まで8日間にわたり、議員各位におかれましては、年の瀬を迎え、何かとご多忙中にもかかわらず、熱心にご審議を賜り、本日をもって全議案原案どおり議決成立をみました。

会議を通じて議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

町当局におかれましては、これらの執行にあたっては適切なる運営をもって進められ、町政発展のため、一層のご努力をお願い申し上げます。

今年も残り少なくなりました。議員の皆さまがた、執行部の皆さまがたにおかれましては一層ご自愛のうえ、よいお年を迎えられるようご祈念申し上げますとともに、今後とも町政の積極的な推進にご精励賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

これをもって平成21年第10回西会津町議会定例会を閉会します。(15時29分)  
ご苦労さまでした。